

次世代バイオ医薬品等創出に向けた人材育成支援事業

医政局医薬産業振興・医療情報企画課 (内線8485、8463)

令和7年度当初予算案 1.4億円(30百万円)※()內は前年度当初予算額

1 事業の目的

- バイオ医薬品は今後の成長領域であるが、我が国はそのほとんどを海外に依存し、国内製造されていない現状があり、経済安全保障上問題であるほか、 国内のバイオCMO/CDMOも限られることから水平分業が進まず、バイオ医薬品の新薬開発にも支障が生じている。
- これまで厚生労働省では、バイオ医薬品開発等促進事業において、高度専門人材育成のための研修を行ってきたが、
 - 国内製造に対する需要を鑑みると、より多くの人材を育成していく必要がある
 - 実際の設備を用いた製造(スケールアップ)等の経験がなければ即戦力とならないが、各企業で実生産レベルの実習は困難である との声があがっている。また、新規医薬品のうちバイオ医薬品が占める割合が増加することに伴い、今後、特許切れのバイオ医薬品も増加していくことが見込ま カる.
- 令和4年度に策定したバイオシミラーの普及目標達成にあたり、安定的な供給を確保することが重要であるため、国内においてバイオ医薬品の製造技 術を持つ人材の更なる育成を中心として、製造能力強化に関する支援をあわせて実施する必要がある。

2 事業の概要・スキーム 3 実施主体等 バイオ医薬品の製造に関する課題や解決策を関係者間で共有し、連携を強化するとともに、以下の支援を進める。 ○ バイオ専門人材の育成を中心として、 支援メニュー (対象:製販企業、CMO/CDMO) バイオシミラーを含むバイオ医薬品の国内生産能力増強 ①研修施設での人材育成支援 ・バイオ医薬品製造業者の国際競争力強化、水平分業推進 等により、国内の医薬品シーズを成功に導く。 厚生労働省 製薬企業の社員等に対して、バイオ医薬品の製 遺伝子、細胞等 への展開 造技術、開発ノウハウ等に関する基礎的な研修プロ グラムを実施し、抗体医薬、新規モダリティを対象とし 技術開発 た研修を行う。 (1) 2 ②【拡充】実践的技術研修の実施 委託 ①研修の上乗せとして、製薬企業等の実生産 共有,解決 設備を利用することに対し、受講費を半額支援する。 人材育成 1年間の研修プランにより、一連の製造作業を 晶晶 一人で実施出来る製造技術者レベルを目指す。 4 事業実績 技術研修事業の受講者数 ○座学研修:37名 ○実習研修:43名(令和5年度実績)

➤医療系ベンチャー・トータルサポート事業 (MEDISO) の機能強化



創薬基盤強化支援事業

医政局医薬産業振興・医療情報企画課(内線4059)

令和7年度当初予算案 9.3億円 (4.4億円) ※() 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

政府一丸となりスタートアップを産み育てるために策定した「スタートアップ育成5カ年計画」等に基づき、厚生労働省においては、国民の健康の維持・向 、世界の医療水準の向上を担う医療系ベンチャーの振興政策を大胆に展開していく必要がある。我が国の医療系ベンチャーを取り巻くエコシステム構築とと に、成功事例の創出を加速させるため、開発早期から製薬企業・VCの視点を取り入れる開発促進支援のほか、海外エコシステムとの接続強化のための広報活 では、成功事例の側面を加速させるため、開発早期から製業止集・VCの税品を取り入れる開発促進文援のほか、海外ユコシステムとの技術強化のための店報が 動、支援機関のHub化等、ベンチャー支援施策の強化・拡充を図る。このため、「医療系ベンチャー・トータルサポート事業(MEDISO)」の強化・拡充を図 るとともに、令和7年度から3年にわたる国庫債務負担行為を要求して、途切れのない支援を実施する。また、創薬エコシステムの実現に向けた政策を国内外 に示すことが必要であり、外資系の製薬企業・VCもメンバーとする官民協議会を設置する。

2 事業概要・スキーム

- アカデミアによる基礎研究以降、VCから資金調達するまで の死の谷を越えるため、製薬企業やVCとの意見交換を通じ て開発プロセスの最適化を図るとともに、海外人材も含む ターによる支援を提供する。
- ・海外エコシステムとの接続強化のため、<mark>海外でのイベント</mark> 開催、海外VCとのマッチングや、創薬人材のネット ワークを有する者が国内外クラスターを巡回訪問しクラ ・交流を促進するとともに、日本の薬価・ 薬事規制等について海外広報活動を実施する。
- ・医療系ベンチャー振興施策の中心となっているMEDISO事 業を「**医療系ベンチャー支援機関のHub」**として機能することを目指すとともに、<mark>ネットワーク形成のために月例交</mark> 流会を実施する。
- アカデミア・ベンチャーから、薬事・保険・研究開発・ベ yチャー振興等に関する**意見を受け付けるとともに、具体** 的な解決策を検討するためのWGを開催。

官民協議会の開催

・創薬エコシステム育成施策の方針や進捗状況について、外 **資系企業のニーズも踏まえて**議論を行う。



▶小児・希少疾病用医薬品等におけるドラッグロス解消に向けた取組の強化



小児医薬品開発支援体制強化事業

医政局研究開発政策課(内線2542)

令和7年度当初予算案 30_{百万円} (-) *() 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

日本において、小児や希少疾病等の医薬品を中心として、ドラッグ・ラグ/ドラッグ・ロスの懸念が生じており、必要な医薬品が迅速に利用できない患者が存在している状況にあると言われている(※)。

小児領域の医薬品開発を促進するため、国立成育医療研究センターにおける小児医薬品開発支援の体制を強化し、小児用医薬品開発のサポート(製薬企業、アカデミア等への開発サポート等)を強化する。

※医薬品の迅速・安定供給実現に向けた総合対策に関する有識者検討会報告書(令和5年6月9日)

2 事業の概要・スキーム



厚生労働省

国立研究開発法人 国立成育医療研究センター

(i)小児医薬品開発支援の体制強化

・アカデミア等からの出向者の受け入れ、SMO/CROへの業務委託

(ii)小児医薬品開発支援内容の充実

- ・新たにアカデミア主導での小児医薬品開発を支援
- ・開発のサポート(実施の可能性・コンセプト・計画等への助言、関連学会との連携の支援、規制当局対応に関する相談等)
- ・国内における使用実態等公知申請に必要となる情報収集の支援(小児医療情報収集システム(DB)活用による情報収集を含む)
- ・開発企業がいない小児用医薬品の開発に関して、必要に応じて治験を支援(※)し、企業導出を支援(プロトコル作成助言等)
 ※国立研開発法人日本疾療研究開発機構(AMED)腹床研究・治験推進研究事業

(iii)小児治験ネットワークとの連携・体制強化

- ・小児治験ネットワーク体制の強化、産学官患からなる小児医薬品開発推進のコンソーシアムの立ち上げ事務局機能を担当
- ・国内小児治験について、小児治験ネットワーク等につなぎ、被験者の組入れを加速化

(iv)小児治験に関する普及啓発・研修の実施

- ・保護者、患者会: DCTを含む小児治験の普及啓発による患者参画の推進(関係学会と連携)
- ・医療従事者:小児用医薬品治験に関する理解、DCT治験に関する知識を広めるための講習会を開催
- ・製薬企業:小児治験ネットワーク及び本支援スキームの普及啓発の強化
- ・関係学会:治験登録促進の呼びかけ、DCTの理解・普及啓発

等

3 実施主体等

◆ 実施主体:国立研究開発法人 国立成育医療研究センター◆ 補助率:10/10 ◆対象経費:補助金(人件費等)

臨床研究・治験推進研究事業

医政局研究開発政策課(内線2542)

令和7年度当初予算案 32億円 (32億円) *(1) 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 有望な医薬品シーズがアカデミアや企業で見いだされても、その後の臨床研究や治験を効率的に実施しなければ、早期の薬事承認に繋がらない。
- 日本で生み出された基礎研究の成果を薬事承認につなげ、革新的な医薬品を創出するため、科学性及び倫理性が十分に担保され得る質の高い臨床研究・治験を推進する。

2 事業の概要・スキーム

- 企業による開発が進まない医薬品についてはアカデミア主導での開発を進める必要があり、関係学会の協力の下で実施される医師主導治験の実施を支援する。
- 医薬品の小児適応に係る研究開発は、ニーズは高いが採算性が低く、企業による開発が進みにくい。医療安全の観点からも、小児での有効性・安全性が確立していない医薬品についてエビデンス構築が求められていることから、小児を対象とした臨床研究・医師主導治験等を促進する。

<支援に係る主なコンセプト>

①患者ニーズの高いもの

疾患の希少性、不採算性等を総合的に考慮し、公益性の高い 特定臨床研究・医師主導治験を支援

- ▶ 臨床研究・医師主導治験のプロトコール作成
- ▶ 特定臨床研究の実施
- ▶ 医師主導治験 (新有効成分、新効能、新用量医薬品) の実施
- 小児を対象とした特定臨床研究・医師主導治験等の実施認知症を対象とした特定臨床研究・医師主導治験・企業
- » 認知症を対象とした特定臨床研究・医師主導治験・企業 治験等の実施

臨床研究・治験の推進

②疾患登録システム(患者レジストリ)等の活用

(DCT) 等の新しい手法の活用

に対

疾患登録システムを、薬事承認申請に利用可能な比較対照群等 に利活用する、特定臨床研究・医師主導治験の実施を支援

デジタルデバイス、オンライン診療等の新しい技術や訪問診療等を活用し、被験者の安全性やデータの信頼性を担保しつつ、被験者や関係者の負担を軽減し得る臨床試験(Decentralized Clinical Trial;分散型臨床試験)等の新しい手法を活用した特定臨床研究・医師主導治験のプロトコール作成、実施を支援

3 実施主体等

◆ 補助先:国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED) ◆補助率:定額 ※AMEDにおいて公募により研究者・民間事業者等を選定



PMDA小児・希少疾病用医薬品等薬事相談センター事業

医薬局 医薬品審査管理課 (内線2746)

80%

40%

2020 (調査年)

176品目

72%

令和7年度当初予算案 1.2 億円 (1.2億円) *()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 近年、希少疾病用・小児用等の医薬品を中心に、欧米では承認されてい る医薬品が日本で開発されない、**ドラッグ・ロスの拡大**が指摘されている。
- 我が国にとって医療上必要な医薬品の導入を促進するため、厚労省の検 討会(%)において薬事規制の大幅な見直しを進めるとともに、その実行 のため、令和6年度より「PMDA小児・希少疾病用医薬品等薬事相談セン ター」を設置し、以下の対応を進めている。
 - ① 希少疾病用医薬品指定の早期化・拡大
 - ② 小児用薬の開発計画の策定を企業に促しPMDAが確認する仕組みの対応の促進 ③ 「医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議」における評価の加速化

 - ④ PMDA相談手数料の企業等への補助
 - (※) 創薬力の強化・安定供給の確保等のための薬事規制のあり方に関する検討会(令和6年4月報告書とりまとめ)
- 令和7年度は、①見直しに伴う希少疾病用医薬品の指定増加等に対応するための審査体制の強化を行うとともに、
- ②未承認薬等検討会議において学会等の要望を待たずに国が主導的に評価・開発要請を行う新たなスキームを導入する。



3 実施主体等

実施主体: PMDA

100

国内未承認業合計

国内未承認薬の割合

費用内訳:

・相談手数料の補助(企業、アカデミア

117品目

56%

増加する国内未承認薬

・体制確保の人件費:補助率50/100等

➤医薬品・医療機器開発におけるレジストリ(疾患登録システム)の利活用を加速させるクリニカル・イノベーショ ン・ネットワーク構想の推進

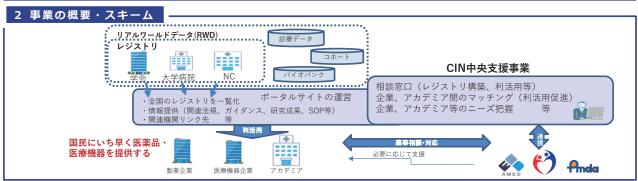
クリニカル・イノベーション・ネットワーク中央支援事業

医政局研究開発政策課(内線2542)

令和7年度当初予算案 25_{百万円} (32_{百万円}) * () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- <背景>○ 医薬品等の開発コストを抑える観点から、レジストリを活用した臨床開発手法が注目されている。
 - 業界やアカデミアなどから、医薬品等の研究開発や承認申請等におけるレジストリやリアルワールドデータの利活用推進に対して強い要望が寄せられ ている。
 - これらを踏まえ、2015年よりクリニカル・イノベーション・ネットワーク (CIN)構想において、疾患登録システムを活用した革新的な医薬品等の開 発環境を整備してきた。
- <課題>○ ワンストップサービス拠点における、ポータルサイトのレジストリ情報や各種資料等の継続的な更新が必要。
 - 業界・学会・アカデミアなどから、レジストリ構築、運営等に関する相談機関がほしいとの要望。
 - これら中央支援業務を一元的に管理する拠点を設置し、レジストリの利活用を推進する必要がある。



3 実施主体等

- ◆ 実施主体:一般競争入札(総合評価落札方式)により選定
- ◆ 事業実績:レジストリフォーラム開催 1回、レジストリ相談件数 企業5件(重複あり)・学会3件・アカデミア1件(令和5年度)

クリニカル・イノベーション・ネットワーク推進支援事業

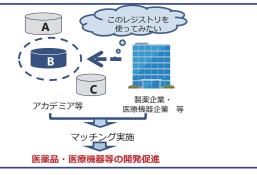
令和7年度当初予算案 54_{百万円} (59_{百万円}) *()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- <背景> 我が国では、患者数が少なく治験が難しい小児領域や希少疾病領域等での医薬品や医療機器の開発は必ずしも円滑に進んでいるといえない。 一方で、希少疾病・難病及び小児分野等を対象としたレジストリは存在するが、それらのデータが企業側の開発に結びついていない。
 - これらを踏まえ、2015年よりクリニカル・イノベーション・ネットワーク(CIN)構想において、疾患登録システムを活用した革新的な医薬品等の開発環境を整備してきた。
- 〈課題〉○ 依然として業界やアカデミアなどから、医薬品等の研究開発や承認申請等におけるレジストリやリアルワールドデータの利活用推進に対して強い要望が寄せられている。
 ※製薬協 政策提言2021 (2021年2月 日本製薬工業協会)
 - 企業が研究開発に活用できるレジストリが少ないため、環境を整備し、レジストリの利活用を促進する必要がある。

2 事業の概要・スキーム

- (1) レジストリ保有者と企業とのマッチングを実施し、希少疾病・難病及び 小児分野等の医薬品・医療機器開発におけるレジストリの利活用を さらに促進、加速させる。
- (2) 企業ニーズに応じたレジストリの改修・新規構築費用を補助する。 (国:企業拠出 = 1:1)



3 実施主体等

- (1) 実施主体:一般競争入札(総合評価落札方式)により選定 ◆事業実績:マッチング数2件(令和5年度)
- (2) 実施主体:公募により選定 ◆補助率:1/2 ◆事業実績:レジストリ改修数3件(令和5年度)

▶創薬力強化に向けた早期薬事相談・支援の強化



創薬力強化のための早期薬事相談・支援事業

医薬局 医薬品審査管理課 (内線2746)

令和 7 年度当初予算案 56_{TDP} (-) *() 内以前年度当初予算額

1 事業の目的

- 将来のドラッグ・ラグ/ドラッグ・ロスを防ぎ、治療薬の開発を待ち望む患者・家族の期待に応えるため、<u>我が国の創薬力の強化が喫緊の課題</u>。
- 特に、国内発の新規モダリティ等の革新的シーズの実用化を推進するためには、有効性・安全性評価等の薬事の視点が重要であることから、PMDAが、各種規制要件や留意事項を早期の段階で示すとともに、アカデミア、スタートアップ等に対し開発の早期段階から相談・支援のパートナーとして伴走することが求められる(※)。
- このため、 <mark>国内発の革新的シーズの研究開発に対し、積極的に相談・支援を行うためのPMDAの新たな体制を拡充</mark>し、①新規モダリティの規制要件等の早期提示、②個別スタートアップ等の開発計画への相談・支援を強化する。特に、国が支援対象とするシーズに対して、PMDAの相談手数料を無償化するとともに、英語での相談・資料提出にも柔軟に対応する。
 - (※) 「創薬力の向上により国民に最新の医薬品を迅速に届けるための構想会議」中間取りまとめ

2 事業の概要・スキーム Pmda ①新規モダリティの規制要件等の早期提示 官民協議会 ②開発計画に対する相談・支援(一部無償・英語) 支援強化 創薬支援枠組み 資金調達等の ノウハウ支援 研究開発支援者 スタートアップ等 ◆ 優先的利用 インキュベーション施設 実用化に向けた FIH施設 開発実施 治験薬製造施設 製薬企業

3 実施主体等

実施主体:PMDA

費用内訳:

- ・新体制の人件費:補助率50/100
- ・相談手数料の補助(相談の無償化)
- ・通訳費、翻訳費(英語相談に対応)



リアルワールドデータ活用促進事業

医薬局 医薬品審査管理課 (内線2746)

令和7年度当初予算案 33百万円 (33百万円) ※()內は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 疾患レジストリ、医療情報データベース等のリアルワールドデータ (RWD) を 薬事申請で活用するには、**高い水準でのデータの信頼性確保**が求められる。しか し、現状では、疾患レジストリ等の保有者 (アカデミア) における知識・経験の 蓄積が不足し、薬事申請に活用された事例は極めて少数に留まる。
- そのため、**薬事活用に意欲のある疾患レジストリ等の保有者を選定し、PMDA がデータの信頼性確保の取組を集中的に支援**することで、RWDの活用を促進する。
- 令和7年度は、RWDの更なる活用促進のため、<u>公的データベース (※) の信頼</u> 性確保を支援を実施する。





2 事業の概要・スキーム

● RWDの信頼性確保を推進

- ➤疾患レジストリ等の保有機関や次世代医療基盤法の認 定事業者を複数選定し、PMDAと双方向の交流を行い、 薬事水準の信頼性確保の方策等を指導
 - ✓ PMDA職員による研修会、訪問指導、レジストリ等の実態 確認、マニュアル整備の支援等
 - ✓公的データベースの信頼性確保を支援

3 実施主体等

- 疾患レジストリ等の保有者(4機関程度)
 - ・人件費
 - ・マニュアル等の作成費用
- PMDA
 - ・人件費:補助率50/100
 - · 旅費(訪問指導等)
 - ·研修会開催費等

新規

リアルワールドデータの活用等によるプログラム医療機器実用化促進事業

医薬局 医療機器審査管理課 (内線2901)

令和7年度当初予算案 16_{百万円} (-) *()內は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 医療機器は、改良や改善が頻繁かつ多様な内容で行われる性質があり、開発をより効率的に行う観点から、従前より、市販後データにより臨床的意義を評価するリバランスに関する考え方を示しており、令和 5 年11月には、プログラム医療機器において、その特性等を踏まえた二段階承認の考え方を示してきた。 ○ 他方、医療機器開発では、リアルワールドデータが世界的に活用されており、患者数の限界等で比較臨床試験が実施できない場合の対照データとするな
- である。 を療機器のより一層の開発促進に繋がると考えられている。加えて、プログラム医療機器では、その特性から二段階承認がより活用されると見込まれており、 第2段階での臨床評価等にも、リアルワールドデータの活用が期待されている。
- しかしながら、薬事に活用するデータは信頼性が要求されるため、この点が製造販売業者の障壁となっている。特に、プログラム医療機器では、薬事規制に明るくないベンチャー企業やアカデミアの参入も多いと考えられるため、開発の成功事例の共有など、普及啓発を図ることが急務である。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

リアルワールドデータを活用してプログラム医療機器の開発を 実施又は検討している<u>製造販売業者</u>と、データを保有している 大学や研究機関、学会、医療機関等のアカデミア</u>を対象に、

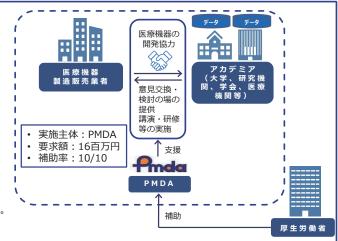
①プログラム医療機器の承認申請に使用するデータの**信頼性確保**に向け、海外の事例も参考に、必要な情報や留意点に関する意見交換・検討の場を設置。

ここでの議論を踏まえ、薬事承認に向けたポイント等を纏めた ガイドライン(仮)を作成し、普及啓発を図る。

②これまで製造販売承認に至った事例の紹介やノウハウを共有するため、企業における経験者や専門家等を広く招聘し、講演や研修等を実施。



これらの取組を通じて、プログラム医療機器の開発を促進する。



医政局研究開発政策課(内線4162)

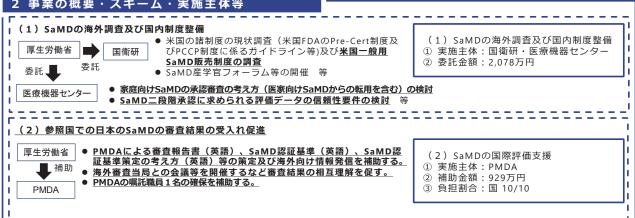
プログラム医療機器の実用化促進事業

令和7年度当初予算案 30_{百万円} (46_{百万円) ※()內は前年度当初予算額}

1 事業の目的

- (1) SaMDの海外調査及び国内制度整備
- ① 国内のSaMDの早期実用化を検討するため、米国FDAのSaMD薬事制度(Pre-cert制度、PCCP制度等)及び**米国一般用SaMDの販売制度に係る**
- 実態を調査するとともに、SaMD産学官連携フォーラム等の開催による産学官で意見交換を行う。
 ② SaMDの二段階承認の仕組みの導入に向けた評価データの信頼性を確保する要件等の課題を検討するとともに、 「医家向けSaMD」申請資料等 の使用による一般消費者向けに使用目的や仕様等を変更した「家庭向けSaMD」の薬事承認の在り方等について検討する。
- ② 海外審査当局が日本のSaMDの承認審査結果や認証結果等を広く参照できるよう、PMDAで審査報告書、認証基準、認証基準策定の考え方等の英語版を公表する事業、及び海外規制当局間でバイ会議等の調整を行う事業を行う。
- ③ ②を実施するため、国からPMDAに対して嘱託職員1名分を確保する予算を補助する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



▶再牛・細胞医療・遺伝子治療の実用化の促進

再生・細胞医療・遺伝子治療プロジェクト

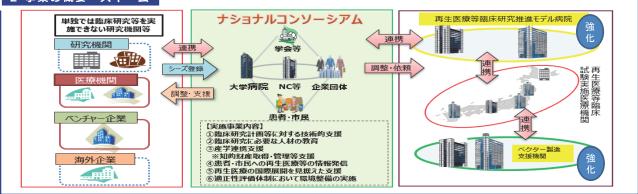
再生医療等実用化基盤整備促進事業

令和7年度当初予算案 3.5 億円 (3.5億円) ※() 内は前年度当初予算額 ※令和6年度補正予算額3.0億円

1 事業の目的

- 関係学会を中心とした連合体(ナショナルコンソーシアム)による再生医療の実用化を推進及び再生医療の知識・経験を有する再生医療臨床試験実施 拠点機関をハブとした研究基盤の体制整備等を実施してきた。
- ○「経済財政運営と改革の基本方針2024 について(令和6年6月21日閣議決定)」において、iPS細胞を活用した創薬や再生医療等の研究 開発の推進及び同分野に係る産業振興拠点の整備、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版(令和6年6月21日閣議 決定)」では、iPS 細胞等の再生医療・創薬、細胞医療、遺伝子治療の取組を推進するとされている。また、再生医療等の安全性の確保等に関する 法律及び臨床研究法の一部を改正する法律案を2024年通常国会に提出し、遺伝子治療に法の適用範囲を拡大した。これらのことから、再生医療等 に関する臨床研究支援等のさらなる研究基盤の強化が求められている。
- そのため、拡大が見込まれる再生・細胞医療・遺伝子治療の臨床研究等にも対応できるよう、**令和7年度からは再生医療等臨床研究推進モデル病院及** びベクター製造支援機関等の機能・規模の拡充を実施する。





3 実施主体等

補助先:国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED) 補助率:定額 ※AMEDにおいて公募より研究者・民間事業者等を選定

がん・難病の全ゲノム解析等の推進

医政局 研究開発政策課(内線4041、4035、4539) 健康・生活衛生局 がん・疾病対策課 (内線4607) 健康・生活衛生局 難病対策課 (内線2353)

令和7年度当初予算案 ※()內は前年度当初予算額 がん・難病の全ゲノム解析等の推進事業 革新的がん医療実用化研究事業 難治性疾患実用化研究事業 13億円^{(令和6年度} 46億円) 89億円の内数 86億円の内数 (16億円)[令和5年度 (16億円)[補正予算額 43億円] (約89億円の内数) (約85億円の内数)

1 事業の目的

「全ゲノム解析等実行計画2022」(令和4年9月策定)を着実に推進し、国民へ質の高い医療を届けるため、がんや難病患者を対象とした全ゲノム解析及びマルチオミックス解析等を実施することで得られる全ゲノムデータ、マルチオミックスデータ、臨床情報等を搭載した質の高い情報基盤を構築し、民間企業やアカデミア等へその本格的な利活用を促し、診断創薬や新規治療法等の開発を開始する。また、解析結果等の速やかな日常診療への導入や、出口戦略に基づいた新たな個別化医療の実現についても更に推進する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

■がん・難病の全ゲノム解析等の推進事業

事業実施準備室を国立高度専門医療研究センター医療研究連携推進本部内に設置(令和5年3月24日)。 厚生労働省が主体となって、組織、構成等の検討を継続。全ゲノム解析等に係る計画の推進を通じた情報基盤の構築 や患者への還元、解析結果の利活用に係る体制整備を推進。

■革新的がん医療実用化研究事業/難治性疾患実用化研究事業

「全ゲノム解析等に係るAMED研究班」は、事業実施準備室と連携し、全ゲノム解析を通じてゲノム医療を一層推進できるように、全ゲノム解析の実施基盤の構築や創薬等への活用、新たな個別化医療の導入に係る研究開発を行う。

◆これまでの事業実績

令和2年度から令和5年度までに行った、 全ゲノム解析のデータ格納症例数は

約25,000症例



➤臨床開発・薬事規制調和に向けたアジア拠点の強化



臨床研究・治験推進研究事業(アジア地域における臨床研究・治験ネットワークの構築事業)

医政局研究開発政策課 (内線4165)

令和7年度当初予算案 5.9億円の内数 (5.9億円の内数) * () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- ○アジア諸国における国際的な技術水準を確保する治験実施拠点整備の必要性については、「アジア医薬品・医療機器規制調和グランドデザイン」(令和元年6月20日健康・医療戦略推進本部決定)においても言及されてきたところであるが、今般のCOVID-19拡大に伴い、迅速かつ質の高い、グローバルな臨床研究・治験体制構築の必要性が改めて明らかになった。
- これを受け、日本主導の国際共同治験の強化へつなげ、治療薬等の開発・供給の加速を目指すため、アジア地域における臨床研究・治験 ネットワークの構築を進める。
- ○具体的には、ソフト面(現地教育研修)及びハード面(現地拠点構築)の整備や、安定的に臨床研究・治験が実施可能な基盤の構築に当たっての持続性や実施体制の拡大を行う。

2 事業の概要・スキーム

- ○「ワクチン開発・生産体制強化戦略」(令和3年6月1日閣議決定)において、日本発の国際共同治験が迅速に実施可能となるよう、アジア地域における臨床研究・治験ネットワークを充実させることとされている。
- ○一方、ワクチン開発については、試験対象者が健康成人であることや、治療薬に比べて必要症例数が格段に多い(数千例から数万例規模)といった特殊性がある。
- ○こうしたことから、これまで感染症治療薬の領域で構築した基盤等を活用・ 発展させる必要があり、ワクチンに特化した研修の実施等により、円滑なワ クチン開発に寄与する基盤へと充実を図る。
- ○基盤の継続性の確保、臨床研究中核病院を中心とした国内における臨床研究 支援人材育成強化に取り組むとともに、国境を越えた分散型臨床試験の体制 整備、感染症緊急事態に対応した体制整備、現地拠点の更なる強化を推進す ることにより、日本主導のアジア地域における国際共同臨床研究・治験の実 施体制の強化を図る。



アジア地域の臨床研究・治験体制整備の推進

日本主導の国際共同治験の強化

治療薬等の開発・供給の加速

3 実施主体等

補助先:国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED) 補助率:定額 ※AMEDにおいて公募により研究者・民間事業者等を選定

事業実績:2課題採択(令和6年度)

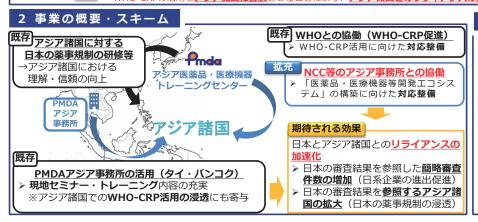
アジア医薬品・医療機器トレーニングセンター事業

医薬局総務課国際薬事規制室 (内線4224)

令和7年度当初予算案 **2.5**億円 (2.3億円) * () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 「『アジア医薬品・医療機器規制調和グランドデザイン』実行戦略」(令和2年7月14日健康・医療戦略推進本部決定)等に基づき、アジア地域における薬事規制の調和とリライアンス(日本の審査結果を参照した相手国での簡略審査)の推進が求められている。これまで、PMDAアジア医薬品・医療機器トレーニングセンターにおいて、アジア規制当局担当者に対する薬事規制制度に関するセミナー・研修を積極的に実施してきた(2016~2023年度までに69の国/地域及びWHOからのべ3,155人(うちアジア諸国から2,736人)の規制当局担当者が参加)。これにより日本の薬事規制に対する理解・信頼が向上し、日本の審査結果を参照する制度(簡略審査制度)を導入するアジア諸国が年毎に増加している。これを更に進めるため令和6年7月にタイ・バンコクに設立したPMDAアジア事務所を活用し、現地ニーズの直接把握を通じた規制当局向けトレーニングの充実を行う。
- また、同様にバンコクに海外事務所を設置しているNCC等と連携し、まずタイに臨床開発環境整備・薬事規制能力強化のための並走・循環型支援システム「医薬品・医療機器等開発エコシステム」の構築をすすめ、日本の医薬品・医療機器へのアクセスを推進する。あわせて、アジア諸国におけるUHC達成に貢献することを目標としてこのエコシステムをインドを含む他のアジア諸国に展開するため、必要なニーズ調査を実施する。
 さらに、WHOがリライアンス推進のため実施している途上国が先進国の審査結果を参照して簡略審査を行えるよう、個別製品毎にWHOがコーディ
- さらに、WHOがリライアンス推進のため実施している**途上国が先進国の審査結果を参照して簡略審査を行えるよう、個別製品毎にWHOがコーディ** ネートするプログラム(WHO-CRP)について、WHOと連携し、WHOによる規制当局の認定を含む取り組みを実施し、日本の医薬品・医療機器の 利活用を促進する。
 - ・タイを皮切りに<u>「**医薬品・医療機器等開発エコシステム」の構築**を進め、**医薬品・医療機器のアクセスを推進**する。 ・WHO-CRPの活用を**アジア諸国に普及**させることにより、**アジア諸国とのリライアンスの加速化**を目指す。</u>



3 実施主体等

- PMDA
- ・PMDAアジア事務所の運営のための所要経費(事務所家賃、人件費(常勤・現地採用職員) 等)

(国: PMDA = 1:1で負担)

▶産学連携による創薬ターゲット予測・シーズ探索 A I プラットフォーム開発

医薬品プロジェクト

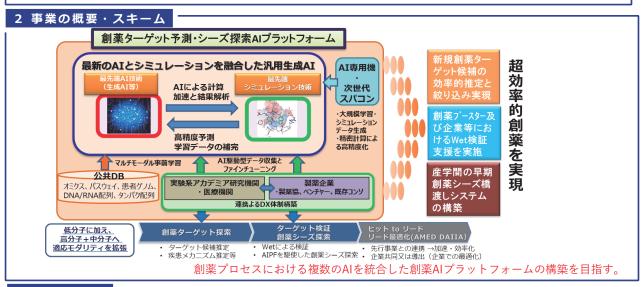
医政局研究開発政策課(内線4150)

創薬支援推進事業 (産学連携による創薬ターゲット予測・シーズ探索AIプラットフォーム開発)

令和7年度当初予算案 35億円の内数 (35億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

最新のAIとシミュレーションを融合した汎用生成AIに基づく"創薬ターゲット予測・シーズ探索AIプラットフォーム"を構築し、産学連携体制による効率的なデータ収集と予測精度の向上を図り、近年の創薬ターゲットの枯渇に対応すると共に、超効率化創薬を実現する。



3 実施主体等

補助先:国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED) 補助率:定額 ※AMEDにおいて公募により研究者・民間事業者等を選定

➤日本医療研究開発機構(AMED)における研究及び厚生労働科学研究の推進



大臣官房厚生科学課(内線3809)

日本医療研究開発機構(AMED)における研究の推進(医療研究開発推進事業費補助金等)

令和7年度当初予算案 447億円 (443億円) *()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

※令和6年度補正予算額 71_{億円}

国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)が医療分野研究開発推進計画に基づき、大学、研究開発法人その他の研究機関の 能力を活用して行う医療分野の研究開発及びその環境整備等に要する費用に係る補助金を交付することにより、健康・医療戦略を推進し、 もって健康長寿社会の形成に資することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

「健康医療戦略推進法」及び「独立行政法人日本医療研究開発機構法」等に基づき、医療分野の研究開発について、中核的な役割を持つ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構を通じ、革新的な医療技術を実用化するための研究開発等を推進する。









定額補助 日本医療研究開発機構(AMED) 公募等

研究者/民間事業者等

※AMEDにおいて公募により研究者・民間事業者等を選定

3 令和7年度当初予算案の内容

1. 医薬品プロジェクト

161.0億円 5. データ利活用・ライフコースプロジェクト

143.8億円

2. 医療機器・ヘルスケアプロジェクト

14.8億円 6. シーズ開発・基礎研究プロジェクト

3.1億円

3. 再生・細胞医療・遺伝子治療プロジェクト

60.2億円 7. 橋渡し・臨床加速化プロジェクト

5.9億円

4. 感染症プロジェクト

58.5億円

合計 447.3億円

厚生労働科学研究の促進(厚生労働科学研究費補助金等)

大臣官房厚生科学課(内線3809)

令和 7 年度当初予算案 87 億円 (91 億円) *(1) 內 (1) 內 (1)

1 事業の目的

※令和6年度補正予算額 3.9億円

厚生労働科学研究の振興を促すことにより、国民の保健医療、福祉、生活衛生、労働安全衛生等に関して、行政施策の科学的な推進を確 保するとともに、技術水準の向上を図ることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

厚生労働行政の中でも、国民生活の安全(労働安全衛生、食品安全、化学物質安全対策、健康安全・危機管理対策)、適切な保健福祉 サービスの提供、また国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)が行う医療分野の研究の成果を国民に還元するための仕組みに関するものなど、社会的要請の強い諸問題に関する研究を実施するため、国内の試験研究機関や大学等に所属する研究者に対して、当 該研究に必要な経費の補助を行う。



定額補助

6.7億円

3.0億円

8.1億円

17.0億円



研究者/民間事業

3 令和7年度当初予算案の内容

I. 行政政策研究分野

(1) 行政政策研究経費

(2) 厚生労働科学特別研究経費

Ⅱ. 疾病・障害対策研究分野

(1) がん対策推進総合研究経費 6.0億円 (2) 生活習慣病・難治性疾患克服総合研究経費 26.4億円

(3) 長寿・障害総合研究経費

(4) 感染症対策総合研究経費

Ⅲ. 健康安全確保総合研究分野

(1) 地域医療基盤開発推進研究経費

3.1億円 1.2億円

(2) 労働安全衛生総合研究経費

13.8億円

(3) 食品医薬品等リスク分析研究経費 (4)健康安全・危機管理対策総合研究経費

2.0億円

合 計 (I+Ⅱ+Ⅲ)

87.3億円

○医薬品等の安定供給の推進

➣医薬品の供給状況把握のための体制整備



医薬品の供給情報等の把握等の体制整備等事業

医政局医薬産業振興・医療情報 企画課(内線2536)

令和7年度当初予算案 2.2_{億円} (一) * () 内は前年度当初予算額

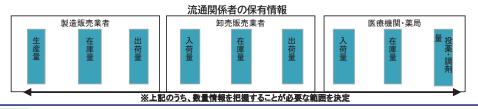
※デジタル庁計上

1 事業の目的

- 医薬品の品質問題に伴う製造販売業者による医薬品の供給量の減少、新型コロナウイルスの流行等による医薬品の需要増加により、令和2年 頃から後発医薬品をはじめ多数の医薬品に供給不足が発生し、今なお、その状況が続いている。
- 現状、国は医薬品の需要量と供給量の実態把握ができていないため、特に医療上必要性が高い医薬品について、平時からの需給状況のモニタ リングを通じて、供給不安の「兆候」を早期に把握し、対象となる医薬品の供給状況の把握・関係者への協力要請を迅速に行い、また限定出荷・出 荷停止等の供給不安の発生に備えて、対象となる医薬品の市場全体の供給状況を把握・共有することで、製造販売業者による適正量の生産がで きる環境を整える体制を構築する必要性がある。
- 令和6年3月にコンサルタント業者に委託し、医薬品に関する情報をどのように取得・収集するか、また、情報内容を収集・整理・閲覧するための 体制整備の方法を7月までに取りまとめており、当該報告書を踏まえ、費用対効果の観点も踏まえつつ、平時より把握情報の収集・モニタリングを 行うことで、供給不足の解消に必要な施策を早期に打ち出すことができるようにする具体的な仕組みを検討する必要がある。

2 事業の概要・スキーム

- 平時より市場全体の医薬品の供給状況や地域ごとの医薬品(成分)の供給不足の兆候を把握する仕組みの実用化に向けた取組を行う。
- 医薬品の需給情報を把握するために、必要な体制を構築する仕様書等を外部に委託して作成する。例えば、システム開発が必要な場合または 既存のシステムを活用・連携させることが必要な場合には、システム開発またはシステム改修等に必要となる要件定義書等を作成する。 特に、地域ごとの医薬品(成分)の供給不足の兆候の迅速な把握に向けて、電子処方箋管理サービスにおける薬局の調剤データを活用したモニ タリングを開始し、その検証結果を上記システム開発に向けた検討に反映する。



3 実施主体等

実施主体:委託事業(民間企業)

≫後発医薬品の信頼確保のための体制・取組の強化

GMP管理体制強化等事業

医薬局監視指導 · 麻薬対策課 (内線2770)

令和7年度当初予算案 43gpm (69gpm) ※()内は前年度当初予算額 ※令和6年度補正予算額 1.1_{億円}

1 事業の目的

- 令和2年度に、後発医薬品メーカーにおいて、製造工程中における薬物混入などの重大な違反行為が発覚。健康被害の発生のほか、製
- 品回収や業務停止処分による出荷停止が行われるなど、医療現場に大きな混乱が発生し、医薬品の品質に対する信頼回復が急務となっ た。現時点においても、依然として行政処分事例が発生している。
 - 当該事案では、製造記録の二重帳簿の作成や品質試験結果のねつ造など、発見が困難な法令違反が行われており、現在の行政におけるGMP(医薬品の製造管理及び品質管理に関 する基準)の査察体制では十分対応できていない実態が明らかになっている。
 - 第三者委員会等による調査の結果、原因の一つとして、企業における製造管理及び品質管理に対する意識の低下が指摘されている。
 - 国と都道府県の薬事監視の情報共有を含めた連携体制が必ずしも十分に整備されているとは言いがたいことも指摘されている
- 医薬品医療機器総合機構(PMDA)及び都道府県の調査員の調査能力向上及び均てん化を進め、巧妙な法令違反行為を発見できるよう にするとともに、医薬品メーカーにおける製品品質確保やGMP適合性遵守に関するコンプライアンスを向上させることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム、3 実施主体等

- 国内のGMP査察能力を向上させるため、調査員の教育訓練や都道府県による査察への同行等による知識共有、製造管理等に係る最新技 術の情報収集、海外規制当局との情報交換などを行うとともに、外部専門人材の確保を行う。加えて、製造業者の役員、従業員に加え、 製造業者を管理監督する製造販売業者や都道府県職員等、 GMPに関する全ての関係者を対象とした講習会を開催(令和4年度~) GMPに関する講習会の回数を増やし、医薬品メーカーにおける品質確保等に係るコンプライアンス意識や品質文化(クオリティ・カル チャー)の更なる醸成等を図る。【令和7年度拡充】
- 国と都道府県の薬事監視の速やかな情報共有を含めた連携体制を整備し、薬事監視の質的な向上を図るため、全国のGMP調査における 不備事項を収集・分析等する体制を構築。都道府県の調査水準の向上及び均てん化を図るとともに、業界に実践的な啓発活動を行う (令和6年度~)。
- GMP調査における不備事項の収集・分析や無通告立入検査の実施に重要な 製造管理・品質管理上リスクの高い製造所の抽出作業をシステム化し、 迅速化を図るとともに、複雑な分析を可能とする。【令和6年度拡充(補正予算)】

全国のGMP調査において判明した 不備事項の収集・分析、システム化 情報交換 海外規制当局 教育訓練・調査 厚生労働省 の均てん化等 都道府県等 情報の共有 PMDA 法令遵守の啓発 製薬業界

外部専門人材の確保

実施主体等

事業実績

PMDA、補助率: 10/10 PMDAによる都道府県GMP調査体制への支援(令和5年度)

- ・都道府県GMP調査への同行: 2件 ・都道府県GMP調査員への研修機会の提供:延べ281人 等



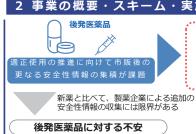
リアルワールドデータに基づく後発医薬品安全性等確認事業

令和7年度当初予算案 53 百万円 (11_{百万円) ※ () 內は前年度当初予算額}

1 事業の目的

- 後発医薬品の普及は医療費の削減において重要であり、引き続き推進していく必要があるが、品質管理問題に端を発し、その安全性に対 して国民の信頼が揺らいでおり、普及を推進する上で大きな障壁となっている。
- ・国民の後発医薬品への懸念は、先発医薬品と比べてその安全性が遜色ないかという点が大きい。安全性の確保については、適切な製造管 理のみならず、添付文書改訂時の医療機関への周知活動等リスク最小化に関する取組みの実施等、種々の因子が影響するが、同一成分を 多数の製造販売業者が上市する後発医薬品の特徴からも、製造販売業者による横断的な対応には限界がある。
- ・リアルワールドデータを用いて、実臨床における後発医薬品の副作用の発生状況等を製造販売業者横断的に監視することで、客観性の高 い安全性情報を入手・解析し、科学的根拠に基づきその安全性について説明することも重要である。
- ・後発医薬品は数量ベースで80%を超え、抗がん剤、抗血栓薬、糖尿病治療薬などの使用者が多い領域も含め引き続き多数の新規成分が上 市されていることから、品目数を増やし、調査を加速することで、後発医薬品の信頼性の回復に資する。





・後発医薬品への切り替え拒否

◆会の逸失、不適正使用による副作用被害

適正使用に資する情報の不足による 特定の背景を有する患者への処方控え

医療費の高騰、後発医薬品の開発低下、治療機

医療情報データベースを

MID-NET

活用した安全性評価

リアルワールドデータを活用して安全性 等に関する科学的なエビデンスを効率的 ledical Information Database Metwork に収集

科学的なエビデンスにより、医薬品に対する 漠然とした不安の払しょく

・医療現場への適正使用に繋がる情報提供

安全・安心な 薬剤治療環境の実現

医薬品の適正使用の推進により、安心して 薬剤治療を受けられる社会の実現

事業の概要:

医療情報データベースMID-NETを活用し、後発 医薬品の安全性に関して、検査値情報等を含む副作用 発現状況等に係る情報を収集・評価し、公表する。

実施主体:独立行政法人医薬品医療機器総合機構

(PMDA) 補助率:1/2

補助全

事業実績:

令和 4 年度 1 調査 令和5年度 1調査 令和6年度 1調査

ジェネリック医薬品等の承認申請に係るデータの適合性調査の 体制強化事業

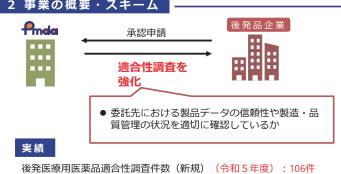
医薬局 医薬品審査管理課 (内線2737)

令和7年度当初予算案 12_{百万円} (12_{百万円}) *(1)内は前年度当初予算額

1 事業の目的 .

- 近年の医薬品の**品質不良・供給不安**については、後発品市場において、**共同開発**(※) や**外部への製造委託**などの 導入・活用による多数企業の参入が進み、少量多品目生産構造が生じたことが一因と指摘されている。
 - (※) 製造販売申請に必要な品質試験等のデータについて、ある企業が取得したデータを他の複数企業間で共有し、同じデータを用いて各社が 申請を行うこと。後発品については、平成17年の改正薬事法施行にあわせ、認められるようになった。ただし、委託元の企業自身が、委託 - 夕の信頼性や製造・品質管理の体制について、十分に把握し、責任を負うことが必須。
- 本事業では、品質・供給問題の発生を未然に防止するため、後発品の承認審査に当たり、以下の確認を実施する。
 - ・適合性調査において、開発・製造を他社に委託する製品について、委託元(申請者)が委託先における製品デー **夕の信頼性や製造・品質管理の状況を確認するための体制や実際の確認状況**について、確認する。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

実施主体: PMDA

費用内訳:

・人件費(2名):補助率50/100

医薬局血液対策課(内線2906、2908)

献血血液の確保対策事業

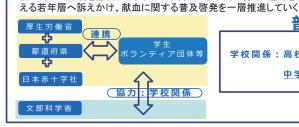
令和7年度当初予算案 20_{百万円} (20_{百万円}) *()內は前年度当初予算額

1 事業の目的

・ 毎年、医療需要に応じた血液の確保目標量を達成し、血液製剤の安定供給は確保されているが、近年、免疫グロブリン製剤などの血漿分画製剤の需要が増加傾向にあり、人口構造の変化に伴う献血可能人口の減少、特に10代~30代の若年層の献血者数が減少しているといった課題がある。将来に亘る必要な血液量の確保に向けて、今後の献血を支える若年層へ献血に関する普及啓発を一層推進する必要があるため、小中学校からの献血教育の推進に向けて、厚生労働省では中学生用テキストを作成するとともに、中高校生を対象にした同世代に対する普及啓発活動の発表会等イベントを開催する事業を行う。

2 事業の概要・スキーム

- ・ 将来に渡る必要な血液量の確保に向けて、献血可能年齢前である中学生を対象に、献血制度の理解促進とともに、中学生でも活動できる献血ボランティアを紹介したテキストを印刷・製本し、全国の中学校の生徒1学年分を対象に発送する。
- ・ 効果的な普及啓発に当たり、中高校生の部活動や生徒会活動の一環として行われている献血の普及啓発活動について、同世代に対する活動により関心を生む効果も期待されるため、生徒の学生ボランティア団体の活動を促進する体験発表会等イベントを開催する。令和6年度にイベント開催に向けた体制を整備する。令和7年度は、好事例の募集・選定を行い体験発表会等イベントを開催し、発表内容を周知することで今後の献血を支



普及啓発活動

学校関係:高校生向けテキスト配布、出張授業、

中学生向けテキスト配布、体験発表会 等

学校関係
小学生
中学生
高校生

3 実施主体等

実施主体:国

○医療・介護分野におけるDXの推進等 >科学的介護推進のためのデータベースの機能拡充

科学的介護データ提供用データベース構築等事業

老健局老人保健課(内線3944、3800)

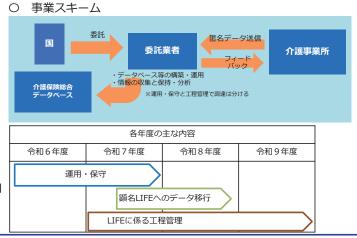
令和7年度当初予算案 4.2億円 (4.7億円) ※() 内は前年度当初予算額 (国庫債務負担行為(令和6年度~8年度)) ※令和6年度補正予算額 2.0億円 ※デジタル庁計上
※顕名LIFEの工程管理は、新規国庫債務負担行為(令和7年度~9年度)

1 事業の目的

- ○介護サービスの質向上に向けて、令和3年度から運用を開始した科学的介護情報システム(LIFE)を活用したPDCA サイクルを推進するため、取得したデータの分析結果等について、介護事業所に提供を行っている。
- ○LIFEシステムは令和7年度後半より、介護情報基盤の運用開始に伴って顕名データを収集し利活用するLIFEシステム(顕名LIFE)に変更になる予定。これを踏まえ、本事業では、既存の匿名データを収集するLIFEシステム(匿名LIFE)の運用・保守及び顕名LIFEの工程管理を実施する事業として位置づける。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- 事業の概要
- 匿名LIFEについて令和7年度においても引き続き運用・保守を行う。
- 令和7年度後半より運用を開始する、国保中央 会所管の顕名LIFEへの移行に向けたデータ移行 を行う。
- 顕名LIFEの開発に係る要件定義、関係者調整等の工程管理を行う。
- 〇 所要額
- (項)情報通信技術調達等適正・効率化推進費
- (目)情報通信技術調達等適正
 - · 効率化推進委託費: 418,889千円
- 〇 実施主体:民間事業者



老健局高齢者支援課(内線3875)

老健局高齢者支援課(内線3875、3876)

<u>介護テクノロジー開発等加速化事業(旧:介護ロボット開発等加速化事業)</u>

令和7年度当初予算案 3.2億円(4.9億円)※() 內は前年度当初予算額 ※令和6年度補正予算額 5.8億円

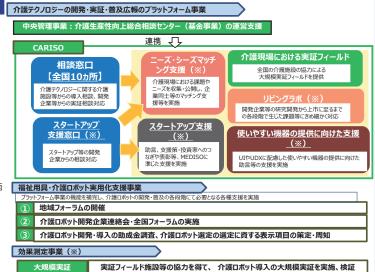
1 事業の目的

- 介護現場の業務効率化を進めるため、テクノロジーの活用を推進しているところであるが、このためには、介護現場に対する導入資金 の支援だけでなく、介護現場におけるテクノロジーへの理解を促進し、開発企業が介護テクノロジー市場に参入しやすい環境を整備す る必要がある。
- 本事業では(1)R6年度補正予算において実施するCARISO (CARe Innovation Support Office) を運営し、 研究開発から上市に至る までの各段階で生じた課題等に対する総合的な支援を行うとともに、(2)介護ロボットに関するフォーラム等による情報発信等を行う。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

- (1) 介護テクノロジーの開発・実証・普及広報のプ ラットフォーム事業
 - 相談窓口の整理(全国15→10箇所)
 - 地域における介護生産性向上総合相談センター (基金事業)の支援事業(中央管理事業)
 - 介護現場における実証フィールドの提供
- (2) 福祉用具・介護ロボット実用化支援事業
 - 介護ロボット等に係る生産性向上の取組の情報 発信等を行う。
 - ・下線は令和7年度拡充分
- ・右記の(※)書き事業は令和6年度補正予算により実施





介護テクノロジー導入支援事業(地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分))

令和7年度当初予算案 地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)97億円の内数(97億円の内数)*() 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 介護人材の確保が喫緊の課題とされる中で、介護ロボットやICT等のテクノロジーを活用し、業務の改善や効率化等を進めることにより、職員の業務負担軽減を 図るとともに、生み出した時間を直接的な介護ケアの業務に充て、介護サービスの質の向上にも繋げていく介護現場の生産性向上を一層推進していく必要がある。
- ・ 職場環境の改善等に取り組む介護事業者がテクノロジーを導入する際の経費を補助し、生産性向上による働きやすい職場環境の実現を推進する。

※下線部は令和7年度までの拡充分。太字は更に今回変更する部分。

2 補助対象

【介護ロボット】

「介護テクノロジー利用における重点分野」 (令和7年度より改定)に該当する介護ロボッ ト (カタログ方式を導入)

[ICT]

介護ソフト、タブレット端末、インカム、ク ラウドサービス 業務効率化に資するバックオ フィスソフト(転記等の業務が発生しないこと の環境が実現できている場合に限る)等

【パッケージ型導入】

● 見守り機器等の複数のテクノロジーを連動する ことで導入する場合に必要な経費

第三者による業務改善支援等にかかる経費

※養護老人ホーム等を対象に追加

7	火ルエド、火根	ı				
	事業	R1	R2	R3	R4	
	介護ロボット導入支援事業 (※1)	1,813	2,297	2,720	2,930	
	ICT導入支援事業(※2)	195	2,560	5,371	5,075	
実施主体						
	基金(国2/3) 一部助成 介護施 設等					

3 補助要件等

ボットのパッケージ導入モデル、ガイドライン等を参考に、課題を抽出し、生産性向上に資する業務改善計画を提出 一定の期間、効果を確認できるまで報告すること 介護ロボットのパッケ

第三者による業務改善支援又は研修・相談等による支援を受けること

(入所・泊まり・居住系)利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための 委員会を設置をすること

(在宅系) 令和7年度内にケアプランデータ連携システムの利用を開始すること

【クト護口ボツト】		IICI I		【ハックーン型導入】			
	区分	補助額	補助台数	補助額	補助台数	補助額	補助台数
	○移乗支援 ○入浴支援	上限100万円	必要台数	● 1~10人 100万円 ● 11~20人 150万円 ● 21~30人 200万円 ● 31人~ 250万円 ※職員数により変動しない場合は一律250万円	必要台数	上限400~ 1,000万円	必要台数
	○上記以外	上限30万円					
Γ	#BLT NIT 6 THE THE THE CLOCK THE (TANNE SHE CLOCK THE)						

	補助率 以下の要件を満たす場合は3/4を下限(これ以外の場合は1/2を下限)
共通要件	・職場環境の改善を図り、収支が改善がされた場合、職員賃金への還元することを導入効果報告に明記 ・第三者による業務改善支援を受けること
介護ロボット	・見守り、インカム・スマートフォン等のICT機器、介護記録ソフトの3点を活用すること(入所・泊まり・居住系に限る) ・従前の介護職員等の人員体制の効率化を行うこと ・利用者のケアの質の維持・向上や職員の負担軽減に資する取組を行うことを予定していること
ICT	(在宅系)・ケアプランデータ連携システムを利用し、かつデータ連携を行う相手となる事業所が決定 していること (それ以外)以下のいずれか ・LIFE にデータを提供している又は提供を予定していること ・文書量半減を実現させる導入計画となっていること
パッケージ型 導入	・介護ロボット・ICTの要件をいずれも満たすこと。ただし、ICT(それ以外)に記載の要件は全て満たすこと

介護生産性向上推進総合事業(地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分))

令和7年度当初予算案:地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)97億円の内数(97億円の内数)

1 事業の目的

- 都道府県が主体となった介護現場の生産性向上を推進する取組の広がりは限定的であり、また、既存の生産性向上に係る事業は数多くあるものの、実施主体や事業がバラバラであり、一体的に実施する必要がある。
- このため、都道府県の主導のもと、介護人材の確保・処遇改善、介護ロボットやICT等のテクノロジーの導入、介護助手の活用など、 介護現場の革新、生産性向上に関する取組について、ワンストップ型の総合的な事業者への支援を可能とする「介護生産性向上推進総合事業」を実施し、様々な支援・施策を一括して網羅的に取り扱い、適切な支援につなげる。

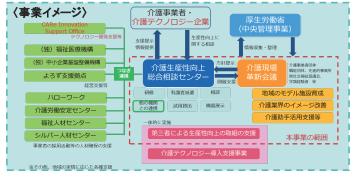
2 事業の概要・スキーム、実施主体等

都道府県が主体となり、「介護生産性向上総合相談センター」を設置。介護現場革新会議において策定する基本方針に基づき、介護ロボットやICTの導入その他生産性向上に関する支援・施策を実施するほか、人材確保に関する各種事業等とも連携の上、介護事業者等に対し、ワンストップ型の相談支援を実施する。

【実施事項(必須)】

- (1)介護現場革新会議の開催
- (2)介護生産性向上総合相談センターの設置 (介護ロボット・ICT等に係る相談窓口事業)
- (3)人材確保、生産性向上に係る各種支援業務との連携 【実施事項(任意)】
- (4) 介護事業所の見える化に関する事業
- (5) その他地域の実情に応じた各種支援事業





※改正介護保険法により、都道府県が介護現場の生産性向上を推進する努力義務規定が令和6年4月から施行

介護事業所における生産性向上推進事業

老健局高齢者支援課(内線3937)

令和7年度当初予算案 1.3億円 (1.4億円) *() 内は前年度当初予算額

(※)下線は令和7年度拡充分

1 事業の目的

- これまでも、国として生産性向上ガイドラインやセミナーにより、自治体主導での介護現場革新・生産性向上の取組を推進している。デジタル行財政改革会議で、介護現場におけるデジタル化を加速化させるために、生産性向上方策の周知件数の増、デジタル中核人材の養成人数の増がKPIとして示されている。
- このため、生産性向上に係るセミナー、気運を盛り上げるためのフォーラム、デジタル活用に特化した人材養成研修を着実に実施する。
- 加えて、R6年度より開始する「生産性向上推進体制加算」や補助金により事業所より収集した取組効果のデータを、さらに有効活用 しフィードバックする方策について検討する。

2 事業の概要

①生産性向上に係るセミナー等の実施

介護事業所が主体的に生産性向上に取り組めるよう、生産性向上ガイドラインの理解促進、好事例の横展開等を目的としたセミナーや、デジタル活用に特化した人材養成研修、生産性向上の気運を高めるためのフォーラムを開催し、生産性向上の取組の普及・加速化を図る。

②ICTの効果的取組の横展開に関する調査研究 生産性向上推進体制加算や補助金により事業所より収集した取組効果データを活用しフィードバックする方策を検討する。

③ 「介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣表彰」に係る事務局の設置 「介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣表彰」について、都道府県との調整や情報の取りまとめ、選考委員会の運営等、事 務局としての業務を実施するとともに、表彰を通じた好事例の普及促進を図る。

4 事業実績等

令和5年度 セミナー参加事業所(法人)数 2,146

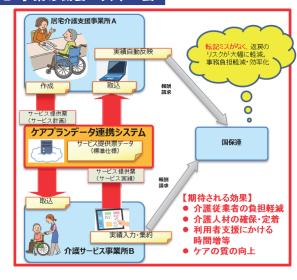
ケアプランデータ連携システム構築事業

令和 7 年度当初予算案 1.7億円(1.7億円) \times ()内は前年度当初予算額 \times 令和 6 年度補正予算額: 95百万円

1 事業の目的

- 介護現場の負担軽減を加速化するため、居宅介護支援事業所と介護サービス事業所の間で交わされるケアプラン データ連携を実現するためのシステムを国保中央会に構築(令和5年度本格運用開始)。
- 令和5年度から継続して、システム導入当初に運営基盤の安定化を図るための予算を措置する。

2 事業の概要・スキーム



<参考:令和6年度補正予算により実施> 【主なシステムの改修】

- ①サーバーOSの更新に伴う対応
- ②ケアプランデータ連携標準仕様Ver4.0追加対応 (第3表CSVのPDF変換機能)
- ③トライアル機能の追加



4 事業実績等

利用事業所数7,624 (令和6年6月7日時点)

➤医療機関等におけるサイバーセキュリティ対策の強化



医療機関におけるサイバーセキュリティ確保事業

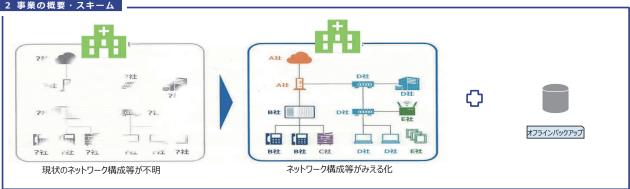
医政局特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官室 (内線4497)

令和7年度当初予算案 11億円(-)%()內は前年度当初予算額%令和6年度第補正予算額13億円

1 事業の目的

- ○厚生労働省では、医療機関に対して委託先事業者と連携し、全ての外部ネットワーク接続点を確認することを求めているところ。
- ○中・大規模病院は多数の部門システムで構成されているため、各システムを提供する事業者と個別に連携しても、全てのネットワーク 接続を俯瞰的に把握することは困難である可能性がある。
- ○ランサムウェア対策にはオフラインバックアップが有効であることを踏まえ、厚生労働省では、医療機関に対して、オフラインでの バックアップデータの保存を求めている。
- ○医療機関におけるサイバーセキュリティの更なる確保のため、外部ネットワークとの接続の安全性の検証・検査や、オフライン・バッ クアップ体制の整備を支援する。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

補助先:専門機関等

➤地域医療介護総合確保基金等による地域医療構想の実現、医師偏在対策に対する支援

地域医療介護総合確保基金(医療分)

医政局地域医療計画課(内線2771)

令和7年度当初予算案 613億円 (733億円) *()內は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・ 「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- このため、平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度(地域医療介護総合確保基金)を創設し、各都道府県に設置。 各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。

3 都道府県計画及び市町村計画(基金事業計画) 2 事業の概要・スキーム・実施主体 基金に関する基本的事項 ・公正かつ透明なプロセスの確保(関係者の意見を反映させる仕組みの整備) ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保 消費税財源活用 診療報酬・介護報酬等との役割分担 都適府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項 医療介護総合確保区域の設定※1 / 目標と計画期間(原則1年間) / 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法※2 都適府県は、二次医療園及び老人福祉園域を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活園域を念頭に設定。 ※2 都適府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施。 国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用。 交付 提出 都道府県 基金 都道府県計画 ※負担割合 国 2/3、都道府県 1/3 (基金事業計画) (事業区分 I - 2については国 ○ 都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成 10/10) 提出 交付 4 対象事業 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業 市町村 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業 居宅等における医療の提供に関する事業 市町村計画 店七寺によりる医派の近映に国外。る尹楽 行護施殿等の設備に関する事業(地域密着型サービス等) 医療従事者の確保に関する事業 強後事者の確保に関する事業 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の設備に関する事業 申請 交付 (基金事業計画) 交付 申請 5 事業実績 事業者等(医療機関、介護サービス事業所等) ◆ 令和5年度交付決定額:522億円(47都道府県で実施)

入院・外来機能の分化・連携推進等に向けたデータ収集・分析事業

医政局地域医療計画課(内線2661)

令和7年度当初予算案 3.9 億円 (3.9_{億円}) *() 內は前年度当初予算額

1 事業の目的

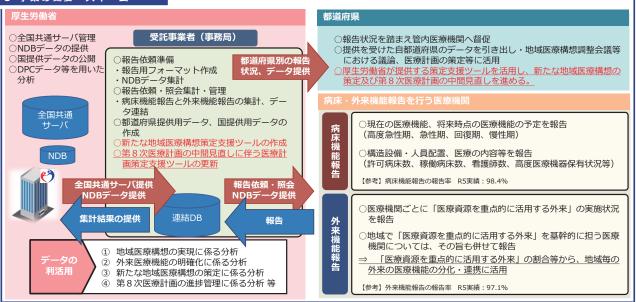
「経済財政運営と改革の基本方針」及び「全世代型社会保障検討会議」等の示す政策工程への対応や、地域医療構想の実 現、第8次医療計画(医師確保計画・外来医療計画を含む)の進捗管理等に活用するため、病床機能の分化・連携に向けた病 床機能報告及び外来機能の分化・連携に向けた外来機能報告の集計等を引き続き実施する。

また、現行の地域医療構想は2025年度までであり、今後、都道府県において、新たな地域医療構想を策定する必要があることから、策定に当たって必要となる策定支援ツールを当該事業において開発し、各都道府県に提供する。

2 実施主体

季託事業 (公募等により決定)

3 事業の概要・スキーム





地域医療構想の実現に向けた医療機能分化・連携支援事業

令和7年度当初予算案 2.0億円 (1.7億円) *() 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 地域医療構想の中で特に実施が困難な複数医療機関の再編につい て、その検討段階から、相談、事例紹介、調査・分析等を通じて、 実現までの支援を行う。
- 重点支援区域等への支援で得られた知見や過去の再編事例等の調 査を通じて、地域医療構想を推進する上での課題に対し、参考と なる有効な分析、制度等の活用・改善方策を検討する。
- モデル推進区域への区域の課題解決に向けてアウトリーチの伴走 支援を行う。

2 事業の概要

- ① 地域医療構想を推進するための課題の調査・分析
- ② 再編等を検討している医療機関等からの相談窓口対応
- ③ 国が重点的に支援する重点支援区域への再編の支援 (事例紹介、データ分析 等)
- 重点支援区域への申請の前段階の再編を企画・検討する区域に対す る支援 (重点支援区域の設定の要否を判断するまで支援)
- モデル推進区域へのアウトリーチの伴走支援

3 事業スキーム・実施主体・事業実績等

実施主体:委託事業(コンサル等)



- ③重点支援区域支援
- ・地域の医療提供体制等に関するデータ分析
- ・関係者との議論を行う際の資料作成支援 等



- ・地域の医療提供体制等に関するデータ分析



- ・区域対応方針の推進支援
- ・地域の医療事情に関するデータ提供・分析
- 構想区域内の課題の把握 関係者との議論を行う際の資料作成支援 等







塩)総合的な診療能力を持つ医師養成の推進事業

医政局医事課(内線4142)

令和7年度当初予算案 4.5億円 (3.0億円) *() 内は前年度当初予算額 **令和6年度補正予算額 1.1億円

1 事業の目的

経済財政運営と改革の基本方針2024において、総合的な診療能力を有する医師の育成や、リカレント教育の実施 等の必要な人材を確保するための取組を実施することとされており、医師の地域偏在と診療科偏在の解消に向けた取 組のひとつとして、幅広い領域の疾患等を総合的に診ることができる総合診療医の養成を推進することを目的として いる。

2 事業の概要・スキーム

総合診療医センター(仮称)の設置

- ・**総合診療科医師を責任者とする**いわゆる総合診療の医局・講座をブロック毎に設置し、<u>経験豊富で</u> 指導力がある指導医を集約する
- ・主に地域枠学生を対象としたシームレスな実習・研修プログラムの策定
- ・地域枠学生の選考時から、卒後のキャリア支援まで行う一貫した指導体制を確立する。
- ・医師少数区域等、地域医療を担う医療機関でのバックアップ等体制整備
- ・医学生・医師の総合診療医(家庭医や病院総合医など)の多様なキャリアパスを構築支援

各過程横断項目 補助事業内容

- 総合診療医センターの医師が自らキャリアバスの モデルを提示
- ・総合診療医を目指す医師(特に地域枠入学者)の 専門研修へ向けたキャリアに関するサポート

研修後の勤務先の提供、調整

- 総合診療科の講座構築のための講師派遣

終合診療医センターはハブとして機能

学術的な側面は、地域における実習や研修において支援

ブロック毎の総合診療研修施設ネットワークの確立





補助事業内容 医学教育

- ・ネットワークを用いて指導体制が充実した地域 実習(総合診療)を提供し、地域枠学生の医師 少数地域等での実習促進

補助事業内容 臨床研修

・広域ネットワーク化した地域重点型研修 プログラムの整備・提供(医師少数 区域を含む充実した研修)

補助事業内容 専門研修とその後

- 診療内容の相談対応、診療時対応の際 の指導医・上級医のサポート
- ・医師少数区域で診療する際のバックアッ プ機能

3 実施主体等

- ◆実施主体:医師養成課程を有する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の規定に基づく大学
- ◆補助率:定額 ◆事業実績:令和5年度交付対象大学数→8大学

医政局総務課(内線4057)

かかりつけ医機能普及促進等事業

令和7年度当初予算案 75_{百万円} (75_{百万円) ※()內は前年度当初予算額}

1 事業の目的

- ○「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」に基づき、令和7年度より 「かかりつけ医機能報告制度」が施行される。
- 本制度おいて、医療機関からかかりつけ医機能に関する報告を求め、これをもとに、都道府県において地域関係者との協議の場で 必要な機能を確保する具体的方策の検討を行うことなっている。
- 本事業は、各自治体においてかかりつけ医機能報告制度が円滑に運用されるとともに、地域において必要なかかりつけ医機能が普及・推進されるための支援を行うことを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

都道府県によるかかりつけ医機能報告制度の運営













必要な機能を確保するための 具体的方策を実施

主な事業内容

- ① かかりつけ医機能の発揮に係る取組好事例の横展開等
 - 例)自治体や医療機関等における取組好事例の横展開やかかりつけ医機能に関する実態等の調査を行う。また、それらにより得られた知見も踏まえて、かかりつけ医機能報告運用ガイドラインの見直しを行う。
- ② かかりつけ医機能報告制度の運営を行う地方自治体への伴走支援等
 - 例)地方自治体がかかりつけ医機能報告制度を円滑に運用できるよう、直面する課題等に対する支援を行う。
- **3 地方公共団体や医療機関等に対する制度周知等**
 - 例)かかりつけ医機能が発揮される制度について、効果的に周知するための資料作成や説明会等を開催する。

3 実施主体等

実施主体:コンサル等

事業実績:かかりつけ医機能報告制度にかかる現状の課題等を分析・検証した件数6件

新規

かかりつけ医機能研修事業

医政局総務課(内線4057)

令和7年度当初予算案 10_{百万円 (-) ※ () 内は前年度当初予算額}

1 事業の目的

- ○令和5年5月に成立した改正医療法において、「かかりつけ医機能」が「身近な 地域における日常的な診療、疾病の予防のための措置、その他の医療の提供を行 う機能」と定義された。
- 地域によって大きく異なる人口構造等の変化に対応し、「治す医療」から「治し、支える医療」を実現するためには、幅広い診療領域の全人的な診療を行う医師の増加を促していく仕組みが必要となっている。
- そのため、地域で新たに開業し地域医療を担うことを検討している病院勤務医や、既に地域の中小病院や診療所でかかりつけ医機能を担っている医師等が研鑽を積む研修体制の整備等を支援するもの。

2 事業の概要・実施主体等

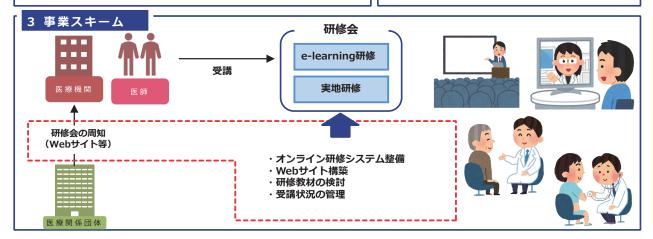
かかりつけ医機能を担う医師の養成に必要な研修体制の整備等にかかる経費の補助を行う。

○補助先 : 医療関係団体

○補助対象経費:

謝金、旅費、会場借料費、通信費、事務局経費等

○基準額:10,000千円 ○補助率: 定額



➤医師の働き方改革等、医療従事者の勤務環境改善に向けた取組の促進

医政局医事課(内線4409)

医療従事者勤務環境改善推進事業

令和7年度当初予算案 19_{百万円} (19_{百万円) ※()內は前年度当初予算額}

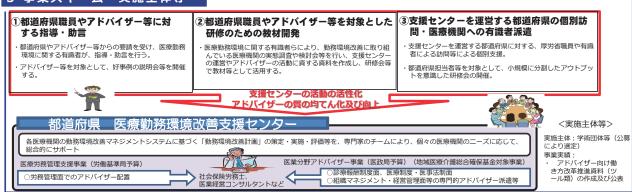
1 事業の背景

- 医師・看護職等の医療スタッフの離職防止や医療安全の確保等を図るため、改正医療法(平成26年10月1日施行)に基づき、勤務環境改善マネ ジメントシステム(※1)が創設されるとともに、各都道府県に医療勤務環境改善支援センター(※2)が設置されている。
 (※1) 医療機関がPDC4サイクルを活用して計画的に医療従事者の動務環境改善に取り組む仕組み
 (※2) 医療機関のニーズに応じた総合的・専門的な支援を行う体制を各都道府県で整備。センターの運営には「地域医療介護総合確保基金」を活用。平成29年3月、全都道府県に設置済み。

2 事業の概要・目的

医療勤務環境改善支援センターは、各医療機関の勤務環境改善マネジメントシステムに基づく「勤務環境改善計画」の策定・実施・評価等を総合的 にサポートしているが、各都道府県により設置時期や取組状況が様々であることから、①有識者による、都道府県職員やアドバイザー等に対する指導・助言、②支援センターの運営やアドバイザーの活動に資する資料の作成を委託事業により実施し、支援センターの活動の活性化やアドバイザーの質の均てん化とその向上③支援センターの活動に対する、厚労省職員や有識者による訪問等による支援、支援センターを運営する都道府県等に対して有識者に よる個別支援、都道府県担当者等を対象とする研修会を、小規模に分割開催し、知識のインプットにとどまらず、アウトプットを意識した研修会の開催 を行う。

3 事業スキーム・実施主体等



➤ ICTや特定行為研修の活用等による訪問看護及び看護師確保対策の推進

中央ナースセンター事業

医政局看護課(内線4195)

令和7年度当初予算案 2.6_{億円} (2.4_{億円}) × () 内は前年度当初予算額

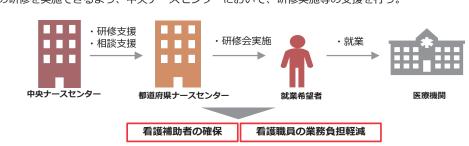
1 事業拡充の目的

- 少子高齢化の進行に伴い、現役世代(担い手)の急減が見込まれる中で、今後の増大する看護ニーズに対応していくため には、看護職員の確保が必要であるものの、依然として医療機関等における看護職員の確保は重要な課題となっている。
- このため、看護職員のタスク・シフト/シェアに資するよう、看護補助者の就業支援を行うため、看護補助者として就業を 希望する者に対する研修を実施し、看護補助者の確保を図る。

2 事業拡充の概要

看護補助者に対する就業支援 (24百万円)

都道府県ナースセンターが看護補助者として就業を希望する者に対して、医療機関で従事するために必要な知識・技能 についての研修を実施できるよう、中央ナースセンターにおいて、研修実施等の支援を行う。



3 実施主体等

◆実施主体:公益社団法人 日本看護協会 ◆補助率:定額(10/10相当)

医政局看護課(内線4195)

特定行為研修の組織定着化支援事業

令和7年度当初予算案 1.8億円 (1.8億円) ※()內は前年度当初予算額 ※令和6年度補正予算額 98_{百万円}

1 事業の目的

- 2040年に向けた高齢者の増加・人口減少に伴い、医療ニーズの増大とマンパワーの確保や医療従事者の働き方改革に伴う対応が同時に必要になることを踏まえ 、引き続 き医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助(特定行為)を行う看護師の活躍が求められている。また今般のコロナ禍において、救命救急やICU領域にお ける看護師のニーズが高まり、より高度な技術を持つ救急及び集中治療領域パッケージ研修修了者の増大も求められている。 ○同時に、在宅医療需要の増大に対応するため、地域包括ケアシステムにおいても特定行為研修修了者による効果的・効率的な在宅医療・ケアの実施の推進が求められる。
- ○特定行為研修修了者を加速度的に増やすためには、各医療機関等において多くの特定行為研修修了者を輩出する仕組みの構築が必要だが、組織的に特定行為研修 修了者の養成・確保を行っている医療機関等は多くない。
- そのため指定研修機関である医療機関等において、組織的かつ継続的に特定行為研修の受講と修了者の活動を推進する取組を行う医療機関等を財政的・技術的に **支援**し、特定行為研修修了者数の増大と円滑な活動環境整備による医療の質向上を目指す。

2 事業の概要等

事業スキーム

本事業を実施する医療機関の取組を支援する

対象者がいない

就業先で活動できる体制がない

修了した区分等に関連した部署ではない 12%]

■ 修了生が特定行為を実施していない理由(複数回答)(N=431)

22%

【出典】令和2年度看護師の特定行為研修に係る実態調査・分析等事業「特定行為研修修了者の活動等の実態把握」 特定行為研修修了生に対するアンケート調査(N=1,364、回収率82.5%)

(看護部長等)

ためのワークショップの開催

- 指定研修機関である医療機関等に対し、看護師に共通科目の学習機会を提供するためのeラーニングのコン テンツ使用料や、特定行為研修修了者に対するメンターの配置等に係る費用を補助する。
- 本事業の周知を目的としたシンポジウムと、本事業を実施する医療機関の取組を支援するためのワークショップ を開催する。

シンポジウム・

ワークショップ

52%

○実施主体:①医療機関である指定研修機関等

②関係団体

○補助率 : ①1/2 ②10/10

○事業実績:①68施設 ②1団体 (令和5年度)

①医療機関等の取組(補助要件)全て必須 補助 ②支援団体の取組 補助

(1) 特定行為研修推進委員会の設置 【シンポジウム】対象:全医療機関 2 1 組織内共通の手順書の作成・見直し

围

- ・安全な特定行為の実施の確認 等
- ○本事業の趣旨と内容の周知を図ることを目的とし 支援団体 医療機関等 たシンポジウムの開催 【ワークショップ】対象:本事業を実施する医療機関 (2) 特定行為研修修了直後の修了者に対するメンターの配置 参加
 - ・特定行為の実践に関する技術的指導やサポートの提供 ・臨床における活動の仕方や困りごとへの相談対応
 - (3) 就業する看護師にeラーニングによる特定行為研修の共通 科目の受講機会の提供
 - (4) 「特定行為研修の組織定着化支援事業推進に係るワーク ショップ等開催事業により実施されるワークショップ等への 参加

▶地域を支える薬局の機能強化、薬局機能の見える化の推進

全国薬局機能情報提供制度事業

医薬局総務課 (内線4219)

令和7年度当初予算案 2.2億円 (2.2億円) ※()内は前年度当初予算額 ※ 令和6年度補正予算額 1.7億円 ※デジタル庁計上予算

1 事業の目的

- 薬局機能情報提供制度は、薬局に対し、薬局の機能に関する情報について都道府県知事への報告を義務付け、都道府県知事が公表を 行うものであるが、利便性を考慮し、全国の薬局情報を一括で検索することができるよう全国統一的な検索サイトを運用する。
- さらに、外国人に対する情報提供の強化が求められていることを踏まえ、外国語やスマートフォンでの検索を可能とし、薬局に関す る情報を全国的に公表することで、薬局機能の見える化を進めている。

2 事業の概要・スキーム

(1)事業目的

全国の薬局情報を一括で検索できるよう本事業を行う。

(2)事業概要

プラストルス 本事業は令和3年度に初期構築、令和5年度に都道府県単位のシステム運用から、全国統一的な検索サイト(全国統一システム)に移行を行い、令 和6年4月1日から運用を開始している。令和7年度事業では、引き続き全国の薬局の機能に関する情報を検索することができる全国統一システムの 運用・保守を行う

。 また、薬局機能情報提供制度の全国統一システムのデータベースとして活用することとしている医療機関等情報支援システム(G-MIS)の運用・保 守を行う。

医政局と金額を分担し同様の要求を実施





3 実施主体等

実施主体: 委託事業者等

薬局機能高度化推進事業

医薬局総務課 (内線4263・4264)

令和7年度当初予算案

3.6億円 (46 百万円) ※()內は前年度当初予算額 ※令和6年度補正予算額 10百万円

1 事業の目的

限られた医療資源を有効活用する観点から、地域において薬局に求められる役割を地域全体で効率的・効果的に発揮するため、地域の薬局が連携して 対応する仕組みの構築の検討や、薬局薬剤師の業務について、効率化・高度化を推進していく必要がある。

地域において一定の役割を果たすことが期待される薬局として健康サポート薬局、認定薬局(地域連携薬局、専門医療機関連携薬局)の制度があるが、 これらについて、そのメリットや地域の中での位置付けがわかりにくい等の指摘がなされており、地域における役割・機能を改めて整理・明確化し、必要な役割が 確実に発揮されるようにすることも必要である。

薬局の地域における役割・機能のあり方については、「薬局・薬剤師の機能強化等に関する検討会」で検討を実施しているところであるが、今後の検討会に よる議論を踏まえて①かかりつけ薬剤師・薬局の活用を含めた地域連携等による医薬品提供体制強化、②認定薬局・健康サポート薬局の地域で担うべき役 割の整理、③薬局起点の医療情報の推進、④対物業務の効率化の観点から対策を実施し、地域の薬局間連携等により、かかりつけ薬剤師・薬局の活用 を含め、地域がそれぞれの状況に合わせて取り組む道筋を作り、対人業務の充実、対物業務の効率化をはじめ薬局機能、薬剤師サービスの高度化に繋げる。

2 事業の概要・スキーム

令和5年度事業で実施した取組(薬局起点の医療情報交換サービスの必要性等の検討、オンライン服薬指導研修等)の効果検証結果及び「薬局薬 剤師の機能強化等に関する検討会」での議論をもとに、新たに以下について必要な調査・検討等を行う。

①地域における医薬品提供体制の強化

- ・地域薬剤師会において、薬局間連携推進等による夜間・休日対応、在宅対応等に係る医薬品提供体制の構築・強化のための事業を実施
- ②認定薬局・健康サポート薬局による高度な専門性を発揮した薬剤師サービス提供の推進
- ・認定薬局の基準の検討のための基礎資料として必要な薬局の機能等の情報を収集するための調査、結果の分析を実施
- ③医療機関-薬局間の情報(トレーシングレポート等)の共有・標準化等の検討
- ・薬局から医療機関等への情報を提供するための課題の調査等を実施

4)遠隔での調剤監査

・調剤業務の一部外部委託において、薬剤師が遠隔での薬剤監査を実施する必要となる場合があり、そのような場合において安全かつ確実に監査を実施 するために、その方法や必要な設備(監査支援装置等)などの要件について調査・検討を実施(※令和6年度補正予算にて実施)



3 実施主体等

※検討会の運営支援や、現状分析、課題抽出については委託事業により実施

国(民間事業者、関係団体等に委託)

〇地域包括ケアシステムの推進

➤地域医療介護総合確保基金等による地域の事情に応じた介護サービス提供体制の整備及び介護従事者の確保支援



地域医療介護総合確保基金(介護施設等の整備に関する事業分)

老健局高齢者支援課(内線3928)

令和7年度当初予算案 252_{億円} (252億円) * () 内は前年度当初予算額

事業の目的

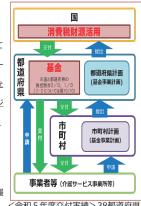
地域包括ケアシステムの構築に向けて、今後急増する高齢単身世帯、夫婦のみ世帯、認知症高齢者等が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことを可能とするため、都道府県計画に基づき、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を 行うとともに、令和7年度においては、地域のニーズ等に即した事業の充実や、令和6年度が終期となっている事業の期限の撤廃を行う

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- ・ 基金を活用し、以下の事業を、都道府県計画を踏まえて実施。 【対象事業】※ 配分基礎単価の上限額の引き上げ
- 地域密着型サービス施設等の整備への助成
- ① 可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域密着型サービス施設・事業所等の整備に対して支援。 ※定員30人以上の広域型施設の整備費は平成18年度に一般財源化され、各都道府県が支援を実施。

- ※定員30人以上の広域型施設の整備買は平成18年度に一般的源化され、各が単向票が支援を実施。
 ② 対象施設を合築・特設を行う場合に、それぞれ補助単価の5%加算を実施。
 ③ 空き家を活用した地域密着型サービス施設・事業所等の整備について支援を実施。
 ④ 介護離職受け皿整備と老朽化した広域型施設の大規模修繕を同時に進めるため、介護離職ゼロ対象サービスを整備する際に、あわせて行う広域型特別養護老人ホーム等の大規模修繕・耐震化について支援を実施。
 [期限の撤廃]
 ⑤ 一定の条件の下で、災害レッドゾーン・災害イエローゾーンに立地する老朽化等した広域型介護施設の移転建替(災害イエローゾーンにおいては現地建替も含む。)にかかる整備費の支援を実施。
- ⑥ 移転用地の確保が困難な大都市において、老朽化した介護施設の改築・大規模修繕等を促進させるため、工事中に介護施設の利用者を 受け入れる代替施設の整備を公有地において実施する場合の費用の支援を実施。 ⑦ 地域の介護ニーズに応じて、地域密着型施設から広域型施設への転換による受け皿の拡大、 ング等(サービス転換含む)に取り組む施設整備費(大規模修繕含む)の支援を実施。※ 者 2施設以上の施設の集約化・ダウンサイジ
- 都市部におい ® 2040年までに全国平均以上に高齢者が増加と予測される地域について、小規模な介護付きホームの対象地域を拡大(11箇所)する。
- 介護施設の開設準備経費等への支援
- ① 特別養護老人ホーム等の円滑な開設のため、施設の開設準備に要する経費の支援を実施。 ※定員30人以上の広域型施設を含む。
- ② 在宅での療養生活に伴う医療ニーズの増大に対応するため、訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に 必要な設備費用等について支援を行う
- ③ 土地取得が困難な地域での施設整備を支援するため、定期借地権(一定の条件の下、普通借地権)の設定のための一時金の支援
- ④ 介護施設で働く職員等を確保するため、施設内の保育施設の整備、介護職員用の宿舎の整備に対して支援を実施。
- 3. 特養多床室のプライバシー保護のための改修等による介護サービスの改善等
- 3. 19最多体主のプライン Regionにいる広島ではあるが思い、このは言う 10 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室における多床室のプライバシー保護のための改修費用について支援を実施。 ② 特別養護老人ホーム等のユニット化改修費用について支援を実施。
- ② 付か「酸酸さんが、 ムランエン)」「山瓜原屋川でいて文法を大地で、 ③ 施設の看取りに対応できる環境を整備するため、看取り・家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修費用について支援を実施。 ④ 共生型サービス事業所の整備を推進するため、介護保険事業所において、障害児・者を受け入れるために必要な改修・設備について支援を実施。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症が 5 類感染症へ移行したことを踏まえ、新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業の補助率を縮小 (2/3から1/3) する。

<実施主体等>



< 令和 5 年度交付実績 > 38都道府県



地域医療介護総合確保基金 (介護從事者確保分) ※メニュー事業の全体

今和7年度当初予算室

97億円 (97億円) **※()**内は前年度当初予算額

1 事業の目的

地域の実情に応じた介護従事者の確保対策を支援するため、都道府県計画を踏まえて実施される「参入促進」・「資質の向上」・ 「労働環境・処遇の改善」等に資する事業を支援する。

2 事業の概要・実施主体等

都道府県計画を踏まえて事業を実施。(実施主体: 都道府県、負担割合: 国2/3・都道府県1/3、令和5年度交付実績: 46都道府県)

※赤字下線は令和7年度新規・拡充等

参入促進

- 地域における介護のしごとの魅力発信
- 〇 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介 護の職場体験
- 高齢者など地域の住民による生活支援の担い手の 養成、支え合い活動継続のための事務支援
- 〇 介護未経験者に対する研修支援
- 介護事業所におけるインターンシップや介護の周辺 業務等の体験など、多様な世代を対象とした介護の 職場体験支援
- 介護に関する入門的研修の実施からマッチングまで の一体的支援、参入促進セミナーの実施、ボランティア センターやシルバー人材センター等との連携強化
- 人材確保のためのボランティアポイント活用支援
- 多様な人材層の参入促進、介護助手等の普及促進
- 〇 介護福祉士国家資格取得を目指す外国人留学生や 1号特定技能外国人等の受入環境整備
- 福祉系高校修学資金貸付、時短勤務、副業・兼業、選 択的週休3日制等の多様な働き方のモデル実施
- 介護人材確保のための福祉施策と労働施策の連携体

資質の向上 ○ 介護人材キャリアアップ研修支援

- ・経験年数3~5年程度の中堅職員に対する研修、喀痰
- 吸引等研修、介護キャリア段位におけるアセッサー講習受講
- ・介護支援専門員、介護相談員育成に対する研修
- 各種研修に係る代替要員の確保、出前研修の実施
- 〇 潜在介護福祉士の再就業促進
- ・知識や技術を再確認するための研修の実施
- ・離職した介護福祉士の所在やニーズ等の把握
- チームオレンジ・コーディネーターなど認知症ケアに携 わる人材育成のための研修
- 地域における認知症施策の底上げ・充実支援
- 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成 ・生活支援コーディネーターの養成のための研修
- 認知症高齢者等の権利擁護のための人材育成
- 〇 介護施設等防災リーダーの養成
- 外国人介護人材の研修支援
- 〇 外国人介護福祉士候補者に対する受入施設における 学習支援

労働環境・処遇の改善

- 新人介護職員に対するエルダー・メンター(新人 指道扣当者) 養成研修
- 〇 管理者等に対する雇用改善方策の普及
 - ・管理者に対する雇用管理改善のための労働関 係法規、休暇・休職制度等の理解のための説 明会の開催。両立支援等環境整備
 - ・介護従事者の負担軽減に資する介護テクノロジー (介護ロボット・ICT)の導入支援(拡充・変更)
 - ・総合相談センターの設置等、介護生産性向上の
- 〇 介護従事者の子育て支援のための施設内保育 施設運営等の支援
- 子育て支援のための代替職員のマッチング等 の介護職員に対する育児支援
- 介護職員に対する悩み相談窓口の設置
- 〇 ハラスメント対策の推進
- 若手介護職員の交流の推進
- 〇 外国人介護人材受入施設等環境整備
- 〇 訪問介護等サービス提供体制確保支援事業

쏰

- 関係機関・団体との連携・協働の推進を図るための、都道府県単位、市区町村単位での協議会等の設置 介護人材育成や雇用管理体制の改善等に取組む事業所に対する都道府県の認証評価制度の運営・事業者表彰支援 離島、中山間地域等への人材確保支援
- ➤地域の多様な主体による柔軟なサービス提供を通じた介護予防の取組の推進と高齢者を地域で支えていく体制の 構築支援

地域支援事業(地域支援事業交付金・重層的支援体制整備事業交付金)

老健局認知症施策・地域介護推進課 (内線3986)

令和7年度当初予算案 1,800億円 (1,804億円) ※()內は前年度当初予算額

1 事業の目的

地域包括ケアシステムの実現に向けて 高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組、 配食・見守り等の生活支援体制の整備、 在宅生活を支える医療と介護の連携及び 認知症の方への支援の仕組み等を一体的に 推進しながら、高齢者を地域で支えていく 体制を構築する。



2 事業費・財源構成

政令で定める事業費の上限の範囲内で、介護保険事業計画において 地域支援事業の内容・事業費を定めることとなっている。

【事業費の上限】

介護予防・日常生活支援総合事業

「事業移行前年度実績」×「75歳以上高齢者の伸び率」 ※ 災害その他特別な事情がある場合は、個別協議を行うことが可能

包括的支援事業・任意事業

[26年度の介護給付費の2%|×[65歳以上高齢者の伸び率]

① 介護予防・日常生活支援総合事業 1号保険料、2号保険料と公費で構成 (介護給付費の構成と同じ)

包括的支援事業・任意事業 1号保険料と公費で構成 (2号は負担せず、公費で賄う)

	(1)	(2)
玉	25%	38.5%
都道府県	12.5%	19.25%
市町村	12.5%	19.25%
1号保険料	23%	23%
2号保険料	27%	-

3 実施主体・事業内容等

実施主体

市町村

高齢者のニーズや生活実態等に基づいて総合的な判断を 行い、高齢者に対し、自立した日常生活を営むことが できるよう、継続的かつ総合的にサービスを提供する。

① 介護予防・日常生活支援総合事業

要支援者等の支援のため、介護サービス事業所のほかNPO、協同組合、社 会福祉法人、ボランティア等の多様な主体による地域の支え合い体制を構築 する。あわせて、住民主体の活動等を通じた高齢者の社会参加・介護予防の 取組を推進する。

ア サービス・活動事業 (第一号事業)

<u>イー般介護予防事業</u>介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、 -般介護予防事業評価事業、地域リハビリテーション活動支援事業

② 包括的支援事業

地域における包括的な相談及び支援体制や在宅と介護の連携体制、認知症 高齢者への支援体制等の構築を行う。

ア 地域包括支援センターの運営

包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

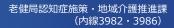
イ 社会保障の充実

在宅医療・介護連携の推進、生活支援の充実・強化、認知症施策の推進、 地域ケア会議の開催

③ 任意事業

地域の実情に応じて必要な取組を実施。

介護給付費等費用適正化事業、家族介護支援事業等





包括的支援事業を活用した地域づくりの推進

令和7年度当初予算案1,800億円の内数(地域支援事業(包括的支援事業(社会保障充実分))の内数)

1 事業の目的

① 生活支援体制整備事業の拡充

- 独居高齢者に対する支援、孤独・孤立対策の推進、育児と介護を同時に行う者(ダブルケアラー)やヤングケアラーをはじめとする家族介護者に対する 支援など、地域包括支援センターに期待される役割は高まっている。
- 他方、こうした複雑化・複合化した地域課題に対応するためには、センターのみが業務を負担するのではなく、センターが中心となって、地域の関係者との ネットワークを活用しながら総合相談支援機能を充実させることが必要。
- このため、生活支援体制整備事業について、戸別訪問や相談対応等を通じ、複雑・複合化した地域課題に対応するための地域づくりに取り組む生活 支援コーディネーターの活動を支援するための拡充を行う。 ※ 重層的支援体制整備事業の実施自治体は、多機関協働事業等で同様の機能を担うことが想定される。

② 地域ケア会議推進事業の拡充

- ●「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律」(令和6年法律第43号)が令和6年6月に公布さ れ、「地域ケア会議」と「居住支援協議会」は相互連携に努めることとされたところ。
- このため、地域ケア会議において、高齢者の安定した住まいの確保に取り組む市町村に対する支援の拡充を行う。

※このほか、包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)についても、所要の経費を計上

2 事業の概要・スキーム

① 生活支援体制整備事業の拡充

- 複雑・複合化する地域課題に対し、地域づくりの観点から取り組む生活支援コーディネーターの活動を支援※する。 ※ 地域包括支援センターに配置される生活支援コーディネーターの活動を支援することを想定(関係機関に委託することも可とする)
- 想定される対象業務は次のとおり。
- ・ 地域包括支援センターとの連携のもと、複雑・複合化した課題 を抱える世帯を対象とした戸別訪問や相談対応
- 圏域内の社会福祉協議会、子育て支援の相談窓口、ハロー ワークなどの機関のほか、銀行や飲食店などの地域の多様な主 体からの情報収集・関係者間のネットワークづくり
- 地域包括支援センターを含む地域のネットワークを活用した、 適切な支援へのつなぎや資源開拓の実施

地域包括支援センター 戸別訪問·相談対応 BA 関係機関からの情報収集 地域包括支援ネットワーク

複雑・複合化した地域課題に一体的に対応

② 地域ケア会議推進事業の拡充

● 高齢者の安定した住まい確保を目的に、居住支援協議会と連携した地域ケア会議を行った場合に標準額を引き上げ

3 実施主体等

【実施主体】市町村

【交付率】国38.5%

【標準額】 (拡充分)

①8,000千円

(地域包括支援センタ・ 以外に配置する場合 は4.000千円)

②300千円

地域づくり加速化事業

老健局認知症施策・地域介護推進課 (内線3982)

1 事業の目的

令和7年度当初予算案 78百万円 (89百万円) ※ () 內は前年度当初予算額

- これまで団塊世代(1947~1949年生)が全員75歳以上を迎える2025年に向けて地域包括ケアシステムの構築を図るため、市町村の地域づくり保進の
- 中間整理において、地域共生社会の実現に向けた基盤として総合事業を地域で活用する視点から地域の多様な主体が総合事業に参画しやくする枠組みの 構築を行うこととされたところ。
- こうした検討会での議論等を踏まえ、本事業をとおして総合事業の充実に向けた取組を推進していく。
- そのため、令和7年度においても、引き続き、以下の取組を行う。 ①今後、こうした伴走的支援を地域に根差した形で展開していくため、全国8か所の地方厚生(支)局主導による支援対象を拡充するとともに地域で活動す るアドバイザーを養成するなど、<u>地域レベルでの取組を一層促進</u>していく。
- 令和4年12月の介護保険部会意見書で、第9期計画期間を通じて総合事業の充実に集中的に取り組むことが適当であり、その際、地域の受け皿整 備のため、生活支援体制整備事業を一層促進することとされていることを踏まえ、<u>生活支援体制整備事業を更に促進するためのプラットフォームの構築</u> 及び発展(全国シンポジウムの開催含む)を図る。

2 事業の概要・スキーム

1. 地域包括ケアの推進を図るため、以下の事業により市町村を支援する。

- 地方厚生(支)局主導による支援パッケージを活用した伴走的支援の実施(全国24か所)
 - ・地方厚生(支)局・都道府県と連携し、市町村を支援する地域の有識者・実践者の支援スキル向上に資する研修を 併せて実施
- 自治体向け研修の実施(各地方厚生(支)局ブロックごと)
- 地域づくり戦略や支援パッケージ(注)の改訂など地域づくりに資するツールの充実
- (注) 市町村等が地域包括ケアを進める際に生じる様々な課題を解決するための実施方法やポイントをまとめたもの
- 2. 全国の生活支援コーディネーターや多様な分野の団体等がつながるためのプラットフォーム (PF)を構築・発展



3 実施主体等

【実施主体】

・国から民間事業者へ委託



・国10/10

「全世代型社会保障構築を目指す改

(令和5年12月22日閣議決定)



老健局介護保険計画課(内線2161)

保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金

令和7年度当初予算案

(一般財源) 101 (消費税財源) 200 億円 (100億円) 億円 (200億円)

1 事業の目的

- 平成29年の地域包括ケア強化法の成立を踏まえ、客観的な指標による評価結果に基づく財政的インセンティブとして、平成30年度より、 保険者機能強化推進交付金を創設し、保険者(市町村)による高齢者の自立支援、重度化防止の取組や、都道府県による保険者支援の取組を 推進。令和2年度からは、介護保険保険者努力支援交付金(社会保障の充実分)を創設し、介護予防・健康づくり等に資する取組を重点的に 評価することにより、これらの取組を強化。
- 令和5年度においては、秋の行政事業レビューや予算執行調査などの結果を踏まえ、アウトカムに関連するアウトプット・中間アウトカム 指標の充実や、評価指標の縮減など、制度の効率化・重点化を図るための見直しを行ったところであり、令和6年度以降、引き続き保険者 機能強化の推進を図る。

2 事業スキーム・実施主体等

- 各市町村が行う自立支援・重度化防止の取組及び都道府県が行う市町村支援の取組に対し、評価指標の達成状況(評価指標の総合得点)に応じて、交付金を交付する。
 - ※ 介護保険保険者努力支援交付金(消費税財源)は、上記の取組の中でも介護予防・日常生活支援総合事業及び包括的支援事業(包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、在宅医療介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業)に使途範囲を限定。

【実施主体】 都道府県、市町村

【交付金の配分に係る主な評価指標】

(保険者機能強化推進交付金)

(介護保険保険者努力支援交付金)

①事業計画等等によるPDCAサイクルの構築状況 ②介護給付の適正化の取組状況 ①介護予防日常生活支援の取組状況 ②認知症総合支援の取組状況

②介護給付の適正化の取組状況 ③介護人材確保の取組状況 ③介護人材確保の取組状況 ③在宅医療介護連携の取組状況

〈交付金を活用した保険者機能の強化のイメージ〉



【交付金の活用方法】

○都道府県分:高齢者の自立支援・重度化防止等に向けて市町村を支援する各種事業(市町村に対する研修事業、

リハビリ専門職等の派遣事業等)の事業費に充当。

市町村分: 国、都道府県、市町村及び第2号保険料の法定負担割合に加えて、介護保険特別会計に充当し、地域支援事業、

市町村特別給付、保健福祉事業など、高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防等に必要な事業を充実。

【補助率・単価】定額(国が定める評価指標の達成状況(評価指標の総合得点)に応じて、交付金を配分)

【負担割合】 国10/10

【事業実績】 交付先47都道府県及び1,571保険者(令和5年度)

拡充

保険者機能強化推進交付金の見直し

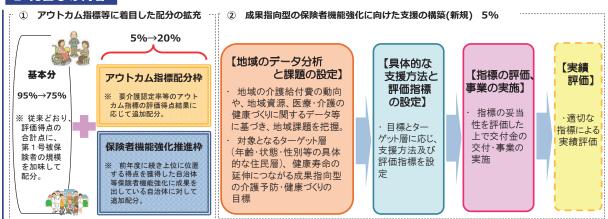
老健局介護保険計画課(内線2161)

1 事業の目的

令和7年度当初予算案 101億円 (100億円) ※ () 內は前年度当初予算

- 保険者機能強化推進交付金については、令和5年度において、令和4年度秋の行政事業レビューや予算執行調査などの結果を踏まえ、アウトカム指標に関連するアウトプット・中間アウトカム指標の充実や、評価指標の重点化・縮減等の見直しを実施した。
- 令和6年度においては、交付金の配分に当たって、保険者機能強化に取り組む自治体に対するインセンティブを一層強化し、メリハリの効いた交付金配分を行う観点から、要介護認定率の改善等アウトカムの状況が上位に位置する自治体や、評価得点が複数年にわたり上位に位置する自治体など、一定の要件に該当する自治体に対し、追加的な配分を行う枠組みを取り入れたところであり、令和7年度においては、このアウトカム指標等に着目した配分の拡充を行う(①)。
- 併せて、今般、地域包括ケアの構築に向けた基盤整備や取組の充実に既に一定程度取り組んでいる保険者を対象として、さらなる健康寿命の延伸に向け、地域のデータ分析に基づき、自らターゲットとなる対象者、成果目標及び評価指標を設定した上で、当該成果を達成するために成果指向型の介護予防・健康づくりの取組を行う保険者に対する新たな支援の枠組みを構築する(②)。

2 見直しの内容





介護職員処遇改善加算等の取得促進事業

令和7年度当初予算案 2.2億円 (1.6億円) *()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

介護職員等処遇改善加算について、加算未取得事業所の新規加算取得や加算既取得事業所のより上位区分の取得の促 進を引き続き強力に進めるため、専門的な相談員(社会保険労務士など)によるオンライン個別相談窓口の設置等によ り、介護サービス事業所等に対する個別の助言・指導等の支援を行う。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

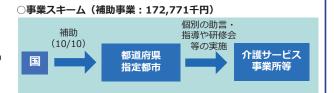
成果目標

本事業により、専門的な相談員(社会保険労務士など) によるオンライン個別相談窓口の設置等により、個別の 助言・指導等を実施し、加算の算定率の向上を図る。

所要額

介護保険事業費補助金:172,771千円

要介護認定調査委託費: 49,647千円



○事業スキーム(委託事業:49,647千円)



➢高齢者の住まい支援体制の構築に向けた取組の推進

高齢者住まい・生活支援伴走支援事業

老健局高齢者支援課(内線3981)

1 事業の目的

令和7年度当初予算案 25百万円 (20百万円) ※ () 内は前年度当初予算額

- 単身高齢者の増加、持ち家率の低下により、都市部を中心に住宅確保が困難な高齢者に対する支援ニーズが高まることが想定される。 一方、高齢者の住まい支援に対しては、地域支援事業交付金を活用して自治体が取組むことができるが、実施している自治体が少な い。その理由として、自治体が高齢者の住まいニーズの把握が十分でないこと、取組の実施にあたり、行政内の住宅部局と福祉部局、 地域の社会福祉法人と不動産業者等といった多岐にわたる関係者との調整が困難であるため、検討が進まないとの意見がある。
- 令和7年度には、厚労省が共管となる改正住宅セーフティネット法の施行など、制度的枠組みが整うことから、特に高齢者福祉に関わ る行政や支援機関の職員等に対して関連制度等の周知の徹底を図るとともに、課題が多い大都市部を中心に、住まい支援体制の構築を 強力に推進する必要がある。
- そこで、本事業においては、<u>大都市部を中心に働きかけを行う</u>とともに、特に、機運が高まった自治体に対してアウトリーチ的に伴 走支援を行い、単身高齢者等に対する総合的・包括的な住まい支援の全国展開を図る。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

必要性が高い自治体に対する 働きかけ・対象自治体の選定

ズが高い大都市部中心に、住まい支援体 制が未整備の自治体や、アンケートにより把握した取り組む意向がある自治体を抽出

- *居住支援協議会未設置 (R6年9月末現在)
 - · 政令指定都市:7市
 - · 中核市: 48市

②集合形式の研修会を開催

- *高齢者の住まい確保に関する現状と課題 *活用可能な最新の制度・施策説明
- *取組のポイントの解説
- *グループワーク



③研修会を通じて取組の機運が高まった 自治体を選定。

住まい支援の体制構築と事業実施に 向けて伴走支援につなげる

事業実施に向けた伴走支援

有識者や厚労省職員等を派遣し、事業実施に至る前の検討段 階における助言や関係者との調整等の支援を実施

- 事業の実施に向けた意見交換、課題に対する検討及びア ドバイス
 - ・有識者や自治体職員等による支援チームを構成
 - 実態把握を行った上で、課題と取組の方向性等について意見交換や検討等を行うに当たり、有識者や自治体職 員・厚生労働省職員・国土交通省職員等を派遣してアド バイスを行う。

3. 全国展開に向けた取組

取組事例と住まい支援の課題・ 解決策を考える事例集の作成、 **ーラムの開催による普及**



○自治体における地域の実情を踏まえた対応方策の検討

- 大家の λ 居制限 支援機関と不動産事業者とのつかがり 等 ・庁内外の関係者調整、ネットワーク構築
- 庁内連携体制、行政と社会福祉法人・不動産団体等との協働体制
- ・住まい支援の具体的な事業化を検討

住まい支援の担い手発掘、住まい支援体制の検討 等



地域支援事業交付金等

支援 ○事業の実施

地域における住まい支援 体制の構築

- 住まいに係る相談対応 社会福祉法人によるアセ
- 国(民間事業者に委託) <事業実績> 令和5年度実施団体数:7 <実施主体> ※ 下線筒所はR7拡充分

老健局高齢者支援課(内線3970)

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金

令和7年度当初予算案 12億円 (12億円) ※()內は前年度当初予算額 ※令和6年度補正予算額64億円 (国土強靱化分含む)

1 事業の目的

○ 高齢者施設等は、地震や火災発生時に外に避難することが困難な高齢者が利用しているため、災害時においても利用者の安全を確保するとともに、その機能を維持することが重要であり、防災・減災対策を推進する施設及び設備等の整備の推進により、防災体制の強化を図る。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等 既存高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業 高齢者施設等については、火災発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所しているため、消防法令の改正に伴い、新たにスプリンクラー設備等の整備が必要となる施設に対して、その設置を促進 補助率 容価 (1,000円未開) ・ 設章を整備する場合 9,710円/㎡ ・ 129年を整備する場合 9,710円/㎡ + 2,440千円/施設 ・ 1,080千円/施設 (300m未満) ・ 3.01円 (500m未満) 下限額 施設種別 軽費老人ホーム、有料老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模 多機能型居宅介護事業所等の宿泊を伴う事業 ② 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業 ※「等」には、非常用自家発電設備の設置も含まれる。 高齢者施設等の利用者等の安全・安心を確保するため、耐震化改修、水害対策に伴う改修等や施設の老朽化に伴う大規模修繕等(※)を促進 上限額 施設種別(※「小規模」とは、定員29人以下のこと。以下同じ) 小規模介護老人保健施設、小規模ケアハウス、 80万円/施設 1,540万円/施設 小規模養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所 等 773万円/施設 非常用自家発電設備はなし 補助の流れ ③ 社会福祉連携推進法人等による高齢者施設等の防災改修等支援事業 高齢者施設等の利用者等の安全・安心の確保等のため、社会福祉連携推進法人や合併した社会福祉法人の広域型施設の老朽化に伴う大規模修繕等を促進 上限額 総事業費6,160万円/施設 総事業費80万円/施設 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院 ②整備計画 ③採択 高齢者施設等の非常用自家発電・給水設備整備事業・水害対策強化事業 交付決定 交付申請 高齢者施設等が、災害による停電・断水時にも、施設機能を維持するための電力・水の確保を自力でできるよう、非常用自家発電設備(燃料タンクを含む)、給水設備 (受水槽・地下水利用給水設備)の整備、水害対策に伴う改修等を促進 非常用自家発電設備(i) 都道府県 市区町村 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホー 総事業費500万 水害対策に伴う改修等(ji) 自治体事業者 ム、介護医療院 なし 総事業費80万円/施設 施設種別 補助率 ④採択 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホ ①整備計画 介護医療院 総事業費500万円/施設 自治体 なし 交付決定 小規模特別養護老人ホーム、小規模介護老人保健施設、小規模軽費老人ホーム、小規模養護老人ホーム、小規模介護医療院 交付申請 なし 高齢者施設等の安全対策強化事業・換気設備設置事業 定員30人 定員29人 災害によるブロック塀の倒壊事故等を防ぐため、高齢者施設等における安全上対策が必要なブロック塀等の改修を促進。また、風通しの悪い空間は感染リスクが高いご とから、施設の立地等により窓があっても十分な換気が行えない場合等にも定期的に換気できるよう、換気設備の設置を促進。 以上の 施設等 施設等 補助率 上限額 下限額 施設種別 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院、認知症高齢者グループホーム、小 規模多機能型居宅介護事業所、老人デイサービスセンター 等 <令和5年度交付決定> ブロック塀等の改修 なし 465自治体 換気設備 入所系の介護施設・事業所 定額補助

〇周産期・救急・災害医療体制等の充実

▶周産期母子医療センター等の周産期医療体制の充実

周産期母子医療センター運営事業

医政局地域医療計画課(内線8048)

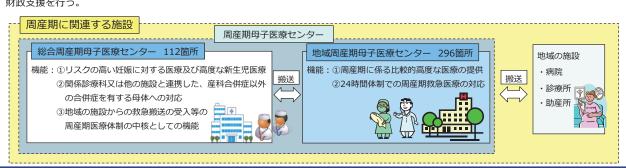
令和7年度当初予算案 医療提供体制推進事業費補助金267億円の内数 (医療提供体制推進事業費補助金261億円の内数) ※ () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 医療計画に記載された周産期母子医療センターの診療機能、医師、看護師等の確保や処遇改善等に必要な支援を 行い、周産期母子医療センターの充実強化について迅速かつ着実に推進することを目的とする。
- 産科、小児科、麻酔科、救急医療の関連診療科を有し、必要な設備・人員等を備え、24時間体制で母体・新生児を受け入れる体制を備えることにより、産科及び産科以外の合併症に対する対応の強化を目的とする。

2 事業の概要・スキーム

総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターのMFICU(母体・胎児集中治療室)、NICU(新生児集中治療室)等に対する 財政支援を行う。



3 実施主体等

・実施主体:都道府県の医療計画に基づき指定又は認定された周産期母子医療センター ・補助率:国1/3



周産期医療施設整備事業 (産科区域施設整備)

令和7年度当初予算案 19百万円(医療提供体制施設整備交付金26億円の内数)※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○「成育医療等の提供に関する総合的な推進に関する基本的な方針」(令和3年2月閣議決定)において、分娩取扱施設について、母子への感染防止及 び母子の心身の安定・安全の確保を図る観点から、産科区域の特定などの対応を講ずることが望ましい中、施設の実情を踏まえた適切な体制の整備を 推進することとされている。

第8次医療計画を策定するための指針(令和5年3月31日付医政局地域医療計画課長通知)においても、母子の心身の安定・安全の確保等を図 る観点から、産科区域の特定などの対応を講ずることが望ましいなか、当該施設の実情を踏まえた適切な対応を推進することとしているところである。

- ○産科区域の特定により、下記の効果が期待される。 ・妊産婦を特定の病室に集めることにより、その病室を担当する助産師が妊産婦ケアに集中できる。 ・妊産婦が他科患者に気兼ねせず、安心して入院生活を送ることができる。 ・新生児へのMRSA感染症を予防することができる。

○本事業は、周産期医療施設における産科区域の特定に係る施設整備費を補助するものである。

2 産科病棟の現状

地域の周産期医療の基幹病院である周産期母子医療センターであっても、約半数 の施設で産科病棟に産科患者のみではなく、他科の患者が入院している。

<産科病棟における患者の受入状況(周産期母子医療センター数)>

産科患者のみ	180	総合	73
座14.55日0507	100	地域	107
他科混合	228	総合	39
他行起日	220	地域	189

周産期母子医療センター408施 設のうち、228施設(55.9%) で、産科病棟に産科以外の患者 が入院していた。

周産期母子医療センター228施設のうち、126施設(55.2%)で、産科区域の特定が行われて

いなかった。

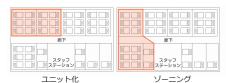
<産科区域特定の状況(周産期母子医療センター数)>

() 1/2 1/2 -3/10 /C = 3/10 /C = 3/	11 1) EZ/// C	
228施設	総合	地域	計
ユニット化実施	5	31	36
ゾーニング実施	6	39	45
ユニット化及びゾーニング 実施	4	17	21
実施無し	24	102	126

出典・地域医療計画課調べ(令和4年度事績)

3 事業の概要

る施設整備費を補助する。



ユニット化: ひとつづきになっている病棟の一部を産科専用の「ユニット」 として使用すること ゾーニング:廊下を含むひと固まりの領域を産科だけの区域とすること

4 実施主体等

実施主体:医療計画等に基づき、都道府県知事の要請を受けた病院

の開設者

補助率 : 国1/3 (医療提供体制施設整備交付金)

➤ドクターヘリ・ドクターカーの活用による救急医療体制の強化



ドクターヘリ導入促進事業

医政局地域医療計画課(内線2550)

令和7年度当初予算案 99億円 (95億円) *()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

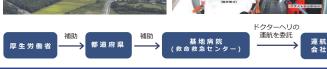
地域において必要な救急医療が適時適切に提供できる体制の構築を目指し、早期の治療開始、迅速な搬送を可能 とするドクターヘリの運航体制を確立する。

2 事業の概要・スキーム

ドクターヘリの運航に必要な経費及び夜間運航を行う場合に必 要な経費等について財政支援を行い、救命率の向上及び広域患 者搬送体制の確保を図る。







3 実施主体等

◆実施主体:都道府県 (基地病院(救命救急センター)) ◆補助率:1/2

◆補助基準額(R6予定):8区分 3.26億円(飛行時間350時間以上)

3.19億円 (飛行時間300以上350時間未満) ~ 2.81億円 (飛行時間50以上100時間未満)

2.74億円 (飛行時間50時間未満) ◆負担割合:国1/2、都道府県1/2

◆補助基準額: 令和5年度の運航経費の実績に 基づく見直しを行う

4 見直し内容

令和 5年度 1 県 愛知県(2機目) 1県 長崎県(2機目) 令和 7年度(予定)

5 事業実績

導入状況 46都道府県57機にて事業を実施(令和6年2月1日現在) ※ 京都府は、関西広域連合として一体的に運用している。

岡山県、静岡県、千葉県、愛知県、福岡県 平成13年度 5 旦

神奈川県、和歌山県 平成14年度 2県

平成17年度 2道県北海道、長野県

平成18年度 1県 制制 亚成10年度 3府県埼玉県、大阪府、福島県

平成20年度 青森県、群馬県、沖縄県 3県

平成21年度 4道県 千葉県(2機目)、静岡県(2機目)、

3機目)、栃木県 北海道(2機目、 平成22年度 5県 兵庫県、茨城県、岐阜県、山口県、高知県

平成23年度 6県 島根県、長野県(2機目)、鹿児島県、熊本県、 秋田県、三重県

青森県(2機目)、岩手県、山形県、新潟県、山梨県、 平成24年度 8県

徳島県、大分県、宮崎県
広島県、兵庫県(2機目)、佐賀県 平成25年度 3県

平成26年度 1道 北海道(4機円)

2県 平成27年度

滋賀県、富山県 宮城県、新潟県(2機目)、奈良県、愛鶏県 平成28年度 5県

鹿児島県(2機目) 平成29年度 1県 平成30年度 1県 鳥取県

石川県 令和 3年度 2都県 福井県、東京都 **割順** 令和 4年度 1県



救急現場に出動するドクターカー活用促進事業(救命救急センター運営・設備整備事業)

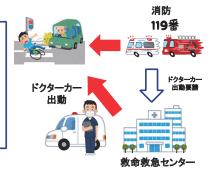
令和7年度当初予算案 90 百万円 (医療提供体制推進事業費補助金261億円の内数) *()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

• ドクターカーについては、年間約3万件の現場出動の実績があり、令和4年度に実施した運用事例等に関する調査研究事業において、ドクターヘリと比較しても整備点検が容易であり、日没や天候によって運行に支障を来さない事から、出動要請に対する応需率も高く、救急医療のニーズに対する即応性の観点から非常に有用であることが示された。しかしながら、ドクターカーは、導入面においては64%の医療機関が施設の自費、寄付で賄っており、運用面としても、7割近くの医療機関が施設による自費で経費・人件費を捻出している実態が明らかになったことから、国による支援を充実させる必要がある。

2 事業の概要

- ・ ドクターカーの運用事例等に関する調査研究事業の結果を踏まえ、 ドクターカーの導入・運用に必要な経費に対する財政支援を拡充する。
- 支援項目
 - 1. 車両整備に係る費用(初期導入費用・管理維持費用等)
 - 2. 現場携行医療機材等の整備
 - 3. 運行にかかる人件費等 (ドライバーの確保等)



3 実施主体等

◆実施主体: 各都道府県(救命救急センター)◆補助率: 1/3(令和6年度) →1/2

◆負担割合: 国1/3、都道府県1/3、医療機関1/3(令和6年度) → **国1/2、都道府県1/4、医療機関1/4**

≫災害医療における情報収集機能等の強化、災害時におけるシステム等の活用の推進

拡 新EMISにおけるシステム利用

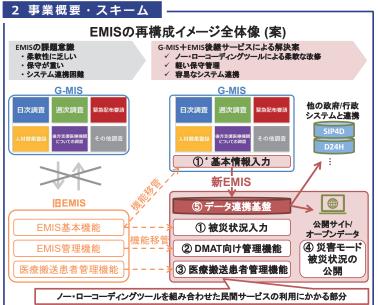
医政局地域医療計画課(内線2548)

令和7年度当初予算額 3.4億円 (1.7億円) ※()内は前年度当初予算額 ※デジタル庁計上

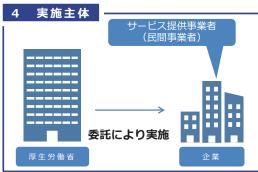
※令和5年度補正予算額 55百万円

1 事業の目的

- EMISは災害医療における情報収集を担っているが、ユーザーインターフェイスの向上やデータを収集/分析する機能の充実、他システムとのデータ連携方法の確立等の課題や、機能追加のたびに大規模な改修・保守が発生し、コスト面や迅速な機能提供に関して大きな課題を有していたが、これらの指摘・課題に対応するため、令和6年10月より新EMIS(EMIS代替サービス)の提供を開始する。
- 令和6年度はシステム移行期のため、旧EMISと新EMISのサービス提供が併存することとなるが、令和7年度以降は旧EMISのサービス利用を廃止し、新EMISのサービス利用のみとなるため、1年間(通年)のサービス利用料を拡充して要求するものである。



3 スケジュール 【令和6年度のスケジュール】 新EMIS:令和6年6月~9月(システム構築) 令和6年10月~令和7年3月(システム稼働) 旧EMIS:令和6年4月~令和7年3月(システム稼働) 【令和7年度のスケジュール】 新EMIS:令和7年4月~令和8年3月(システム稼働) 旧EMIS:(サービス利用廃止)





災害派遣医療チーム(DMAT)体制整備事業

医政局地域医療計画課(内線4130)

令和7年度当初予算案 10億円 (8.0億円) *(1) 內は前年度当初予算額

1 事業の目的

- この事業では、災害派遣医療チーム(DMAT)の各種研修を実施し、DMAT隊員の養成、技能維持や資質向上を図る。また、大規模災害発生時 には複数の被災都道府県や災害拠点病院等の関係機関と連携して、広域でのDMATの運用調整等を行う。
- 令和7年度より、国立病院機構に代わり、同年4月に設立される国立健康危機管理研究機構(JIHS)が委託先として運営等を担う予定であ る(兵庫県災害医療センターは委託先として継続予定)。

2 事業の概要

- DMAT事務局に対して以下の事業にかかる経費を交付
- ① DMAT隊員養成研修
- (**DMA T隊員養成研修、感染症対応研修等**) **の企画・実施** ②大規模地震時医療活動訓練・DMAT地方ブロック訓練
- ③災害急性期対応研修
- ④災害医療調査
- ⑤ IT・データサイエンス専門チームによる情報共有体制の構築
- ⑥J-SPEED電子カルテ運用
- ⑦DMAT連携等国際受援
- ⑧災害等危機管理専門家養成コース

3 実施主体

◆委託により実施(国立健康危機管理研究機構、兵庫県災害医療センター)

4 事業実績

◆ DMAT研修修了者数:17,674人(令和6年4月1日)



DPAT体制整備事業(DPAT事務局)

医政局地域医療計画課(内線2771)

令和7年度当初予算案 64_{百万円} (64_{百万円}) * () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 災害発生時に、被災地等における精神保健医療ニーズに対応するため、厚生労働省の委託事業としてDPAT事務局を設置し、平常時に おいては、大規模災害に備えたDPATの専門的な研修及び実地訓練の企画・立案・実施を行い、災害発生時においては、全国のDPAT活動 に関する支援、連絡調整等を行うことで、DPATの体制整備を行っている。
- DPATはこれまで自然災害を主な活動の場としてきたが、新型コロナウイルス感染症拡大時においては、感染症の専門家やDMAT等と 連携し、クラスターの発生した精神科医療機関の業務継続支援を行うなど、感染制御と業務継続の両面の支援を活動を行っている。
- このため、自然災害及び今後の新興感染症等の感染拡大時に対応する。

2 事業の概要・スキーム

- DPAT事務局に対して以下の事業にかかる経費を交付 DPAT事務局運営経費(平常時) (人件費、旅費、消耗品費、システム維持管理費等)
 - DPAT活動に係る技術的支援 (都道府県の行うDPAT研修への講師派遣 等)
- ③ DPAT隊員養成研修経費 (DPAT先遣隊研修、技能維持研修、感染症対応研修 等 の企画・実施)
- DPAT事務局運営経費(災害等発生時) (先遣隊派遣調整、全体管理、人件費、謝金 等)

①全国のDPATとの 情報共有 平常時 有事に備えた事前準備 災害等発牛時 ①DPAT情報の登録 (都道府県等⇒DPAT事務局) 被災県 DPAT事務局機能 DPATICM 9・ 情報の登録 全国 大規模災害等発生に備えた体制整備の支援 ODPATに関する情報の登録 災害等発生時のDPAT活動に関する支援、連絡調整 ①全国のDPATとの情報共有(派遣調整の支援) ②被災地の関係者は飲業用出当者、被災果のDPAT 統括者、DMAT事務局、保健医療体制、その他の支援 チーム等)との情報共有・連絡調整 指揮命令 DPAT ■ DPAT ■ DP/ ②被災地の関係者との 情報共有・連絡調整 ②DPAT先遣隊等に対する訓練 (技能維持研修等)

3 実施主体等

厚生労働省が選定した委託事業者が実施 (令和6年度の委託先は公益社団法人日本精神科病院協会)

4 事業実績

DPAT先遣隊研修修了者:1,116名(令和6年4月1日時点)

DPAT養成支援事業

令和7年度当初予算案 25_{百万円} (25_{百万円}) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 平成23年の東日本大震災における精神保健医療活動支援を通じて、指揮命令系統の改善、被災精神科医療機関への支援の強化等の課
- 題が明らかとなり、平成25年度に「災害派遣精神医療チーム(DPAT)」の仕組みが創設され、同年度よりその養成が開始されている。

 災害が発生した場合には被災地域の精神保健医療機能が一時的に低下し、さらに災害ストレス等により新たに精神的問題が生 じる等、精神保健医療への需要が拡大する。また、精神科医療機関の被災状況、それに伴う入院患者の搬送、避難所での診療の 必要性等、専門的な知見に基づいて、被災地域の精神保健医療におけるニーズを速やかに把握した上で、専門性の高い精神医療 の提供と精神保健活動の支援を継続することが地方自治体に求められる。
- 災害時において、「被災地での精神科医療の提供」、「被災地での精神保健活動への専門的支援」、「被災した医療機関への専門的 支援」等の役割を担う「災害派遣精神医療チーム(DPAT)」を整備する。

2 事業の概要・スキーム

- 地方自治体における「災害派遣精神医療チーム(DPAT)」の整備に対する支援を行う。
 - (1) 運営委員会の設置等

行政機関、精神科医等からなる運営委員会を設置し、DPAT構成員の登録基準作成及び登録審査、 研修・訓練の企画、活動マニュアルの作成、活動の評価、活動に関する情報交換等を行う。



(2) DPAT構成員に対する研修

DPAT構成員に対して、精神保健上の専門的対応技術等の習得、スキルアップ、チーム活動手法の 訓練、活動報告の方法等を目的とした研修を全都道府県で実施する。

3 実施主体等

(1) 実施主体 : 都道府県及び政令指定都市 (2) 補助率 : 1/2

4 事業実績

実施自治体数:41都道府県 7政令指定都市 令和5年度交付決定ベース

災害・感染症に係る看護職員確保事業

医政局地域医療計画課(内線4479) 医政局看護課(内線4166)

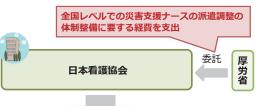
令和7年度当初予算案 56_{百万円} (56_{百万円}) *(1)内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 災害や新興感染症の発生に際して、都道府県において迅速に看護職員の確保を図るためには、災害や新興感染症の発生時に他の医療機関 等への応援派遣に適確に対応できる看護職員(災害支援ナース)の養成を推進して、リスト化するとともに、大規模災害の発生時や一部 の都道府県で感染が集中的に拡大した場合において、全国レベルで災害支援ナースの応援派遣を調整できる体制の整備が必要。
- このため、厚生労働省からの委託に基づき、日本看護協会・都道府県看護協会において、災害・新興感染症に対応できる災害支援ナース の養成研修を幅広く実施して、リスト化を進めるとともに、全国レベルで災害支援ナースの応援派遣を調整できる体制を構築する。

2 事業の概要 1. 災害・新興感染症に対応できる災害支援ナースの養成 災害支援ナース 都道府県 都道府県の求 災害支援ナー 養成研修の実施 スの応援派遣 めに応じて、 災害支援ナー 災害支援ナースの応 に要する経費を に係る協定を 援派遣の調整を実施 支出 スのリストを 締結 巛宝支摇十二 1 11 日本看護協会・ ス養成研修を 協定締結 厚生労働省 都道府県看護協会 受講 委託 医療機関 災害・新興感染症に対応でき 災害支援ナースを る災害支援ナースの養成研修 の実施、災害支援ナー ス (研 応援派遣 修修了者) のリスト管理

2. 全国レベルでの災害支援ナースの派遣調整の 体制整備



大規模災害の発生時や一部の都道府県で感染が集中的 に拡大した場合に、都道府県間の調整を通じて、全国 レベルでの災害支援ナースの応援派遣調整を実施

全国レベルでの災害支援ナースの応援派遣調整の円滑な実施のため、 病院団体によって構成される調整会議を設置。



JRAT体制整備事業(JRAT事務局)

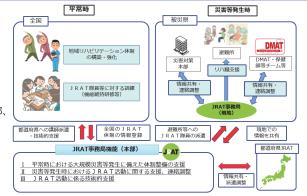
令和7年度当初予算案 39_{百万円} (一) ※()內は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 災害時のリハビリテーション機能を維持するためには、平時からの都道府県の地域リハビリテーション体制の構築と、災害発生時における生活環境の変化に伴う、避難先での高齢者等のADL低下予防(生活不活発病の予防)に係る支援や、高齢者等が安全に活動できる生活環境の確保が重要である。
- 令和6年の能登半島地震におけるリハビリテーション支援活動を通じて、避難所等への支援の強化等の課題が明らかになったため、 日本災害リハビリテーション支援協会(JRAT)の体制を整備し、その養成を行う必要がある。
- 具体的には、今後は厚生労働省の委託事業としてJRAT事務局を設置し、平常時においては、大規模災害に備えたJRATの専門的な研修 及び実地訓練の企画・立案・実施や、都道府県の地域リハビリテーション体制の構築・強化を行い、災害発生時においては、全国の JRAT活動に関する支援、連絡調整等を行う。

2 事業の概要・スキーム

- JRAT事務局に対して以下の事業にかかる経費を交付
- I 平常時における大規模災害等発生に備えた体制整備の支援
- ①都道府県への講師派遣等による地域リハビリテーション体制の 構築・強化
- ② J R A T 隊員等に対する訓練 (機能維持研修、養成研修等)
- ③全国の J R A T 体制の情報登録 等
- Ⅲ 災害等発生時におけるJRAT活動に関する支援、連絡調整
- ①現地への1RAT隊員の派遣
- ②被災地の関係者(被災県のJRAT総括者、被災県の災害対策本部、 DMAT事務局、保健医療体制、その他の支援チーム等)との 情報共有・連絡調整
- ③全国の JRATとの情報共有(派遣調整の支援)
- ④災害後の報告書作成・周知 等
- Ⅲ JRAT活動に係る技術的支援
- ①派遣調整システムの活用 等



3 実施主体等

・厚生労働省が選定した委託事業者が実施

➤災害時保健医療福祉活動支援システム(D24H)による災害対応の強化

災害時保健医療福祉活動支援システム(D24H)を活用した災害対応 に係る支援体制の構築

大臣官房厚生科学課 災害等危機管理対策室 (内線3844)

令和7年度当初予算案 35.3百万円 (37.1百万円) 【うちデジタル庁計上:33.5百万円、厚生労働省計上:1.8百万円】※() 内は前年度当初予算額

1 事業の目的 ※令和6年度補正予算額17百万円

・ 災害時の保健・医療・福祉等に関する各種情報システムを連携し、災害に関する情報の集約・分析等を行い、保健医療福祉調整本部等の災害対応関係者(国、自治体等)にリアルタイム、かつ、迅速に情報提供することにより、災害時の自治体等の業務負担の軽減を図り、災害対応における保健医療福祉活動チームの派遣調整等に係る情報共有及び意思決定を支援する。

2 事業の概要

・ 災害時保健医療福祉活動支援システム (D24H) のシステムの運用
⇒平時:定期的なデータの更新作業、自治体・各種災害支援チーム
(DMAT、DPAT、DHEAT、DWAT等) でのシステムを活
用した訓練の実施、システム改修、自治体向け説明会の実施
⇒災害時:情報の集約・情報提供、入力サポート 実施主体:国

3 事業スキーム・実施主体等 D24Hの機能 災害対応関係者 D24H (災害時保健医療福祉活動支援システム) 保健医療福祉活動支援地図 (D24H NOW) 新総合防災情報システム(他省庁・民間 災害対応関係者の意思決定を支援 迅速な 企業等の災害情報)と厚労省関係情報 情報 提供 ※実災害での迅速な対応を図るため (医療機関、社会福祉施設、保健所、避難 システムと活用した訓練を実施 所情報)などの被災地の医療・保健・福祉に 分析 関する情報を各システムから集約し、統合解 加工 厚生労働省、都道府県·市町村 析、マッピング化 保健医療福祉調整本部 上記のほか、タスク管理、チャット機能により、 • リアルタイムで集約情報を地図化 災害対応関係者間のコミュニケーションツール 災害派遣保健医療福祉チーム 現地の保健医療福祉活動を視覚化 情 としても活用 (DMAT、DHEAT、DWAT等) 報連 保健医療福祉調査情報集約 (D24H SURVEY) 厚労省関係情報 (算出されるデータの例) 携 災害対応関係者が各システムに情報を入力 <u>- հանդերի առանարդերին գիի</u>ն։ 浸水地域の医療機関・社会福祉施設数 医療施設·DMAT活動(EMIS)、保健所、 社会福祉施設(障害者、高齢者等)等 STATE OF THE STATE 保健所管轄毎の避難者数 避難所の保健医療福祉情報(有症状 THE STATE OF THE S 者、ハイリスク者等)、避難所環境等 新総合防災情報システム (SOBO-WEB) (内閣府) ・現場での調査情報をリアルタイムに表示 ・ 医療、保健、福祉の需要供給状況 各府省庁(気象庁、国交省等)・ライフライン事 ・被災地のニーズや課題を迅速に把握 ライフラインと施設の状況 等 業者(電気・ガス・水道)等の情報を集約・提供

○国際保健への戦略的取組の推進、医療・介護分野の国際展開等

➤「UHCナレッジハブ」の設置及び保健システムの強化等の支援を含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC)の達成に向けた関係国際機関等への拠出、薬剤耐性(AMR)対策に関する研究開発等の推進



UHCナレッジハブにかかるWHOオフィスの設置 (世界保健機関(WHO)拠出金)

大臣官房国際課(内線7303)

令和7年度当初予算案

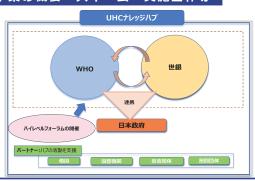
2.8 億円 (-) ※() 内は前年度当初予算額

※令和6年度補正予算額 20百万円

1 事業の目的

- ●2016年、G7伊勢志摩サミットにおいて、日本は、G7として初めて首脳級の会談で「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)」(全ての人が適切な予防、治療、リハビリ等の保健医療サービスを、支払い可能な費用で受けられる状態)の推進を主要テーマに設定し、国際社会・国際機関と連携して、アフリカ、アジア等でのUHCの確立を支援すること、さらに国際的議論において主導的な役割を果たしていくことを表明した。
- ●G7広島首脳コミュニケ (2023年5月) において、「関連する国際機関を支援し、財政、知見の管理、人材を含む UHCに関する世界的なハブ機能の重要性に留意する。」等を記載。また、財保連携の重要性を認識。
- ●これを踏まえ、国際的なUHCの達成に向けて、日本の知見を生かしてリーダーシップを発揮できるようにするため、WHO・世界銀行等の関連機関と協力して UHCに関する世界的拠点「UHCナレッジハブ」を設置する予定。
- ●設置に向けて、WHOがWHOオフィスを立ち上げる予定。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



●「UHC ナレッジハブ」は、WHOや世界銀行等の協力を得て人材育成・知見収集を行う世界的な拠点。令和8年度の本格稼働を目指し、まず、令和7年度にWHOが東京都内にWHOオフィスを設置する。

実施主体:WHO 拠 出 先:WHO



UHCナレッジハブにかかる会議等の開催

大臣官房国際課(内線7303)

令和7年度当初予算案60_{百万円} (-) ※()內は前年度当初予算額

1 事業の目的

- ●2016年、G7伊勢志摩サミットにおいて、日本は、G7として初めて首脳級の会談で「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)」(全ての人が適切な予防、治療、リハビリ等の保健医療サービスを、支払い可能な費用で受けられる状態)の推進を主要テーマに設定し、国際社会・国際機関と連携して、アフリカ、アジア等でのUHCの確立を支援すること、さらに国際的議論において主導的な役割を果たしていくことを表明した。
- ●G7広島首脳コミュニケ(2023年5月)において、「関連する国際機関を支援し、財政、知見の管理、人材を含む UHCに関する世界的なハブ機能の重要性に留意する。」等を記載。また、財保連携の重要性を認識。
- ●これを踏まえ、国際的なUHCの達成に向けて、日本の知見を生かしてリーダーシップを発揮できるようにするため、WHO及び世界銀行等の関連機関と協力して UHCに関する世界的拠点「UHCナレッジハブ」を設置する予定。
- ●「UHCナレッジハブ」の運営に関しては、WHO及び世界銀行の連携が重要であり、日本政府が両者の円滑な協働を促進するための「調整部会」を設置、実施する予定。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



- ●UHC ナレッジハブの本格稼働に向けた、日本政府、WHO、世界銀行の三者間での準備や稼働後の調整等のため、令和7年度に日本政府、WHO、世界銀行の三者から成る調整部会を開催する。
- ●UHC ナレッジハブで実施する事業の検討・調整や 三者間での連携方法について協議する。
- ●世界におけるUHCの達成に向けた推進力を持続させ、UHCナレッジハブの活動にも活かすため、関係機関のハイレベルを参集するハイレベルフォーラムを開催する。

実施主体:国(委託事業)

大臣官房国際課(内線73<u>03)</u>

世界エイズ・結核・マラリア対策基金(グローバルファンド)拠出金

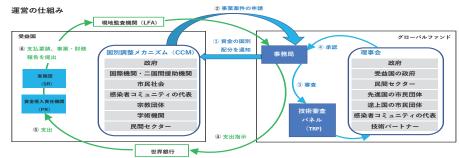
令和7年度当初予算案1.0億円(15億円)※()內は前年度当初予算額 ※令和6年度補正予算額221億円

1 事業の目的

- ●グローバルファンドは、途上国におけるエイズ・結核・マラリアの予防、治療、ケア等の対策を資金支援し、 官民のパートナーシップにより、感染症抑制のためドナー国、財団、民間企業、NGO等が結束して対処することを目的としている。
- ●2000年のG8九州・沖縄サミットにおいて感染症対策が初めて主要議題となったことを契機に、2002年、ジュネーブに設立された 官民連携パートナーシップ。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- ●途上国におけるエイズ、結核、マラリア(三大感染症)の予防、治療、ケアを実現し、促進するための事業や、三大感染症対策を効果的 に実施するための強靱かつ持続可能な保健システムを構築するための事業に対して資金供与を行い、途上国の保健状態の改善に貢献する。
- ●2002年の設立以来、途上国における三大感染症対策が飛躍的に進展し、三大感染症から4,400万人以上の命を救済してきた。
- ●グローバルファンドの活動は、従来、HIV/エイズ、結核、マラリアの三大感染症に特化した医薬品等の供与等を内容とする途上国支援であったため、外務省が拠出してきており、厚労省は拠出をしてこなかった。
- ●今般、2023年~2025年の第7次増資に向けてグローバルファンドは将来のパンデミックへの備えとしての保健システム強化を重点の一 部として掲げたことから、将来のパンデミック対応等への活用を目的としたグローバルファンドの保健システム強化に拠出を行い、各国の 保健制度の強化を図っていくことで、我が国への感染症流入防止を図る考えである。



実施主体:グローバルファンド (世界エイズ・結核・マラリア対策基金) 拠 出 先 : グローバルファンド (世界エイズ・結核・マラリア対策基金)

感染症流行対策イノベーション連合(CEPI)拠出金

大臣官房国際課(内線7303)

令和7年度当初予算案7.4億円 (8.5億円) ※()內は前年度当初予算額

1 事業の目的

※令和6年度補正予算額77億円

- ●CEPI(Coalition for Epidemic Preparedness Innovations)は2017年1月にダボス会議で発足した、ワクチン開発を行う製 薬企業・研究機関に資金を拠出する国際基金。
- ●日本、ノルウェー王国、ドイツ連邦共和国、英国、欧州委員会、オーストラリア連邦、カナダ、ベルギー王国、ビル&メリンダ・ゲイ ツ財団、ウェルカム・トラスト等が拠出を行っている。
- ●平時には需要の少ないエボラ出血熱のような世界規模の流行を生じる恐れのある感染症に対するワクチンの開発を促進し、現在、新型 コロナウイルスに対するワクチンの開発も支援している。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

第1期(2017-2021年) 活用予算 23億ドル

日本はこのうち<u>2.2億ドル(約243億円)</u>(全体の約10%)を拠出

- ・既知の感染症に加え、COVID-19 ワクチンの開発に拠出
- ・アストラゼネカ、ノババックス、モデルナの開発に貢献

第2期(2022-2026年) 目標増資額 35億ドル

日本は2022年3月8日のCEPI第2期増資会合にて 今後5年間で3億ドルの拠出を新たに行うことを表明

- ・次のパンデミックに備えた国際的なワクチン開発期間短縮
- ・新たなワクチン製造技術の開発
- ・エボラ等既知の病原体のワクチン、COVID-19次世代ワクチンの開発
- ・臨床研究ネットワークの構築→日本への裨益が期待される。
- ・日本からNECのAIを活用したプロジェクトが採択

実施主体:CEPI

(感染症流行対策イノベーション連合)

拠 出 先 :世界銀行

3億ドルの拠出を表明する後藤茂之厚生労働大臣(当時)



Gaviワクチンアライアンス拠出金

令和7年度当初予算案1.5億円 (1百万円) * () 内は前年度当初予算額

※令和6年度補正予算額13億円 1 事業の目的

Gavi※への拠出を通じて、Gaviが行う活動を支援することを目的としている。

※Gavi (Global Alliance for Vaccines and Immunization) とは、開発途上国の予防接種率を向上させることにより、子どもたちの命と人々の健康を守ることを目的として、2000年にスイスで設立された官民パートナーシップ。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

○2021年からは以下を目標とし、活動を実施している(2021-2025年戦略目標)ので、Gaviへの拠出を通じて、その活動を支援する。 ①ワクチンプログラム

乳幼児等へのワクチン接種(肺炎球菌等)、緊急時のワクチン備蓄(エボラ等)など

②予防接種制度への投資

遠隔地・紛争地域等を含む、ワクチン調達・配送網等の保健システムの強化(医療従事者の育成・確保、物流システムの整備等)など ③新型コロナウイルス感染症対策支援活動

ワクチンの事前買取制度等を通じた新型コロナウイルス感染症ワクチンの普及の促進 など

○2021-2025年の活動のため、我が国は3億ドルをプレッジ (2020年6月4日の第3次増資会合において総理表明)。

拠出のイメージ 資金拠出支援事業室の承認 (理事会の多数決) Gaviワクチンアライアンス 英米等の各国政府 ゲイツ財団 (Gavi) 支援事業案の提出

我が国ワクチン産業による海外展開と新規ワクチンの研究開発の促進 海外からの感染症の流入防止

実施主体:Gaviワクチンアライアンス 拠 出 先: Gaviワクチンアライアンス

グローバル抗菌薬研究開発パートナーシップ(GARDP)拠出金

大臣官房国際課(内線7303)

令和7年度当初予算案1.5億円 (2.5億円) *()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- ●GARDPは、新しい抗菌薬の研究開発と診断開発(Research & Development:R&D)を推進する目的で開始された官民パートナー シップを推進する非営利組織(本部:スイス・ジュネーブ。2016年5月設立。)。

 ●特徴として、WHOによる、薬剤耐性 (AMR) に関するグローバルな戦略推進と、DNDi (顧みられない病気の新薬開発イニシアティ
- ブ) による専門知識活用の両者の強みを持つ。
- ●製薬企業等と連携して治療薬の開発(後期臨床試験)を実施。日本企業では塩野義製薬、エーザイ株式会社、武田薬品工業株式会社、 第一三共株式会社と新規抗菌薬開発と薬剤耐性克服の研究開発プロジェクトを運営。
- ●従来の治療薬が効かない薬剤耐性菌感染症の流行を防ぐため、引き続き本事業の実施が必要。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

GARDPが実施している耐性菌に対する治療方法・治療薬の開発(後期臨床試験)の支援を通じてAMR対策の推進に寄与するとともに、



実施主体:グローバル抗菌薬研究開発パートナーシップ (GARDP) 拠出先:グローバル抗菌薬研究開発パートナーシップ (GARDP)

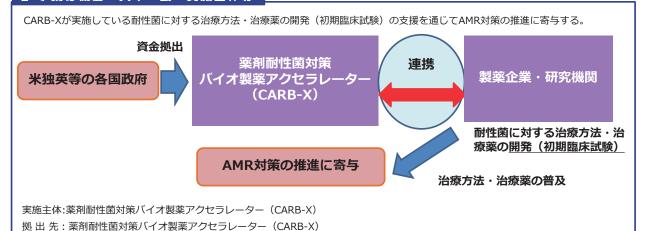
薬剤耐性菌対策バイオ製薬アクセラレーター(CARB-X)拠出金

令和7年度当初予算案1.5億円 (1.4億円) *()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- ●CARB-Xは、薬剤耐性菌感染症の革新的な治療薬・診断法の研究開発を促進するため、2016年に設立された官民パートナーシップ。
- ●世界では、従来の治療薬が効かない多剤耐性菌等が蔓延しており、その対策への重要性は認識されているものの、耐性菌に対する治療方法・治療薬の開発が進んでいない。
- ●その中で、CARB-Xは製薬企業等と連携して治療薬の開発(初期臨床試験)の支援を行い、実績を上げているところ。これまでの連携企業の中には、日本企業が含まれており、本事業を通じて日本企業の研究開発も間接的に支援していく。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



▶諸外国への人材派遣等による日本の医療技術等の国際展開の推進

歩 医療技術等国際展開推進事業

医政局総務課医療国際展開推進室(内線4457)

令和7年度当初予算案 **5.1**億円 (4.4億円) ※()內は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 我が国は国民皆保険制度の下、世界最高レベルの健康寿命と保健医療水準を達成した。今後は長年培ってきた日本の経験や知見を活かし、医療分野における国際貢献を果たしていくことが重要な課題の一つ。
- 厚生労働省では医療の国際展開のため各国保健省との協力関係樹立に尽力している。
- 国際的な課題や日本の医療政策、社会保障制度等に見識を有する専門家の相手国への派遣、相手国からの研修生受入れを通じ相手国の公衆衛生水準の向上に貢献する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- ○我が国の医療の国際展開に向け、国立健康危機管理研究機構(JIHS*)が実施主体となり、
 - ①我が国の医療政策や社会保障制度等に見識を有する専門家(医療従事者等)の諸外国への派遣
 - ②諸外国からの研修生を我が国の医療機関等への受け入れによる研修
- を通じた相手国の医療人材の育成事業を実施する。 ○TICAD 9 やグローバルヘルス戦略を踏まえて、主にアフリカにおけるネットワーク構築と研修を実施する。
 - ①JIHSの現地派遣局員を生かした現地と日本の医療機関・企業等とのネットワーク形成
 - ②現地の課題・ニーズの把握とニーズに即した研修の実施
- ○ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の達成に向け、グローバルサウスや東南アジアの保健医療水準の向上に資する取組を強化する。
- ○<u>ウクライナ復興支援に向けた人材育成を</u>実施する。



3 事業実績

✓ 2015年から世界で30ヵ国で実施。延べ140,000人超の医療 従事者を育成

実施主体: JIHS

補助率:定額(10/10相当)

- ✓ 相手国の国家計画やガイドラインに採択、保険収載された我が国の医療技術:過去5年間(2018-2022)で計37例
- ★ ベトナム・ EBUS技術料が保険収載 等

インドネシア 保健省により透析液に関する水 質基準が策定 等

✓ 相手国での調達につながった製品・技術 過去5年間(2018-2022)で <u>計68例</u>

★ ベトナム

超音波気管支鏡機器(3台)補聴器(390台) 等

*JIHS: 2025年4月、国立感染症研究所と国立国際医療研究センターの統合により、設立予定の組織

○次なる感染症危機に備えた体制強化

➤国立健康危機管理研究機構の創設による感染症の情報収集・分析体制の強化、基礎から臨床に至る総合的な研究 開発基盤の整備



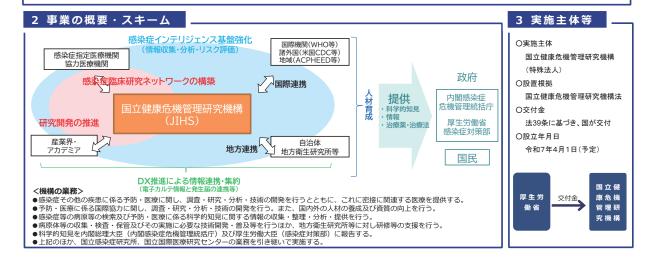
国立健康危機管理研究機構の運営に必要な経費

健康・生活衛生局感染症対策部 感染症対策課(内線8315,8327)

令和 7 年度当初予算案 174億円(-億円) $_{*}$ $_{*}$ $_{*}$ $_{0}$

1 事業の目的

- 令和5年5月に国立健康危機管理研究機構法が成立し、**内閣感染症危機管理統括庁・厚労省感染症対策部に科学的知見を提供する「新たな専門家組織」**として、国立感染症研究所と国立国際医療研究センターを一体的に統合し、令和7年4月に**国立健康危機管理研究機構** (Japan Institute for Health Security、略称JIHS) が設立される。
- 新型インフルエンザ等対策政府行動計画(令和6年7月2日閣議決定)においては、次の感染症危機への備えをより万全にしていくため、JIHSが果たす役割として「①情報収集・分析・リスク評価、②科学的知見の提供・情報発信、③研究開発や臨床研究等のネットワークのハブ、④人材育成、⑤国際連携」が求められている。
- このため、令和7年度において、JIHSにおける運営管理、研究開発、人材育成等の実施に必要な予算を計上する。



▶感染症危機管理の強化に向けた人材育成等の推進



感染症危機管理リーダーシップ人材育成事業

健康・生活衛生局感染症対策部 感染症対策課(内線8172)

令和7年度当初予算案 99百万円(63百万円)*()内は前年度当初予算 **令和6年度補正予算額 36百万円

1 事業の目的

- 今般、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」(令和6年7月2日 閣議決定)において「感染症危機管理の対応能力を向上させるためには、平時から、中長期的な視野に立って感染症危機管理に係る人材育成を継続的に行うことが不可欠である。」ことが明記された。
- このため、次なる感染症危機に備え、地方行政機関の感染症危機管理対応力の強化を図るため、感染症危機に対応できる高度な専門性、 分野横断的な知識、関係機関との調整能力等を有するリーダーシップ人材を平時から育成し、有事において迅速に動員できるよう人材育成を推進する。
- 具体的には、保健所職員や都道府県職員等を対象に研修等を行い、次なる感染症危機に対応するための体制強化を図る。

2 事業の概要

令和7年度は、令和6年度事業を踏まえ研修プログラムの更新及び受け入れ人数増を行う。

【主な事業】

- (1)様々な職種の感染症又は行政の知識・経験を有する研修生を自治体から受入れ、人材育成プログラムを実施する。
- (2) 研修プログラムに参加する自治体のうち、研修生の代替職員を 雇用する場合に人件費等の補助する。

3 実施主体等

- (1)国(委託事業)
- (2) 国 → 都道府県、保健所設置市、特別区 補助率:1/2

A/不復等補助 研修参加 原生労働省 原生労働省等 自治体 原生労働省等

プログラム内容(一例) ①座学的な研修プログラム

- ・ e-learning:感染症危機管理に必要な知識を学ぶ。
- ・対面研修 : ロールプレイやグループディスカッション を通じて、自己を見直し、理解を深める。

②実践的な研修プログラム

・感染症危機管理に関わる関連機関の役割や業務を知り、 分野横断的な調整能力を身につける。



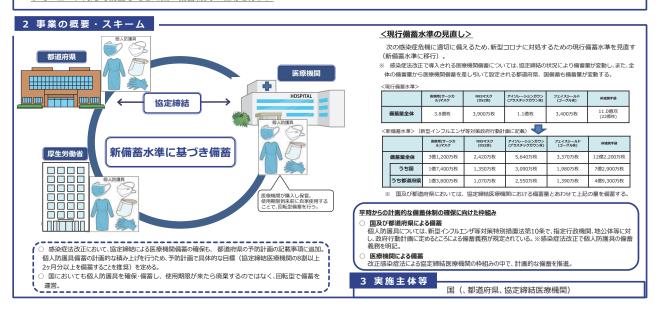
個人防護具の備蓄等事業

医政局 医薬産業振興・医療情報企画課 (内線8294)

90億円 (40億円) *()内は前年度当初予算額 令和7年度当初予算案 ※令和6年度補正予算額 158億円

事業の目的

- 次の感染拡大時等に世界的需要が高まる中でも個人防護具が確実に確保されるよう、新備蓄水準に基づき、国、都道府県、医療機関における平時からの計 画的な備蓄を着実に推進していく必要がある。
- このため、改正感染症法による<u>協定締結医療機関の枠組みの中で、医療機関による備蓄を求め</u>、その備蓄量に応じて国の備蓄を行う必要がある(都道府県 も別途必要量を備蓄)。
- ③ また、新備蓄水準を超過する分については、順次売却等を行うとともに、都道府県や医療機関の備蓄状況を含めた全体の備蓄量が適正化するまでは、<u>ごれ</u>までのコロナ対応で備蓄してきた国の備蓄物資の活用を行う。



○予防・重症化予防の推進、女性の健康づくり ▶女性の健康総合センターの体制の強化



女性の健康総合センターの体制強化・運営事業

大臣官房厚生科学課

国立高度専門医療研究センター支援室(内線2626)

令和7年度当初予算案9.5億円 (7.0億円) *()内は前年度当初予算額

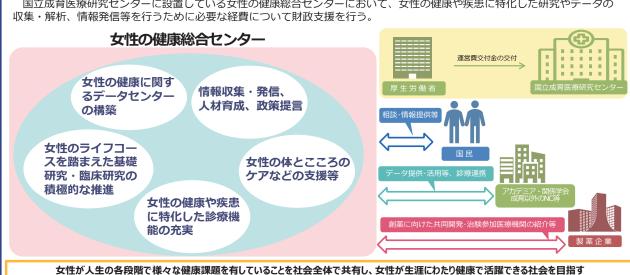
※令和6年度補正予算額5.9億円

1 事業の目的

女性は、ライフステージ毎に心身の状況が大きく変化することにより女性特有の健康課題などが生じるため、就労の継続等に影響を与 えるなど、社会的・経済的な損失も発生している。このため、女性の健康や疾患について、ライフステージ毎に多面的・包括的な分析を 加え、病態の解明・治療・予防に向けた研究を推進するとともに診療機能の充実を図る。

2 事業の概要・事業スキーム・実施主体等

国立成育医療研究センターに設置している女性の健康総合センターにおいて、女性の健康や疾患に特化した研究やデータの

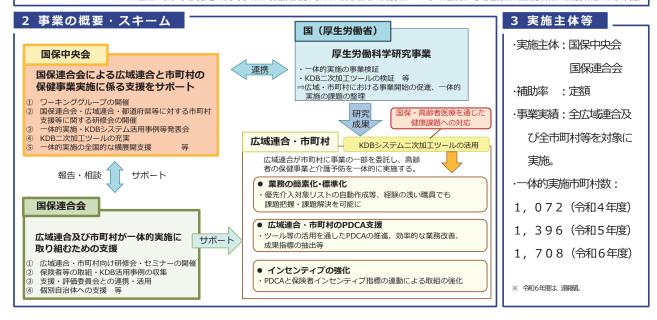


高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の全国的な横展開事業

令和7年度当初予算案 1.0億円 (1.0億円) * () 內は前年度当初予算額

1 事業の目的

令和2年度より開始された「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施※」について、全市町村での効率的・効果 的な事業実施に向けて取り組むよう効果的な事例の横展開を図る。 ※渦齢者の心身の多様な課題に対してきめ細かな支援を実施するため、後期高齢者の保健事業について、介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一体的に実施



▶糖尿病性腎症の重症化予防事業や予防・健康づくりに関する大規模実証事業などの保健事業等への支援

糖尿病性腎症患者重症化予防の取組への支援 保険局保険課(内線3544)

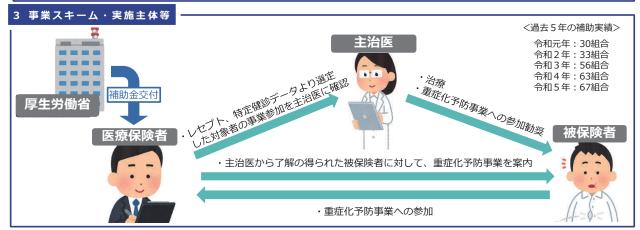
令和7年度当初予算案 66_{百万円} (52_{百万円}) *()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 「新経済・財政再生計画改革工程表2023」(令和5年12月21日閣議決定)において、「生活習慣病予防と重症化予防の先進・優良事 例の把握・横展開を行うとともに、それを踏まえた糖尿病性腎症重症化予防プログラム等に基づき取組を推進」と掲げられている。
- 令和6年度に改定された日本医師会、日本糖尿病対策推進会議との連携協定に基づく「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」等を参考 にしながら、引き続き取組を推進する。

2 事業の概要

- 糖尿病性腎症の患者等であって、生活習慣の改善により重症化の予防が期待される者に対して医療保険者が実施する、医療機関と連携 した保健指導等の費用を補助する。
- 糖尿病性腎症の重症化予防に加えて、循環器病の予防・進行抑制を目的とした生活習慣病の重症化予防のための健指導等も補助の対象 としており、これらの事業に取り組む医療保険者の増加を踏まえ拡充を行う。



国保保健事業の健康づくり・医療費適正化に向けた調査・分析等事業

令和7年度当初予算案 50_{百万円} (46_{百万円}) *()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

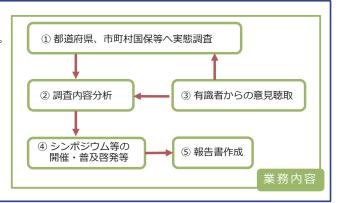
国保においては、幅広い年代の被保険者が存在するため、これらの年代の身体的な状況等に応じた健康課題を的確に捉え、課題に応じた保健事業を実施することが重要である。課題に応じた保健事業の実施により、健康の保持増進、生活の質(QOL)の維持及び向上が図られ、結果として、医療費の適正化に資するため、国から保健事業実施に係る財政支援等により、保険者の取組を推進している。

本事業では、保険者によりこれまで実施されてきた予防・健康づくりの取組内容の調査・分析等を行い、特定健康診査・特定保健 指導の結果やレセプトデータ等の健康・医療情報を活用して、PDCAサイクルに沿って運用される予防・健康づくりや医療費適正 化に効果的な取組や課題を整理し、地域における保健事業の取組の充実・質の向上を目指す。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

• 厚生労働省からの委託により、以下の業務内容を実施する。





予防・健康づくりに関する大規模実証事業の実施

保険局医療介護連携政策課 医療費適正化対策推進室(内線3383)

令和7年度当初予算案 1.1億円 (1.1億円) * () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 令和2年度から令和5年度まで、保険者等によるエビデンスに基づく予防・健康づくりの取組を促進するため、特定健診・特定保健指導などをはじめとした 分野において実証事業を実施し、特定保健指導において、成果が出たことを評価する評価体系(アウトカム評価)を導入する等の成果を得てきた。また、保 険者等における保健事業の計画等で活用できるよう、USPSTF(アメリカ予防医療専門委員会)やNICE(英国国立医療技術評価機構)でエビデンスに基 づき推奨されている予防・健康づくりの取組や本邦での取組事例等からなるポジティブリストを作成してきた。
- 今後も、予防・健康づくりに関する諸外国における質の高いエビデンスや国内での取組事例の収集等を通じて、ポジティブリストの質の向上やエビデンスのアップデートを継続的に行う。また、肥満の解消や生活習慣病予防等のための予防・健康づくりの取組についての実証事業を行う。
- また、予防・健康づくりに関する大規模実証の成果等を踏まえて特定健診・特定保健指導の制度の見直しを行ったところであり、今後はこうした制度見直しの趣旨を発展させ、効果的・効率的に肥満・生活習慣病対策を行い、その他の予防・健康づくりの取組にも資するよう、関係学会と協働しつつ、エビデンスの整理や啓発を実施する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



【業務内容】

- 諸外国のエビデンスに関する調査や国内事例 の調査等を通じたポジティブリストの継続的な アップデートおよび保険者への提供
- 保健事業関係者への調査
- 実証事業の実施
- 事業や調査の分析
- 行動変容に資する普及啓発のための資材作成
- 報告書作成

など

○認知症施策の総合的な推進

➢「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」等に基づく、認知症の人に関する理解の増進、認知症バリア フリーの推進、社会参加の確保等に関する認知症施策の推進

共生社会の実現を推進するための認知症基本法等に基づく施策の推進(全体像)

老健局認知症施策・地域介護推進課 (内線3973)

令和7年度当初予算案 **135**億円 事業の目的 (134 億円) ※ 左記() 内は前年度当初予算額

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」と令和6年12月に閣議決定した「認知症施策推進基本計画」に基づき、認知症になってからも、希望をもっ て自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進していく。

事業の概要 ※金額については、再掲を含む

① 認知症の人に関する国民の理解の増進等 主な予算 【73百万円の内数:認知症サポーター等推進事業、認知症首及啓発等事業】

○認知症サポーター等の養成 ○認知症への理解を深めるための普及・啓発

② 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進 主な予算【94.3億円の内数:窓知症的及腎等等業、認知症総合支援事業、認知症総合表際特維事業】

○チームオレンジの整備 ○広域的な認知症高齢者の見守りの推進 ○認知症の人と家族への一体的支援の推進 ○認知症バリアフリーの推進 ○認知症本人・家族に対する伴走型支援拠点の整備

③ 認知症の人の社会参加の機会の確保等 主な予算【93.8億円の内数:認知症総合戦略推進事業、認知症総合支援事業】

④ 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護 主な予算 [97億円の内数等+10.2億円(他局計上分): 地域医療介護総合確保基金の人材分等]

地域連携ネットワーク関係者の権利擁護支援の機能強化

⑤ 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等主な予算【202.4億円の内数:
認知症疾患医療センター運営事業、認知症給合支援事業、認知症代膜研究・研修センター運営事業 〇地域での認知症医療提供体制の拠点の支援 〇認知症初期集中支援チームの設置 地域医療介護総合確保基金の人材分等】

○認知症ケアに携わる人材育成の為の研修 ○認知症介護研究・研修センターの運営

⑥ 相談体制の整備等 主な予算【88億円の内数 : 認知症総合支援事業】

○認知症ケアパス ○認知症地域支援推進員の設置

⑦ 研究等の推進等 主な予算【13.5億円: 認知症研究開発、認知症政策研究事業】

○認知症研究の推進等

⑧地方公共団体に対する支援 主な予算【0.3億円: 認知症施策推進計画の策定促進事業】

○認知症施策推進計画策定支援事業

(参考) 「認知症施策推進基本計画」の閣議決定を受け、令和7年度当初予算に先がけて、令和6年度補正予算として、自治体が策定する「認 令和6年度補正予算額7.6億円 <u>知症施策推進計画」の策定支援等、早期かつ切れ目なく自治体の認知症施策の推進等が図られるよう、前倒しで予算を計上している。</u>

- ・認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護 ○持続可能な権利擁護支援モデル事業【4.2億円】
- ・認知症の予防等 〇共生に向けた認知症の早期発見・早期介入実証プロジェクト【1.6億円】
- ・地方公共団体に対する支援 ○認知症施策推進計画策定支援事業【1.3億円】
- ・**国際協力** ○大阪・関西万博の展示等の情報発信【44百万円】

認知症総合支援事業(地域支援事業)

老健局認知症施策・地域介護推進課 (内線3973)

令和7年度当初予算案 88 億円の内数 (86億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるよう、市町村において、認知症の早期診断・早期対応 に向けた支援体制の構築、地域の実情に応じた認知症施策の推進、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組み (チームオレンジ) の整備を図る

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

【事業の概要】

「認知症初期集中支援チーム」を地域包括支援センター、認知症疾患医療センター等に配置し、認知症専門医の指導の下、保健師、介護福祉士等の専門職が、認知症が疑われる人、認知症の人やその家族に対して、初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを実施する。

○認知症地域支援・ケア向上事業

認知症の人ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、

- ・医療機関・介護サービス事業所や地域の支援機関の連携支援、認知症ケアバスの作成・普及・認知症の人やその家族を支援する相談支援や支援体制を構築するための取組、・認知症の人やその家族を支援する相談支援や支援体制を構築するための取組、・認知症の人で表現である。 ・認知症がフェ等の設置や認知症の人の社会参加活動の体制整備、認知症の人とその家族を一体的に支援するプログラムを提供するため の事業等に関する企画及び調整
- ・認知症基本法の理念や「新しい認知症観」について、地域住民に普及啓発の取組等

を行う「認知症地域支援推進員」を配置する。

(令和7年度拡充内容)

・自治体において専任の認知症地域支援推進員(定年退職した介護施設・事業所の認知症介護指導者、育児や介護のためにフルタイムで 勤務するのが難しい地域包括支援センターに勤務していた社会福祉士等を想定)を配置する際の経費を補助することを可能とする。 ※認知症地域支援推進員は、全国1,713市町村に8,509人配置(うち、専任の推進員は825人)

○認知症サポーター活動促准・地域づくり推准事業

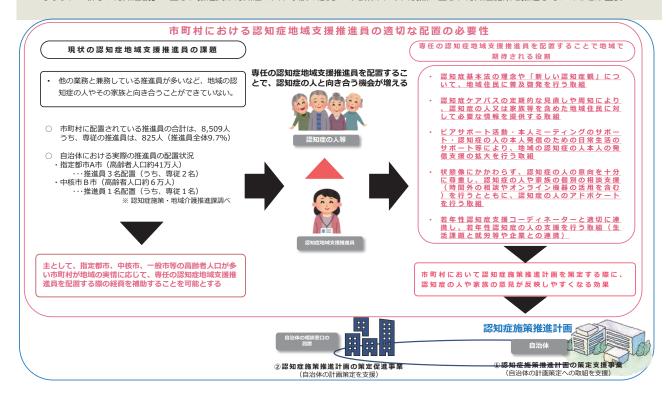
市町村がチームオレンジコーディネーターを配置し、地域の認知症の人や家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組みとして「チームオレンジ」を整備し、その運営を支援する。

[実施主体] : 市町村 [負担割合] : 1号保険料23/100、国38.5/100、都道府県19.25/100、市町村19.25/100 [事業実績] : 実施保険者数:1,555保険者※の内数(※)本事業が含まれる地域支援事業の包括的支援事業(社会保障充実分)の実施保険者数



専任で配置する認知症地域支援推進員について(認知症総合支援事業)

認知症施策に関する全ての取組が、認知症になっても生きがいや希望を持って暮らすことができる共生社会の実現に向けて推進されることが重要であり、「新しい認知症観」に立ち、推進員が認知症の人や家族の意見に耳を傾け、本人視点に立ち、認知症施策を推進していくことが重要



○がん対策、循環器病対策等の推進

▶効果的、効率的な子宮頸がん検診の実施に向けた支援を含むがん対策の推進、HPVワクチン等の普及啓発の促進

HPV検査単独法導入に向けた精度管理支援事業

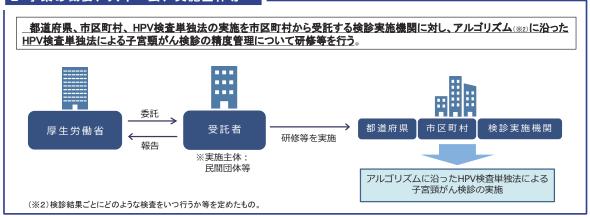
健康・生活衛生局がん・疾病対策課(内線3827)

令和7年度予算案 22_{百万円} (22百万円) ※ () 內は前年度当初予算額

1 事業の目的

- HPV検査(※1)単独法による子宮頸がん検診については、浸潤がん罹患率減少効果のエビデンスが示されていることを踏まえ、令和6年度から国が推奨する子宮頸がん検診に導入したところ。
- HPV検査単独法は従来法(細胞診)と比較して、HPV検査陰性者は検診間隔を5年に1回に延長できることによる受診行動の負担軽減ができ、HPV検査陽性者においては毎年検診を行うことができることで子宮頸がんの発症リスクに応じた検診が可能になるというメリットがあるが、運用面が複雑であるため、子宮頸がん検診においてHPV検査単独法が適切に運用されるよう、自治体等に対する支援を実施する必要がある。
- (※1)子宮頸がんの原因となる高リスク型HPV(ヒトパピローマウイルス)の感染の有無を調べる検査。

2 事業の概要、スキーム、実施主体等







HPVワクチン等に係る普及啓発事業

令和7年度当初予算案 34百万円(31百万円) ※()內は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 定期接種のワクチンや予防接種に関する被接種者等からの照会や相談に丁寧に対応するため、リスクコミュニケーション対応を含む自治体の職員向 け研修や医療機関向け研修、国民への普及啓発が継続的に求められている。
- 特に、HPV (ヒトパピローマウイルス) ワクチンについては、令和4年度より積極的勧奨を再開したところであるが、同ワクチンの認知・認識に関 する調査において同ワクチン接種対象者の36.1%、母親の14.4%が同ワクチンについて「知らない」と回答しており、引き続き自治体や医療機関に おいて被接種者やその保護者への丁寧な説明が不可欠である。
- また、新型インフルエンザ等対策政府行動計画(令和6年7月2日閣議決定)において、「国は、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行う とともに、ワクチンの役割や有効性及び安全性(中略)等の基本的な情報についてホームページやSNS等を通じて情報提供・共有を行い、国民等の理解促進を図る。」を踏まえ、HPVワクチン以外の定期接種のワクチンについても周知方法や内容について検討する必要がある。
- このため、HPVワクチン等の定期接種のワクチンについて、被接種者や保護者等がワクチンの安全性・有効性等について正しい理解の上で接種を判 断できるよう、普及啓発の強化を図るとともに、被接種者等からの照会や相談に適切に対応するため、自治体職員や医療機関向けの研修を実施する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体・事業実績

自治体の予防接種担当者や医療従事者が被接種等に正しく丁寧な説明や対応が できるよう研修を実施するほか、普及啓発のための資材を作成する。

- (1)検討委員会の設置
- 以下(2)~(4)について、効果的に進めるため、有識者による検討委員会 を設置する。
- (2) 実態把握等の実施
- 以下(3) (4) やその他予防接種行政等にかかる実態把握を実施する。
- (3) 自治体職員向け研修、**医療機関向け研修(説明会)** 【拡充】 HPVワクチン等の定期接種に関する説明会を実施する。

(4) 国民への普及啓発(拡充) 最新のワクチンに関する情報、副反応に関する情報など定期接種を受ける方 (保護者) 向けの資材を作成する。 委託事業

●経費の性質

本省経費(庁費類)

実施主体等

厚生労働省(委託事業)

研修 (説明会)





リスクコミュニケーション啓発資材

都道府県·市町村 厚生労働省 研修

研修

周知資材の

作成:提供



国民·市町村等



事業実績

厚生労働省

- ●自治体職員向け説明会の開催(1回)
- 医療機関向け説明会の開催(1回)
- ●普及啓発資材の作成および改訂(HPVワクチン に関するリスクコミュニケーション啓発資材、 周知広報のための資材)

➤脳卒中・心臓病等患者の包括的な支援体制の構築



脳卒中・心臓病等特別対策事業

健康・生活衛生局がん・疾病対策課 (内線2359)

令和7年度当初予算案 2.6億円 (1.9億円) ※()內は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 脳卒中、心臓病その他の循環器病(以下、単に「循環器病」という。)対策を総合的かつ計画的に推進するため、 都道府県は、「循環器病対策基本法」第11条第1項に基づき、循環器病の予防並びに循環器病患者等に対する保健、 医療及び福祉に係るサービスの提供に関する状況、循環器病に関する研究の進展等を踏まえ、「都道府県循環器病 対策推進計画」を策定することとされている。
- 本事業は、「都道府県循環器病対策推進計画」に基づき、都道府県において、地域の実情等を反映させた各種施策 を着実に実施することにより、循環器病対策を推進するために必要な経費である。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

【事業創設年度:令和3年度、補助先:都道府県、補助率:1/2】

【事業内容】

- 都道府県が策定した都道府県計画の各種目標等の実現・達成のために以下の事業を実施する。 ⑤ 循環器病の相談に資する事業
- ① 都道府県循環器病対策推進事業
- 循環器病医療提供体制の促進等に資する事業
- ③ 循環器病に関する正しい知識の普及啓発事業
- ④ 循環器病に関する治療と仕事の両立支援事業
- ⑥ 循環器病対策に資する多職種連携推進事業
- ⑦ 脳卒中・心臓病等総合支援センター事業

⇒ 設置個所数の増25府県→37都道府県

① 疾患対策の 企画・検討等を 行う会議体の 運堂



② 医療従事者 を対象とした研 修の開催等によ る人材育成



③ 普及啓発資 材の開発、市民 公開講座の実施



④ 循環器病に関 する治療と仕事 の両立支援の取 組を地域医療を



⑤ 循環器病に 関する相談窓口 の設置・運営



⑥ 循環器病の 医療・福祉に携 わる職種による 多職種連携体制 の構築



⑦ 地域全体の 患者支援体制の 充実を図るため の総合支援セン ターの設置



リウマチ・アレルギー疾患対策の推進

健康・生活衛生局がん・疾病対策課 (内線2359)

令和 7 年度当初予算案 9.5 億円 (10億円) *() 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○アレルギー疾患対策については、「アレルギー疾患対策基本法」及び「アレルギー疾患対策基本指針」に基づき、各種施策の着実な推進を図る。 ○リウマチ疾患対策については、平成30年11月に取りまとめられた厚生科学審議会疾病対策部会リウマチ等対策委員会報告書に基づき、各種施策の着実な推進を図る。

2 事業の概要 -

アレルギー情報センター事業

- ① アレルギー疾患に係る最新の知見に基づいた正しい情報等を提供するためのウェブサイトの作成
- ② リウマチ・アレルギー疾患を有する者への対応が求められることが多い施設関係者に対する研修会の開催 等 42百万円(42百万円)

アレルギー疾患医療提供体制整備事業

- ① アレルギー疾患の診療連携ネットワークの構築
- ③ アレルギー疾患に係る医師等に対する研修支援事業
- 令和7年度当初予算案

令和7年度当初予算案

- ② アレルギー疾患医療の診断等支援
- ④ 一般国民等からのアレルギーに関する相談事業 等

58百万円(56百万円)

リウマチ・アレルギー特別対策事業

- ① 都道府県アレルギー疾患医療連絡協議会等の開催
- ③ 正しい知識の普及啓発
- 令和7年度当初予算案 等 69百万円(69百万円)

② 医療提供体制の整備

④ 関係者の人材育成

免疫アレルギー疾患患者に係る治療と仕事の両立支援モデル事業

① 都道府県拠点病院等における両立支援コーディネーターの配置② 治療と仕事の両立に係る計画の策定及び支援

令和7年度当初予算案 等 39百万円(38百万円)

厚生労働科学研究費等補助金及び保健衛生医療調査等推進事業費補助金

- ① 免疫アレルギー疾患政策研究事業
- ② 免疫アレルギー疾患実用化研究事業 (医薬品PJ, ゲノム・データ基盤PJ, 疾患基礎研究PJ)

令和7年度当初予算案 等 7.4億円 (7.8億円)

※主な事業実績【アレルギー情報センター事業における令和5年度リウマチ・アレルギー相談員養成研修会受講者数:1,285名】

慢性腎臓病(CKD)対策の推進

健康・生活衛生局がん・疾病対策課 (内線2359)

令和7年度当初予算案 2.0 億円 (2.0億円) *() 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○平成30年7月にとりまとめられた「腎疾患対検討会報告書」や令和5年10月にとりまとめられた当該報告書に係る「中間評価と今後の取組について」に基づき、重症化予防のための普及啓発や病診連携体制の構築等、慢性腎臓病(CKD)対策の推進を図る。

2 事業の概要

腎疾患対策費

腎疾患対策検討会報告書に基づく腎疾患対策推進に関する情報提供

筀

令和7年度当初予算案 3百万円(3百万円)

令和7年度当初予算室

35百万円 (35百万円)

慢性腎臓病(CKD)特別対策事業

- 患者等一般向けの講演会等の開催
- 病院や診療所等の医療関係者を対象とした研修の実施
- CKD診療に関わる医療機関情報の収集と提供
- 慢性腎臓病(CKD)診療連携構築事業の実施

筌

慢性腎臓病(CKD)重症化予防のための診療体制構築及び多職種連携モデル事業

- 慢性腎臓病(CKD)の診療体制の構築や多職種連携を行うための会議体の設置
- 健康保険組合等と連携した受診勧奨を実施するために必要な支援
- ・ 企業・産業医等に対して研修会などの実施による周知を図るなど連携・協力体制の構築
- 多職種連携による療養指導等の実施

等

令和7年度当初予算案 21百万円(21百万円)

厚生労働科学研究費等補助金及び保健衛生医療調査等推進事業費補助金

- 腎疾患対策検討会報告書に基づく対策の進捗管理および新たな対策の提言に資するエビデンス構築
 - 災害時の透析医療確保に資する研究
- 腎臓をターゲットとした診断法・治療法の研究開発

令和7年度当初予算案 1.4億円(1.4億円)

※主な事業実績【慢性腎臓病(CKD)特別対策事業令和5年度実施自治体数:45自治体】

-61-

肝炎患者等の重症化予防の推進

健康・生活衛生局 肝炎対策推進室(内線2948)

令和7年度当初予算案 39億円 (39億円) ※()內は前年度当初予算額

1 事業の目的

肝炎ウイルス陽性者を早期に発見するとともに、相談やフォローアップにより陽性者を早期治療に繋げ、 ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図る。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等



陽性者

フォローアップの同意取得

フォローアップ事業の対象者 ※職域検査、妊婦健診、手術前検査での陽性者を含む

<フォローアップ方法>

対象者に対し、同意を得た上で、調査票を年1回送付する等により医療機関の受診状況や診療状況を確認し、 未受診の場合は、必要に応じて電話等により受診を勧奨

初回精密検査の費用助成

定期検査の費用助成 ※治療後の経過観察を含む

◆事業実績(令和4年度実績)

B型肝炎ウイルス検査: 786,219人 C型肝炎ウイルス検査: 776,202人 初回精密検査費用の助成: 751人 定期検査の費用助成 3,073人

➤肝がん・重度肝硬変の治療研究の促進

肝がん・重度肝硬変の治療研究の促進

健康·生活衛生局 肝炎対策推進室(内線2904)

1 事業の目的

令和7年度当初予算案 14億円 (14億円) *()內は前年度当初予算額

B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変は、予後が悪く長期の療養が必要となる等の特徴があることから、患者の医療費の負担の軽減を図りつつ、患者からの臨床データを収集し、予後の改善や生活の質の向上、肝がんの再発の抑制などを目指したガイドラインの作成など、肝がん・重度肝硬変の治療研究を促進するための支援を実施。(平成30年12月開始)

2事業の概要・スキーム、実施主体等

- <u>B型・C型肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変の患者</u>が、
 - ·年収約370万円以下 (※) で、
 - ・肝がん・重度肝硬変の入院治療又は肝がんの通院治療の医療費について、高額療養費の限度額(※)を超える月が過去2年間 (24ヶ月)で2月以上ある場合。

(24ヶ月)で2月以上ある場合、 当該2月目以降の医療費について、自己負担額が1万円となるよう助成。

なお、2月目以降(助成が行われる月)については、都道府県が指定する指定医療機関で治療を受けている必要がある。

(※)年齢・所得区分ごとの高額療養費の限度額

【70歳未満】	負担割合	高額療養費の限度額	
年収約370万円以下	3割	57,600円 ※1	
住民税非課税		35,400円 ^{※2}	

【70歳以上】	負担割合	高額療養費の限度額	
170城以上1	共担制口	外来	
年収約370万円以下	70-74歳 2割	18,000円 **3	57,600円 *1
住民税非課税 Ⅱ	75歳以上	8.000円	24,600円
住民税非課税 I	1割又は2割	8,00013	15,000円

※1:多数回該当44,400円 (12月以内に4回目以上)

※2:多数回該当24,600円

※3:年上限14.4万円 後期高齢者2割負担の方 については令和7年9月 未まで配慮措置あり

○ 実施主体:都道府県(補助率1/2)



※令和6年4月より、高額療養費の限度額を超える月数の要件を緩和

過去1年間(12ヶ月)で3月以上 \Rightarrow 過去2年間(24ヶ月)で2月以上

➣「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」に基づく給付金等の支給

「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」 に基づく給付金等の支給

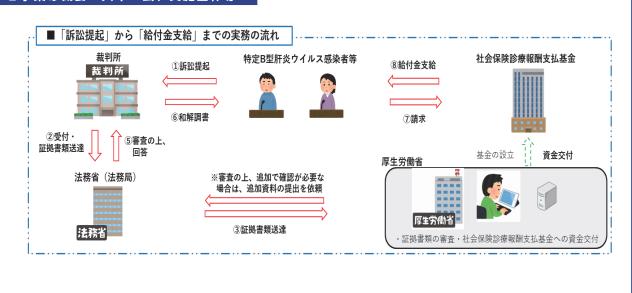
健康・生活衛生局 B型肝炎訴訟対策室(内線2101)

1 事業の目的

令和7年度当初予算案 1,181億円(1,179億円)*()內は前年度当初予算額 ※令和6年度補正予算額 210億円

集団予防接種等の際の注射器の連続使用によりB型肝炎ウイルスに感染した者及びその相続人に対し、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等を支給することにより、この感染被害の迅速かつ全体的な解決を図ることを目的とする。

2事業の概要・スキーム、実施主体等



〇難病・小児慢性特定疾病対策等の推進

▶難病・小児慢性特定疾病対策の着実な推進

難病・小児慢性特定疾病対策の着実な推進

健康・生活衛生局 難病対策課(内線2355)

令和7年度当初予算案 1,623億円 (1,607億円) *()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

難病の患者に対する医療等に関する法律及び児童福祉法に基づき、難病患者等への医療費助成等を行うなど、難病・小児慢性特定疾病対策の着実な推進を図る。

2 事業の概要・スキーム等

- (1)難病患者等への医療費助成の実施
- 指定難病患者に対する医療費助成に必要な経費を確保し、患者の医療費の負担軽減を図る。(主な事業)難病医療費等負担金/令和7年度当初予算案:1.291億円/実施主体:都道府県,指定都市/補助率:1/2 /実績(令和5年度末時点の支給認定者数):109万人
- (2)難病患者の社会参加と難病に対する国民の理解の促進のための施策の充実
- 地域の様々な支援機関と連携した相談支援体制の構築などにより、難病患者の長期療養生活上の悩みや不安を和らげ、就労支援を推進するため、相談支援センターへの専門職の配置等への支援を行うとともに、難病についての理解を深める取組を推進し、難病患者が社会参加しやすい環境の整備を図る。 (主な事業)難病相談支援センター事業/令和7年度当初予算案: 6.7億円/実施主体:都道府県、指定都市/補助率:1/2
- (3)難病の医療提供体制の構築
- 都道府県における難病の医療提供体制の拠点となる難病診療連携拠点病院を中心とした連携体制の構築等に対する支援を行う。 (主な事業)難病医療提供体制整備事業/令和7年度当初予算案:5.7億円/実施主体: 都道府県/補助率:1/2
- (4) 小児慢性特定疾病対策の推進
- > 慢性的な疾病を抱える児童等に対する医療費助成に必要な経費を確保し、患児家庭の医療費の負担軽減を図る。また、慢性的な疾病を抱える児童等の自立を 促進するため、療養生活に係る相談や地域の関係者が一体となった自立支援に対する支援等を行う。
 - (主な事業)小児慢性特定疾病医療費負担金 /令和7年度当初予算案: 179億円/実施主体:都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市/補助率:1/2 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業費負担金/令和7年度当初予算案: 9.2億円/実施主体:都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市/補助率:1/2
- (5)難病・小児慢性特定疾病に関する調査・研究などの推進
- ▶ 難病等の研究を総合的・戦略的に実施するため、全国規模の指定難病患者・小児慢性特定疾病児童等データベースの充実を図り、難病患者・小児慢性特定疾病児童等の情報の円滑な収集を進めるとともに、この情報を活用するなどして、疫学調査、病態解明、治療法の開発(遺伝子治療、再生医療技術等)等に関する研究を行う。
 - (主な事業)難治性疾患政策研究事業 / 令和7年度当初予算案:17.3億円 難治性疾患実用化研究事業/令和7年度当初予算案:85.7億円、令和6年度補正予算額:31.5億円

≫移植医療対策の推進



移植医療対策の推進

健康・生活衛生局難病対策課 移植医療対策推進室(内線2363)

令和7年度当初予算案 37億円 (35億円) * () 内は前年度当初予算額

造血幹細胞移植対策の推進

※令和6年度補正予算額 9.8億円

24億円(25億円) 臓器移植対策の推進

1 事業の目的

移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進を図るため、若年層の骨髄等ドナー登録者や臍帯血の確保、コーディネート期間短縮に向けた取組や造血幹細胞移植後の患者のフォローアップ体制の構築を引き続き推進するとともに、造血幹細胞移植に必要な基盤である両バンクが安定的に運営できるよう支援を行う。

①骨髄移植対策事業費(骨髄バンク運営費)

5.0億円(4.9億円)

(参考) 令和6年度補正予算 1.1億円 骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業者(骨髄バンク)の安定的は運営を引き続き支援する。 骨髄データバンク登録費 骨髄データバンク登録費 骨髄移極及び末梢血幹細胞移植をする際に必要な骨髄等ドナーのHLA(白血球の型)の検査及 びテータ登録・管理体制の確保を図る。

③臍帯血移植対策事業費 (臍帯血バンク運営費)

6.5億円 (6.5億円)

(参考) 令和6年度補正予算 60百万円 臍帯血供給事業者 (臍帯血バンク) の安定的な運営を引き続き支援する。

④造血幹細胞移植患者・ドナー情報登録支援事業

造血幹細胞移植患者・ドナー情報登録支援事業
 (参考)令和6年度補正予算 74百万円
 患者の治療内容やドナーの健康情報等を収集・分析し、医療機関・研究者等に提供することで、治療成績や安全性の向上につなげていくためのデータ処理・解析体制の確保を図る。

⑤ 造血幹細胞提供支援機関事業

2.0億円 (2.0億円)

(参考) 令和6年度補正予算 1.0億円 「参考)令和6年度補正予算 1.0億円 一分間・末梢血幹細胞提供あっせん事業者及び開帯血供給事業者に対する支援を行う支援機関 (日本赤十字社)の安定的な運営を引き続き支援する。

⑥造血幹細胞移植医療体制整備事業 移植後も身近な地域で生活の質を保ち、安心して暮らしを続けていけるよう、引き続き、各地域における造血幹細胞移植推進拠点病院の体制整備を図る。

3 実施主体等

- 4 移植実績等

 - ◆ 骨髄バンクドナー登録者数:554,123人(令和6年3月末時点)
 ◆ 臍帯血新規公開本数:2,157本(令和5年度)
 ◆ 移植数:2,459件(令和5年度)(内:骨髄移植等1,092件 臍帯血移植1,367件)

1 事業の目的

脳死下及び心停止後の臓器提供が円滑に行われるよう、あっせん業務体制の強化、臓 器提供施設の体制整備や連携強化等を通じた地域における臓器提供体制の構築を引き 続き推進するとともに、臓器提供に関する意思表示を促進するための普及啓発の取組

2 事業の概要

①臓器移植対策事業費(臓器あっせん機関運営費)

12億円(10億円)

9.4億円 (10億円) 9.4億円 (10億円) 9.4億円 (10億円) 8.4億円 (10億円) 9.4億円 (10円) 9.40円 (10円) 9.40円 (10円) 9.40円 (10円) 9.40円 (10円) 9.40円 (10円) 9.40円 (10円) 9.40円

(参考) 令和6年度補正予算 ・レシピエント検索システムの改修等 1.1億円・臓器提供プロセスに係る支援体制の構築 5.2億円

●あっせん業務体制の強化

5.1億円(3.8億円)

日本臓器移植ネットワークのみが担っている臓器のあっせん 連業務を切り出して実施する機関を複数設置するなど、あっせん体制の強化を図る。

②臓器提供施設連携体制構築事業 「臓器提供施設連携体制構築事業」の参加施設において、脳死が疑われる患者の情報を早期から能動的に把握するための体制を構築するとともに、拠点施設から経験の少ない施設に対し、選択肢提示に関する助言等を行う。また、移植医療支援をを設置している拠点施設が 臓器提供の適応判断や臓器摘出時の支援等を行い、地域における臓器提供体制の強化を図る。

普及啓発等事業費 25百万円(26百万円) 臓器提供に係る意思表示が可能となる15歳を対象とした中学3年生向け啓発冊子の作成 配布のほか、脳死下での臓器提供事例の検証のために必要な経費等を確保することにより、 国民の移植医療への理解や意思表示の必要性について啓発等を図る

3 実施主体等

- ◆ 実施主体:①臓器あっせん機関、②医療法人、独立行政法人、 都道府県等、③国 ◆ 補 助 率 :定額、1/2

4 移植実績等

- ◆ 臓器移植法に基づく脳死した者の身体からの臓器提供 ・平成9年10月16日(臓器移植法の施行の日)から令和6年3月 末までの間に1,042名(うち令和5年度116名)
- ※上記の他、当初予算案には、移植医療の研究の推進として1.5億円(1.6億円)を計上している。

○歯科保健医療・栄養対策・リハビリテーションの推進

▶健康寿命延伸に向けた生涯を通じた歯科健診等の歯科口腔保健の推進

8020運動・口腔保健推進事業

医政局歯科保健課(内線2583)

令和7年度当初予算案

13億円 (12億円) ※()內は前年度当初予算額

1 事業の目的

- ○歯科口腔保健の推進に関する法律に基づき策定されている歯科口腔保健施策を総合的に推進するための「歯科口腔保健施策の推進に関 する基本的事項」(平成24年度制定)に基づき、各地域において様々な取組が実施されている。
- ○令和6年度より、「歯科口腔保健施策の推進に関する基本的事項(第2次)」が開始され、地域における歯科健診やフッ化物局所応用等 のう蝕予防対策、歯科関係職種等の養成等の歯科口腔保健施策の推進に関する取組を今まで以上に実施することが求められている。
- 「骨太の方針2024」において「生涯を通じた歯科健診(いわゆる国民皆歯科健診)に向けた具体的な取組の推進」も含めた、歯 科保健医療提供体制の構築と強化に取り組むとしていることも踏まえ、自治体における歯科口腔保健の推進のための体制の充実を図る。

2 事業の概要・スキーム、実施主体

1.8020運動推進特別事業

歯科口腔保健の推進のために実施される歯科保健医療事業(都道府県等口 腔保健推進事業に掲げる事業を除く)に必要な財政支援を行う(平成12年度 から実施)。 【実施主体: 都道府県】補助率: 1/2 相当定額 1)8020運動及び歯科口腔保健の推進に関する検討評価委員会の設置

- 2)8020運動及び歯科口腔保健の推進に資するために必要となる事業 歯科口腔保健の推進に携わる人材研修事業
 - 歯科口腔保健の推進に携わる人材の確保に関する事業
 - その他、都道府県等保健推進事業に掲げる事業以外の事業

【事業実績】

2年度44箇所、3年度44箇所、4年度45箇所、5年度46箇所

3. 歯科口腔保健支援事業

国民に対する歯科口腔保健の推進に関する知識の普及啓発等を行う。 【実施主体:株式会社 等】 ・歯科疾患予防等に資する動画等の作成・公開

- マスメディア等を活用した効果的な普及啓発の実施セミナー、シンポジウム等の開催等





(国民)

2. 都道府県等口腔保健推進事業【一部拡充】

「歯科口腔保健の推進に関する法律」に基づき、歯科口腔保健の取組を進めるため実施される歯科保健事業を行う(平成25年度から実施)。

【実施主体:都道府県、政令市、特別区、市町村】(※補助メニュ

異なる)補助率 : 1 / 2 相当定額 1)口腔保健支援センター設置推進事業

【事業実績】2年度46箇所、3年度46箇所、4年度49箇所、5年度53箇所

- 2) 口腔保健の推進に資するために必要となる事業
 - 歯科疾患予防等事業
 - 歯科疾患予防事業
 - ② 歯科健診事業【拡充:都道府県・保健所設置市の補助単価の見直し】 会標準事業例〉歯科健診事業(個別・集団)、医科健診等への歯科健診同時実施事業、個科疾患等簡易スクリーニング事業 等 歯科疾患等簡易スクリーニング事業 等
- 歯科保健医療推進事業
- 歯科医療技術者養成・口腔機能管理等研修事業 調査研究事業

多職種連携等調査研究事業 【事業実績】 I 2年度104箇所、3年度163箇所、4年度200箇所、5年度388箇所

Ⅱ 2年度53箇所、3年度64箇所、4年度70箇所、5年度65箇所



生涯を通じた歯科健診(いわゆる国民皆歯科健診)環境整備事業

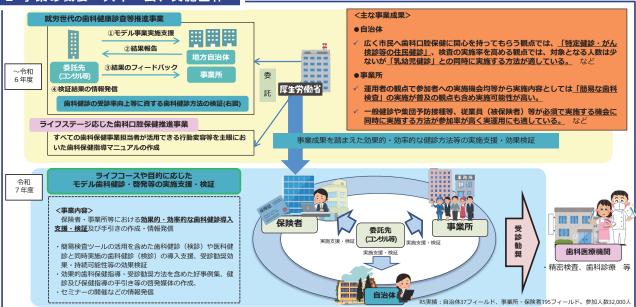
(全世代向けモデル歯科健康診査等実施事業)

医政局歯科保健課(内線2583)

令和7年度当初予算案 4.3 億円 (3.7億円) * () 内は前年度当初予算額

事業の目的

- 健康で質の高い生活を営む上で、口腔の健康の保持・増進が重要な役割を果たしていることに加え、「骨太の方針」において継続的に生涯を通じた歯科健診(いわゆる国民皆歯科健診に関する内容が記載されていることから、特に就労世代中心に歯科健診の健診機会の確保等に取り組んでいるところ。令和7年度においては、これまでの各事業成果等を踏まえつつ、いわゆる国民皆歯科健診の実現に向けて集中的に環境整備に取り組むこととする。
- 2 事業の概要・スキーム、実施主体





後期高齢者医療の被保険者に係る歯科健診事業

保険局高齢者医療課(内線3190)

令和7年度当初予算案 8.7億円 (7.8億円) ※() 內は前年度当初予算額

1 事業の目的・概要

- 歯周病を起因とする細菌性心内膜炎・動脈硬化症等の悪化、口腔機能低下による誤嚥性肺炎等を予防するため、広 域連合は歯・歯肉の状態や口腔機能の状態等をチェックする歯科健診を実施。
 - 国は広域連合に対し国庫補助(増額)を行うことにより、歯科健診事業を推進。
- 健康増進法に基づき実施されている歯周疾患検診や、国(厚生労働省)において策定した「後期高齢者を対象と した歯科健診マニュアル」などを参考にしつつ、高齢者の特性を踏まえた健診内容を各広域連合で設定。 〈例:後期高齢者を対象とした歯科健診マニュアル(H30.10策定)〉咀嚼機能、舌・口唇機能、嚥下機能、口腔乾燥、歯の状態等(歯の状態、粘膜の異常、歯周組織の状況)
- 市町村や都道府県歯科医師会等への委託等により実施。

2 事業のスキーム 妥 保険者 被保険者 (広域連合) 医療機関・健診施設

市町村•都道府県歯科医師会等

3 実施主体等

実施主体: 広域連合 補助率:1/3

負理哈: 国1/3、地措置1/3

保)料1/3

事業実績:

実施広域連合数 (受診者数)

令和3年度 46(36.3万人) 令和4年度 47 (44.9万人)

令和5年度 47 (51.4万人)



歯科医療提供体制構築推進・支援事業

令和7年度当初予算案 3.2億円 (2.7億円) *(1)内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- ◆少子高齢化の進展、歯科疾病構造の変化など、歯科保健医療を取り巻く状況は大きく変化している。地域により、歯科医療資源の状況等は異なることから、地域の実情を踏まえた歯科医療提供体制を構築することが求められている。
- ◆「骨太方針2024」においても、「歯科保健医療提供体制の構築と強化に取り組む」との方針が示されている。

2事業の概要・スキーム、実施主体

歯科医療提供体制構築推進事業

各都道府県における歯科医療提供体制の構築を推進するため、 歯科医療提供体制の構築に向けて協議・検討を行う検討委員会を 設置し、地域の実情を踏まえた歯科医療提供体制を構築するため の取組を補助する。

【実施主体】都道府県

【補助率】1/2相当定額 【事業実績】5年度 10都道府県

- NDB(National Database; レセブト情報・特定 健診等情報データベース)やKDB(Kokuho Database; 国保データベース)等を活用した地域 の歯科保健医療提供状況の状況に関する分析及び分 析結果に基づく歯科医療提供体制(医科歯科連携体 制の構築等を含む)の検討
- ・口腔機能低下、摂食嚥下障害等の患者への食支援に 関する多職種連携体制の構築

② 歯科医療提供体制構築支援事業 【新規】

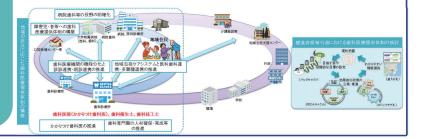
歯科医療提供体制の構築促進のため、各地域の課題解決に向けて実施 する様々な事業を支援する。

【実施主体】都道府県、市町村、地域歯科医師会、大学等 【補助率】1/2相当定額

①歯科医療機関の機能分化・連携 例:歯科医師確保対策、歯科医師育成支援 例: 地域の歯科診療所との連携(後方支援機能) リハ・口腔・栄養連携推進 ②病院歯科等の役割の明確化

③外来における医科歯科連携・多職種連携の推進

④障害児・者への歯科医療提供



▶健康の維持・増進に向けた栄養対策の推進

健康の維持・増進に向けた栄養対策の推進

健康・生活衛生局健康課(内線8443、2343)

令和7年度当初予算案 2.4億円 (4.1億円) * () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブ

・ 厚生労働省は、健康寿命延伸プラン等を背景とした食環境づくり※に関する有識者検討会報告書(2021年6月公表)及び東京栄養サミット2021 (2021年12月開催)を踏まえ、産学官等連携の推進体制(健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブ)を2022年3月に立ち上げ。

※食環境づくりとは、人々の「食品へのアクセス」と「情報へのアクセス」の両方を相互に関連させて健康的な食生活の環境を整備していくものをいう。

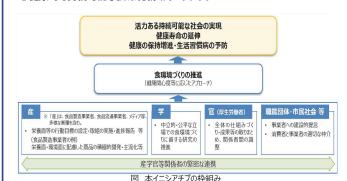
本イニシアチブでは、主要な栄養課題等*への対策を推進するため、健康への関心が薄い層にも栄養面に配慮された商品が行き届き、誰でも健康的な 食生活が送れるよう商品の開発・流通、情報提供等について、産学官等連携を拡充し取り組む。

※主要な栄養課題等とは、「食塩の過剰摂取」、「若年女性のやせ」、「経済格差に伴う栄養格差」等。

厚生労働省では、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得る目的で、健康増進法(平成14年法律第103号)等に基づき、 毎年国民健康・栄養調査を実施。(なお、令和6年度は4年に1度の拡大調査として、約4倍の客体を対象に調査実施)

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

○健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブ



○国民健康·栄養調査

【調查項目】

① 身体状況調査票 身長、体重(1歳以上)、腹囲、血圧測定、血液検査、 問診(20歳以上)

② 栄養摂取状況調査票 世帯状況、食事状況〈欠食·外食等〉、 食物摂取状況〈栄養素等摂取量、食品摂取量等〉(1歳以上)、 1日の身体活動量〈歩数〉(20歳以上)

③ 生活習慣調査票

食生活、身体活動、休養(睡眠)、飲酒、喫煙、 歯の健康等に関する生活習慣全般(20歳以上)

全国300単位区内の世帯約6,000世帯及び当該世帯の1歳以上の 世帯員約15,000人

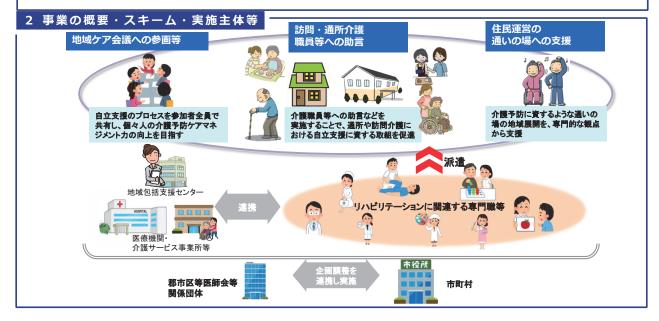
老健局老人保健課(内線3967)

地域リハビリテーション活動支援事業

令和7年度当初予算案 地域支援事業の内数

1 事業の目的

- 地域における介護予防の取組を機能強化するため、地域ケア会議、通所・訪問介護事業所、住民運営の通いの場等 へのリハビリテーション専門職等の関与の促進を図る。
- 市町村は、郡市区等医師会等の関係団体と連携の上、医療機関や介護事業所等の協力を得て、リハビリテーション 専門職を安定的に派遣できる体制を構築するとともに、関係機関の理解の促進を図る。



保険局高齢者医療課(内線3190)

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の全国的な横展開事業(再掲)

令和7年度当初予算案 1.0億円 (1.0億円) ※ () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

令和2年度より開始された「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施※」について、全市町村での効率的・効果 的な事業実施に向けて取り組むよう効果的な事例の横展開を図る。 ※渦齢者の心身の多様な課題に対してきめ細かな支援を実施するため、後期高齢者の保健事業について、介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一体的に実施。

2 事業の概要・スキーム 3 実施主体等 国(厚生労働省) ·実施主体: 国保中央会 厚生労働科学研究事業 国保中央会 国保連合会 連携 一体的実施の事業検証 国保連合会による広域連合と市町村の KDB二次加工ツールの検証 等 保健事業実施に係る支援をサポート ⇒広域・市町村における事業開始の促進、一体的 ·補助率 : 定額 実施の課題の整理 ワーキンググループの開催 国保連合会・広域連合・都道府県等に対する市町村 研究 ·事業実績:全広域連合及 支援等に関する研修会の開催 健康課題への対応 成果 ストライトの実施・KDBシステム活用事例等発表会 KDB二次加工ツールの充実 一体的実施の全国的な機展開支援 び全市町村等を対象に 広域連合・市町村 KDBシステム二次加工ツールの活用 広域連合が市町村に事業の一部を委託し、高齢 者の保健事業と介護予防を一体的に実施する。 実施。 報告・相談 サポート ·一体的実施市町村数: ● 業務の簡素化・標準化 優先介入対象リストの自動作成等、経験の浅い職員でも 課題把握・課題解決を可能に 国保連合会 1,072(令和4年度) ● 広域連合・市町村のPDCA支援 1,396(令和5年度) 広域連合及び市町村が一体的実施に ツール等の活用を通したPDCAの推進、効率的な業務改善、 サポート 成果指標の抽出等 取り組むための支援 1,708 (令和6年度) ① 広域連合・市町村向け研修会・セミナーの開催 ② 保険者等の取組・KDB活用事例の収集 ● インセンティブの強化 ・PDCAと保険者インセンティブ指標の連動による取組の強化 支援・評価委員会との連携・活用 ※ 令和6年度は 速報値 個別自治体への支援 等

令和7年度当初予算案 21億円 (21億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

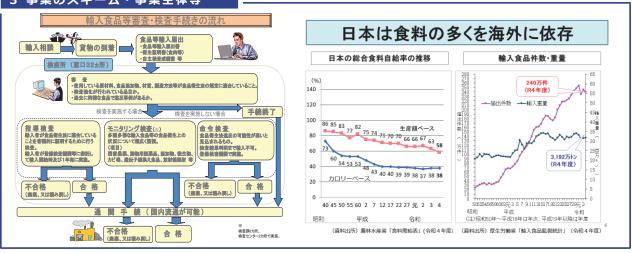
※令和6年度補正予算額 7.7億円

我が国には、世界各国(約200カ国)から年間240万件、3,192万トン(令和4年度実績)の食品が輸入されており、日本人の食事のカロリーベースの6割程度となっている。今後も国際的な経済連携協定(TPP11、日EU・EPA、RCEP等)の推進に伴い輸入食品の増加が見込まれており、国内流通する輸入食品等の安全・安心の確保を図る必要がある。

2 事業の概要

輸入食品・検疫検査センターにおいて使用しているガスクロマトグラフ質量分析計等の検査機器について、10年以上使用しているものがあり、 サポートが終了しているものや、部品の製造が終了することにより今後故障した際に修理できなくなるなど、検査機器の更新が必要な状況となって いる。これらの状況を踏まえ、主に検査機器の更新維持のための経費等を要求するものである。

3 事業のスキーム・事業主体等



○各医療保険制度などに関する医療費国庫負担

各医療保険制度などに関する医療費国庫負担

保険局総務課(内線3629) 保険局保険課(内線3152) 保険局高齢者医療課(内線3194) 保険局国民健康保険課(内線3256)

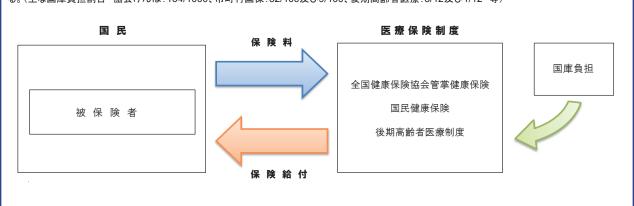
令和7年度当初予算案 10%2,779億円 (10%1,598億円) *() 内以前年度当初予算額

1 事業の目的

O 全国健康保険協会管掌健康保険、国民健康保険及び後期高齢者医療の医療費等に要する費用に対し、健康保険法、国民健康保険法及び 高齢者の医療の確保に関する法律等に基づき一部を負担することにより、各制度の健全な事業運営に資すること。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

〇 健康保険法、国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律等に基づき、各医療保険者に対し医療費等に要する費用の一部を負担する。(主な国庫負担割合 協会けんぽ:164/1000、市町村国保:32/100及び9/100、後期高齢者医療:3/12及び1/12 等)



保険局国民健康保険課(内線3256)

国保改革による財政支援の拡充について

令和7年度当初予算案 3,071億円 (3,071億円) *(1) 内は前年度当初予算額

1 事業の目的 _

国保の財政運営を都道府県単位化する国保改革とあわせ、毎年約3,400億円(※)の財政支援の拡充を行っている。 (※公費(国及び地方の合計額))

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

<2015年度(平成27年度)から実施>(約1,700億円)

○ 低所得者対策の強化

(低所得者数に応じた自治体への財政支援を拡充)

1,700億円

<2018年度(平成30年度)から実施>(約1,700億円)

○財政調整機能の強化

(精神疾患や子どもの被保険者数など自治体の責めによらない要因への対応)

800億円

○保険者努力支援制度

(医療費の適正化に向けた取組等に対する支援)

840億円 (2019~2025年度は910億円)

○財政リスクの分散・軽減方策

(高額医療費への対応)

60億円

- ※ 保険料軽減制度を拡充するため、2014年度(平成26年度)より別途500億円の公費を投入
- ※ 2015~2018年度(平成27~30年度)予算において、2,000億円規模の財政安定化基金を積み立て
- ※ 保険者努力支援制度は、2020年度より、上記とは別に事業費分・事業費連動分を新設し、予防・健康づくりを強力に推進

○被用者保険への財政支援

被用者保険への財政支援

保険局保険課 (内線3245) 保険局高齢者医療課(内線3192)

令和7年度当初予算案 1,250億円 (1,250億円) * () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○ 被用者保険において、高齢者医療制度を支えるための拠出金負担(前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金)が増加する中で、拠出金負担の重い被用者保険者への支援を実施する。また、令和5年通常国会で改正法が成立した医療保険制度改革に際し、令和6年度から特例的に、国費による支援を430億円追加し、被用者保険への財政支援強化を実施する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

①高齢者医療特別負担調整交付金(200億円) <平成29年度から開始>

拠出金負担(後期支援金、前期納付金)が、義務的支出(拠出金負担 + 自保険者の法定給付費)に比べて過大と なる保険者の負担を、全保険者と国費で軽減

国費充当(100億円)を拡大し、負担軽減対象となる保険者の範囲を拡大(200億円)

(補助率:1/2→令和6年度から2/3) (令和5年度事業実績) 138保険者

- ②**高齢者医療運営円滑化等補助金(950.4億円)** < (1) 平成2年度から開始(2) 平成27年度から開始(3) 令和6年度から開始> 前期納付金等の割合・伸びに着目し、拠出金負担が過大となる保険者に対して、負担の重さに応じた補助を行う。 国費充当(720.4億円)を拡大し、現行の支援を見直すとともに、賃上げ等により報酬水準が引き上がった 健康保険組合に対する補助を創設し、拠出金負担を更に軽減(950.4億円)
 - (1)総報酬に占める前期納付金の割合(所要保険料率)が重い保険者に対する負担軽減(120.4億円)
 - (2) 前期納付金等の平成23年度からの伸び率に着目した負担軽減(600億円)
 - (3)企業の賃上げ努力に配慮した拠出金負担軽減(230億円)

(補助率:定額) (令和5年度事業実績) 1,084保険者

③健康保険組合連合会交付金交付事業費負担金(100億円) < 令和6年度から開始>

高額レセプトの発生した健康保険組合に対する支援を行う健康保険組合連合会の高額医療交付金事業について、 国費による財政支援を制度化 (補助率:定額)

被用者保険の適用拡大に係る健康保険組合への財政支援

令和7年度当初予算案 2.5億円 (2.5億円) *() 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律に基づき、令和6年10月からの短時間労働者の適用拡大の施行に伴う、加入者の増に伴う法定給付費の増により、財政が逼迫する恐れのある健康保険組合に対して、法定給付費の増加等に着目した財政支援を行う。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

